

専門的な雇用支援が必要な
若年輕度知的障害者の
実態把握に関する基礎調査

2017年4月

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
障害者職業総合センター

NATIONAL INSTITUTE OF VOCATIONAL REHABILITATION

専門的な雇用支援が必要な若年軽度知的障害者の 実態把握に関する基礎調査

2017年4月

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

障害者職業総合センター

NATIONAL INSTITUTE OF VOCATIONAL REHABILITATION

まえがき

障害者職業総合センターでは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、我が国における職業リハビリテーション・サービス機関の中核として、職業リハビリテーションに関する調査・研究を始めとする、さまざまな業務に取り組んでいます。

この資料シリーズは、当センターの研究部門が実施した「専門的な雇用支援が必要な若年軽度知的障害者の実態把握に関する基礎調査」の結果を取りまとめたものです。

本研究では、一般校に進学した軽度の知的障害者について、ハローワーク及び地域障害者職業センターへの調査を行うことで、特別支援学校のような手厚い支援を受けていない若年軽度知的障害者の状況を把握し、適切な雇用支援の方法について検討するための基礎となる材料を取りまとめることを目的としました。

本研究を進めるに際し、都道府県労働局、ハローワーク及び地域障害者職業センターの方々から多大な御協力を賜りました。皆様に心より感謝申し上げます。

本資料シリーズが我が国における職業リハビリテーションをさらに前進させるための一助になれば幸いです。

2017年 4月

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
障害者職業総合センター
担当理事 有澤 千枝

執筆担当（執筆順）

遠藤 雅仁	前障害者職業総合センター統括研究員	概要、第1章、第2章、第3章、 第5章
浅賀 英彦	障害者職業総合センター主任研究員	第2章、第4章
武澤 友広	障害者職業総合センター研究員	第1章（図表）、第3章（図表）

研究担当者

本研究は、平成28年度に障害者職業総合センター障害者支援部門で担当した。
研究担当者は下記のとおりである。

遠藤 雅仁	統括研究員
浅賀 英彦	主任研究員
武澤 友広	研究員
望月 葉子	特別研究員

付記

本研究において実施した調査の集計については、研究員 榎本容子の協力を得ました。

目 次

概要	1
第 1 章 問題の所在、調査方法、本報告書の内容等	2
第 1 節 問題の所在	2
第 2 節 調査対象の範疇	2
第 3 節 調査方法及び結果	2
1 質問紙調査	2
2 ヒアリング調査	3
第 4 節 問題提起の妥当性	3
1 質問紙調査の調査票の回収状況からみた問題の発生状況	3
2 ヒアリング調査結果	3
(1) 相談状況	3
(2) 軽度知的障害者の就職問題をめぐる社会的背景	4
3 公式統計（平成 25 年若年者雇用実態調査）との比較	4
(1) 継続就業期間の比較	4
(2) 結果	4
4 現下の状況と本報告書の分析の進め方について	5
(1) 現下の状況	5
(2) 分析の進め方	6
第 2 章 ヒアリング調査からみた軽度知的障害者をめぐる諸課題	7
第 1 節 本章の内容	7
第 2 節 ハローワーク等における軽度知的障害者の相談状況及びハローワーク等の専門援助窓口を利用 していない者の潜在的な状況	7
1 軽度知的障害者の登録、相談傾向	7
2 発達障害との重複の傾向	8
3 発達障害者の傾向	8
第 3 節 軽度知的障害者に関する諸課題の背景	9
1 特別支援学校への進学を選択しなかった理由	9
(1) 家庭環境の要因	9
(2) 一般校側の受入れの背景	10
2 軽度知的障害者の就職、職場定着に係る問題点	11
(1) 軽度知的障害者の進路指導に関して生じている問題点	11
(2) 軽度知的障害に起因する就職、職場定着に係る問題点、就職状況	11
第 4 節 まとめ	12
1 軽度知的障害者の量的側面について	12
2 一般校に進学した後、就職や職場定着が困難であるという課題の背景	12

(1) 特別支援学校を選択しない理由	12
(2) 一般校側の受入れの背景	12
3 軽度知的障害者の就職、職場定着に係る問題点	12
(1) 軽度知的障害者に対する進路指導に関して生じている問題点.....	12
(2) 軽度知的障害者に起因する問題点	12
第3章 質問紙調査結果	13
第1節 質問紙について	13
1 質問紙の構成	13
2 主な用語	14
第2節 性別、年齢階層別の分布状況、及び学歴等の本人の属性に関する状況把握.....	15
1 性別、年齢階層別、学歴、訓練受講歴等の分布	15
2 生活状況に関する実態把握	18
3 障害の理解状況	21
4 手帳取得と生育歴等の関係	22
5 発達障害との重複について	25
第3節 就業状況について	26
1 就業状況の分類	26
(1) 有業者の仕事の種類及び無業者の活動状況（複数回答）	27
(2) 離職者と就業未経験者に係る比較	28
ア 離職者と就業未経験者の割合	28
イ 進学と就職の関係	29
(3) 離職者についての分析	
ア 離職期間	30
イ 離職回数	30
ウ 離職者の職業訓練受講歴	31
エ 離職者について前職継続就業期間と求人区分の関係	31
オ 離職者の離職理由	32
カ 発達障害との重複の有無別の前職離職理由	33
(4) 障害者向け支援を受けた経験別の状況	34
ア 学校教育で受けた知的障害者向け支援	34
イ 就業支援機関で受けた知的障害者向け支援	36
(5) 就職、職場定着に必要な支援について	38
ア 発達障害との重複の有無別、必要とされる就職支援、職場定着支援.....	38
イ 発達障害との重複の有無別、就職、職場定着の課題	40
第4章 事例集	42
第1節 本章の内容	42
第2節 事例集	43
1 有業者グループ	43

2 無業者（就業未経験者）グループ	49
3 無業者（離職者）グループ	62
第5章 軽度知的障害者の就業支援の課題	82
調査票	83
無効回答の取扱い	95

概 要

本研究は、知的障害の軽度な者の中には一般高校に進学した後、若年時から離職を繰り返し、安定した雇用に結びつかない者がみられるという問題提起に基づいて、その実態を把握することを目的として行った。調査方法としては、ハローワーク及び地域障害者職業センターの職員を対象に、質問紙調査とヒアリング調査により実施したものである。

第1章では、この問題提起について質問紙調査及びヒアリング調査により妥当性を検証した。この結果、現状については、ハローワークの専門援助窓口を利用する軽度知的障害者は存在するものの、登録件数は多くはなく、また傾向として横ばいで推移しているため、現時点で量的な側面からは、この問題の解決が喫緊の課題とまではいえないと思われる。

しかしながら、質問紙調査結果等から軽度知的障害者の継続就業期間は若年者全体に比べて短い傾向にあるなど就業上の問題が存在することが推測されることや、ハローワークの専門援助部門を利用しない潜在的な軽度知的障害者は増加傾向にあることがヒアリング調査で指摘されていることから、今後問題が顕在化することが懸念される状況にあるとの結論に至った。

第2章では、ヒアリング結果から、最近の軽度知的障害者の就業に係る社会的な状況、問題点をみることにした。この結果、子供の知的障害を認めたくない親の意向と少子化傾向が相まって、軽度知的障害者の中で、一般高校や専門学校等を選択する者が存在していること、さらには一般校において軽度知的障害者の進路指導のノウハウが不足していること、軽度知的障害者は就職しても離職しやすい傾向にあることなどを指摘した。

第3章では、質問紙調査により軽度知的障害者の就業実態等をみることにした。特に就業関係についてみると、まず就業未経験者について、学歴と就職の関係では専門学校等上級学校へ進学した場合には、女性は男性に比べて初職につきにくいという結果がみられた。また離職者については、まず前職を離職してから調査時点までの離職期間については1年未満が最も多く、次いで1～2年となるなど離職期間は2年以内に集中していた。次に、離職回数は1～2回とする者がほぼ半数であった。離職理由を複数回答で尋ねたところ、期間満了、人員整理など会社都合と思われる理由が20%弱であった。一方、自己都合と思われる離職理由では「作業水準について行けなかった」「人間関係」が多くみられた。男女別には「人間関係」は女性の約20%に対し、男性が約40%と多く、逆に「本人や家庭の事情」は女性で30%近くになっているのに対し、男性では5%程度となっていた。

第4章は個別の事例を掲載し、実態を詳細にみることにした。これで判明したのは、障害について理解することが就職と職場定着において最も必要であるが、その気付きのきっかけとして、友人、親戚などの助言が多く、特に軽度知的障害については、本人や親も理解していないことが多いため、理解を促進するための指導機会が必要といったことである。

第5章では総括として、軽度知的障害者の就業支援に関する課題として、本人、家族の障害理解の重要性を取り上げ、問題点等を指摘した。

第1章 問題の所在、調査方法、本報告書の内容等

第1節 問題の所在

知的障害の軽度な者の中には、一般高校に進学した後、特別支援学校におけるような障害者向けの手厚い支援が受けられず、若年時から離転職を繰り返し、安定した雇用に結び付かない者がみられることが問題となっているため、これらの者についての実情を把握する必要があるという問題提起が厚生労働省からなされた。これを受けて、軽度知的障害の判定を受けた者の就業に関する実態把握のための調査をハローワーク及び地域障害者職業センターの職員を対象として行った。実施に当たって、発達障害との重複障害のある者も調査対象としてほしいとの要望もあったため、発達障害との重複障害が疑われる者についても、可能な範囲でその実態をみることにした。調査は質問紙調査とヒアリング調査により行った。

第2節 調査対象の範疇

調査対象とした若年輕度知的障害者の範疇としては、以下のすべてに該当する者とした。以後、本報告書において軽度知的障害者と記述した場合、特に断らない限り便宜的にこの範疇に該当する者をいうこととする。

- ① 調査時点で雇用保険被保険者として就業していないこと
- ② 初回の来所時の年齢が35歳未満であること
- ③ 知的障害の判定については、各都道府県、政令指定都市での判定区分に基づく軽度判定の者であること。ただし、中軽度／重度の2区分の場合は、中軽度判定の者も対象とした。最終的に在籍した学校については、特別支援学校は含めず、一般学校（全日制、定時制、通信制の各高校、高専、専門学校、短大、大学）とし、卒業、中退は別途尋ねた。
- ④ 就業上の問題がみられる者を対象とするため、全国の各労働局管内のハローワーク及び地域障害者職業センターにおいて把握している上記①～③に該当する者のうち、最終学歴後、1度も就職しないでいる者及び最終学歴後、離転職を繰り返す者を対象とした。

第3節 調査方法及び結果

1 質問紙調査

各労働局の管轄ハローワーク全体から最大3事例に絞って回答を求めた。地域障害者職業センターには、全国の各本所、支所において1所当たり最大3事例に絞って回答するよう求めた。したがって、調査票の回収件数は、最大で297件（ハローワーク分141件、地域障害者職業センター分156件）となるが、実際の回収件数は216件であった。このうち、中度の知的障害者を対象とした回答は無効とし、ハローワークと地域障害者職業センターで同一人物についての回答があった場合はハローワーク分として計上した。結果、分析対象は190件（ハローワーク分121件、地域障害者職業センター分69件）となった。

2 ヒアリング調査

質問紙調査の回答の中から、調査時点での収入の有無別、前職の有無別、25歳以上・未満の年齢階層別に最低3事例ずつ典型例を抽出し、回答のあったハローワーク又は地域障害者職業センターの職員に対して詳しい実態を聴取することを目的としてヒアリング調査を実施した。結果として、10のハローワーク、7の地域障害者職業センターから各々14事例、10事例を聴取した。このうち軽度知的障害者に特徴的と思われる例として18事例を第4章に掲載したところである。

実際のヒアリング調査においては、まず厚生労働省から問題提起のあった軽度知的障害者の実態について、全体的な背景、問題状況について聴取し、その後、各事例について詳細を聴取した。

第4節 問題提起の妥当性

本調査の実施は、上述のように知的障害の軽度な者の中には、「一般高校へ進学し、若年時から離転職を繰り返し、安定した雇用に結び付かない者がみられること」が「問題になっている」との指摘に基づき行うものである。まず、以下において、この指摘の妥当性をみることにする。

1 質問紙調査の調査票の回収状況からみた問題の発生状況

調査票の回収状況についてみると、ハローワークと地域障害者職業センター別の内訳としては、ハローワークから128件で、1局当たり2.8件(有効回答では2.1件)となり、地域障害者職業センターから88件で、1センター当たり1.8件(有効回答では1.3件)となった。

このように、労働局、地域障害者職業センターへそれぞれ最大3事例ずつの回答を依頼したにもかかわらず、双方とも3事例に満たなかったことは、当方で設定した調査対象の範疇に該当する者のデータが潤沢には存在しないことをうかがわせる。このことは、「この問題は従来から存在するが、量的には横ばいで推移しており、必ずしも喫緊の課題となっているわけではない」、「3例集めるのにも苦労した」との反応が多くのヒアリング調査で得られたことと符合する。ただし、専門援助窓口での相談者は氷山の一角であろうという指摘もみられたことから、潜在的な課題が存在するものと思われる。

2 ヒアリング調査結果

ハローワークと地域障害者職業センターにおいてヒアリング調査を実施した際には、個別ケースについて就業に係る実態を聴取したほかに、軽度知的障害者をめぐる一般的な職業相談の状況や社会的背景など全体的な傾向について聴取した。後者について主要な結果は以下のとおりである。

(1) 相談状況

ア ハローワークの専門援助窓口における軽度知的障害者の相談は今のところ多くはない。こうした登録者は、多くても10件程度とする所がある一方で、レアケースであるとする所もみられた。多くの所では、4～5件であった。傾向として増加傾向とする所も1所あったが、横ばいで推移しているとする所が大半であった。

しかしながら、「ハローワークの専門援助部門を利用する軽度知的障害者は全体のごく一部と思われる。手帳を持っていない者は一般相談窓口で相談するし、持っていて若年者向けの支援機関を利用している者、学卒窓口で対応している者がいると思われる。さらに、ハローワーク等利用者に限らない軽度知的障害者全般について就業に係る問題のある者は増加傾向にある」との指摘も多くみられたところである。

イ ハローワークの一般相談窓口において、発達障害と思われる者の相談は増加している。これらは一般高校を出ており、手帳を所持していないか、取得していてもクローズである。これらの中には軽度の知的障害がある者もいると思われる。

ウ 地域障害者職業センターにおいては、知的障害者を主障害とする者の利用は緩やかに減少傾向にある。知的障害を伴わない発達障害者の相談は増えている。

(2) 軽度知的障害者の就職問題をめぐる社会的背景

ア 一般高校の中には少子化の影響もあって、様々な方面から募集するため、結果として知的障害が軽度な者も受け入れている高校がある。高校卒業後進学した専修学校一般課程及び専門課程等においてもその傾向がみられる。一般高校では進路指導の教師も障害者の進路指導についてノウハウがなく、就職難から進学することもあるが、進学しても就職支援が受けられず、結局卒業時に就職が困難となる。

イ 子供が軽度知的障害の判定を受けていたり、判定は受けていないが子供が知的障害である可能性を認識している場合であっても、履歴書に記載が残る等により、特別支援学校に入れたがらない家族もある。そうした場合、中学校の先生もあえて特別支援学校への進学を勧められない状況がある。

3 公式統計（平成 25 年若年者雇用実態調査）との比較

(1) 継続就業期間の比較について

次に、軽度知的障害者の「離転職を繰り返し、安定した就業に結びつかない」という就業困難性についてみることにする。特にこのことが、軽度な知的障害があることに起因する問題というより、若年者であることに起因する全体的な現象であることも考えられるため、厚生労働省が実施した「平成 25 年若年者雇用実態調査」の結果と本調査の結果の比較を試みた。具体的には、離職者（前職のある者）の継続就業期間について、本調査の結果と若年者雇用実態調査の結果を比較した。なお、本調査と若年者雇用実態調査においては、調査対象の若年者の年齢階層はともに 35 歳未満であるが、本調査では前職の継続就業期間を集計しているのに対して、若年者雇用実態調査では初職の勤続期間を集計している点及び本調査では調査時点で就業していない者が対象であるのに対し、若年者雇用実態調査では就業中の者が対象である点が異なることに留意が必要である。

(2) 結果

図 1 は両調査の調査対象者の分布を前職継続就業期間及び初めて勤務した会社の勤続期間別に示したものである。総数（男女計）について本調査の結果をみると、前職継続就業期間が「6 か月未満」と「1～2 年」にピークがある。最も多いのは、就業後「6 か月未満」で離職するケースで、離職者の 48%はこの期間に離職している。「1～2 年」で離職するケースは 2 番目のピークであり 25%となっている。次に、若年者全体との比較をしてみると、若年者雇用実態調査では初職の勤続期間が「1～2 年」に大きなピークがあり、37%がこの期間に離職している。このように軽度知的障害者においては、前職継続就業期間が若年者全体と比べてかなり短いグループがあり、次に全体と同様のグループがある傾向がみられる。また 3 年以上の期間で見ると軽度知的障害者での構成比は若年者全体よりもかなり低くなっている。

このように軽度知的障害者においては、継続就業期間が 6 か月未満の場合がほぼ半数を占めていること、さらに若年者全体と比較しても継続就業期間は短い傾向にあることが分かった。6 か月未満の離職が多いことから、職場定着において軽度知的障害者は「安定した就業に結びつかない」ことが多いといえるであろう、併せてそれは必ずしも軽度知的障害者が若年者であることに起因するものではないことも推測できる。同様の指摘はヒアリング調査においてもみられている（第 2 章第 3 節 2（2）参照）。

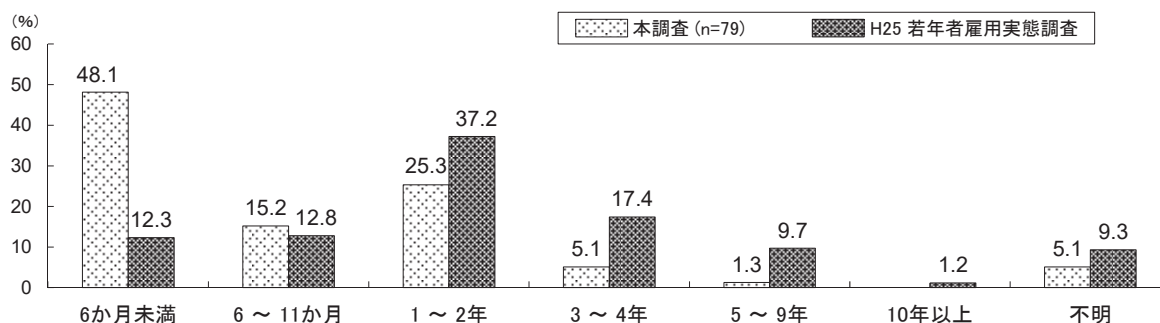


図1 離職者の前職継続就業期間の分布

資料出所 厚生労働省「平成25年若年者雇用実態調査」

注) 若年者雇用実態調査では、初めて勤務した会社を辞めて現在就業中の者について初めて勤務した会社の勤続期間を集計している。本調査では前職を離職し、現在離職中の者の前職継続就業期間を集計している。年齢階層は双方とも35歳未満を対象としている。

4 現状と本報告書の分析の進め方について

(1) 現状

軽度知的障害者に関する課題について、まずその量的な側面をみると、ヒアリング結果等からは、ハローワークの専門援助部門や地域障害者職業センターでの軽度知的障害者の相談は数えるほどで、かつ傾向的には横ばいという感触が大半であり、現時点でこの問題の解決が喫緊の課題となっているという所見はなかった。ただし、ハローワークの専門援助部門を訪れない潜在的な軽度知的障害者は、発達障害との重複障害者を含めて増加傾向にあるとの指摘が多数みられたことや、同じくヒアリングで軽度知的障害者の就業問題の遠因と指摘されていた少子化傾向に伴う一般校の選択傾向についても一過性の問題ではないことから、今後問題が顕在化する可能性がある。

一方、公式統計と質問紙調査結果の比較からは、軽度知的障害者が若年者一般に比べて短期で離職する傾向がみられることがうかがわれた。このことから、軽度知的障害者の就業に当たって職場定着の課題があることなど質的な問題が存在することも推測される。

これらのことを考え合わせると、現状については、以下のようにまとめられる。

ア ハローワーク専門援助窓口を利用する軽度知的障害者で就業に困難のある者は存在する。しかし登録件数は多くなく、横ばいで推移している。ただし専門援助窓口以外で潜在的に就職に困難のある者は存在すると思われる。

イ 最近発達障害を重複していることが疑われる者が増加し、これらの者に対する支援も必要となっている。

ウ 軽度知的障害者が学校卒業後の就職において困難に直面する背景には、特別支援学校等の特別支援教育を選択しない親の障害理解の課題と、一般校側の受入姿勢、障害生徒・学生に対する就職支援体制に係る課題がある。

なお、文部科学省は平成 30 年度から発達障害等のある生徒に対して高等学校における通級による指導^(注)を開始する予定であるが、上記の問題のうち、イについては、通級指導の際に障害者向けの進路指導も実施されることが期待される。また、ウについては、知的障害が軽度で一般高校に在籍している生徒に対する就職支援が別途必要になる。

(2) 分析の進め方

以上、軽度知的障害者に関して就業上の課題は確かに存在するが、現時点では、ハローワーク専門援助窓口においてこれらの者への特別な対応が必要とされるほど喫緊の課題とはなっていない。しかし、今後、軽度知的障害者に係る就業上の諸問題が顕在化する懸念があることを踏まえ、本研究においては、まず、ヒアリング結果から、最近の軽度知的障害者をめぐる社会的背景について記述する。これにより、軽度知的障害者の就業に関する社会的な状況、問題点を把握する。次に、質問紙調査の結果により、軽度知的障害者の生育歴等の実態をみる。さらに離転職状況、離職理由などの就業状況の実態を把握する。

さらに、質問紙調査で報告のあった個別ケースについて、ヒアリングで詳細な実態を聴取したので、これについて個別の事例集として掲載する。

以上により課題解決のための基礎資料とすることとする。

なお、今回の質問紙調査は知的障害の療育手帳所持者を対象とし、ハローワーク専門援助窓口等に実施したものである。上記イの発達障害を重複している者については、療育手帳を所持し、知的障害者として職業相談をしている者のうち、発達障害診断のある者及び発達障害が疑われる者についてのみ対象とするものである。

^(注) 小・中学校等においては、通常の学級に在籍している障害のある児童・生徒に対して、大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部、障害に応じた特別な指導が特別な場（通級指導教室）で行われている。

第2章 ヒアリング調査からみた軽度知的障害者をめぐる諸課題

第1節 本章の内容

ヒアリング調査は質問紙調査で回収した個別事例のうち特徴的なものについて詳細な就業実態を把握することを目的に実施したが、それと併せて軽度知的障害者の就業に課題を生じさせる社会的な背景、要因等についても探ることとした。本章の内容としては、ヒアリング調査を行ったハローワーク及び地域障害者職業センター（以下特段の場合を除き一括して「ハローワーク等」という。）における軽度知的障害者の登録、相談状況、軽度知的障害者の一般校進学（以下、一般高校と専修学校等を合わせて「一般校」という。）の選択の背景と問題点、就職と職場定着に関する問題点などを記載した。

第2節 ハローワーク等における軽度知的障害者の相談状況及びハローワーク等の専門援助窓口を利用していない者の潜在的な状況

第1章で触れたように、各労働局及び地域障害者職業センターに最大限3事例までの報告を求めたところであるが、結果的に1機関当たりの事例は3件に届かなかった。また調査対象外である中度知的障害者に係る報告もあるなど、事例の選択に苦慮した様子がうかがわれた。このことから、軽度知的障害者についてハローワーク等での相談状況や、潜在的な軽度知的障害者の存在についてヒアリングした。

軽度知的障害者の登録者としては10件程度と答えたハローワーク等が1～2か所みられたが、多くは4～5件程度、あるいはほとんどないという回答であった。また、その件数は従前と変わらず横ばいであるという回答がほとんどであったが、増加傾向との回答も1～2件あった。さらに発達障害と知的障害の重複が疑われながら一般相談窓口で相談している件数はかなり増加しているとの所見もみられた。これらは、相談した担当者が障害の疑いを持っているものの、本人から申出があったわけではなく、一般求職者として一般相談窓口や学卒の相談窓口で対応しているケースであるので、その障害に関連する実態把握は困難である。このほかにも、新規学卒でかつ障害者であるとの申出のある者については、まず学卒相談窓口で担当することが多いため、窓口間で連携はするものの、専門援助部門では把握しきれない部分があるという指摘や、軽度知的障害はあるものの一般高校に入学、卒業し、その後支援機関を利用することなく就職に困難を感じている者がハローワークの一般窓口には多数存在するという指摘などもあり、潜在的な軽度知的障害者の存在が示唆されている。

主だったヒアリング結果を以下に示す。

1 軽度知的障害者の登録、相談傾向

- ・大体、3～4名は必ず一般校を出た方で、療育手帳を所持する登録者が存在し、相談に来所する。一般校に在籍し、療育手帳を持っていたが、そのまま就職という方もいる。こうした場合、就職後に職場でうまくいかなくなり本人が相談に来所したり、会社側が困って相談に来るケースが多い。
- ・今回3名報告したが、過去の登録状況から調べたものである。療育手帳を所持していることが明確で、一般高校を出ている者は把握できる範囲内では少ない。3名揃えるのはなかなか困難であった。

- ・学卒の窓口には療育手帳を持っていて高校の普通課程、通信課程を出た方が意外と多い。特別支援学校以外の学校で潜在的に知的障害のある生徒は結構多い。
- ・今回の調査対象の条件で登録者を検索すると該当する方は1名のみであったが、一般校に在籍しており学校に療育手帳のことを話していないようなケースだと、相談も一般相談窓口に行くことになるのでもっと多いと思われる。
- ・一般高校を出て、就職が困難で療育手帳を最近取得したという方は、10年前から比べると増加している。

2 発達障害との重複の傾向

- ・一般相談窓口には、発達障害が疑われ、知的障害もあると思われる方は割といるかもしれない。
- ・軽度知的障害者は結構いる。今回調べると、専門学校や大学に行っている人も含めて登録者は10人ほどいた。療育手帳を持っていて大学に行っている方も昔からいる。一般窓口でこの方は発達障害があるかなという方はずいぶんいるが、その中には知的障害のボーダーみたいな方もいると思う。

3 発達障害者の傾向

発達障害者については、その増加について言及する意見が多かった。

- ・一般高校へ行くのは親が敷いたレールに乗って、そのまま行く。これは知的障害者も発達障害者も同様である。知的障害の子供は増えていないが、発達障害の子供はすごく増えている。療育手帳ではなく精神障害者保健福祉手帳を持っていることが圧倒的に多い。
- ・一般高校で定員割れを防ぐため軽度知的障害者を受け入れる学校はあるが、その中には発達障害の生徒ももちろんいる。

以上のように、今回調査の範疇とした軽度知的障害者については専門援助部門で把握できる範囲では多くとも10人程度の登録者があり、相談しているといったところまでとどまっていた。また、他の相談窓口の利用者にはさらに多くの軽度知的障害者が潜在的に存在するであろうが把握は困難であるとの感触を得た。発達障害の疑われる者で知的障害もあるかもしれないという方の存在に関する指摘も多くみられた。これらのことから、現状では軽度知的障害者に関する就業支援がハローワーク等での喫緊の課題とまではいえないが、支援機関を利用する軽度知的障害者の増加や学卒の窓口で軽度知的障害者がみられるとの指摘があることから、専門援助部門で相談している軽度知的障害者は氷山の一角であり、今後問題が顕在化する可能性がある。

第3節 軽度知的障害者に関する諸課題の背景

今回の調査対象とした軽度知的障害者の類型としては、一般校に進学した者で、就職や職場定着が困難であるものとしたところである。

そこで、これらの類型に該当するに至った背景として、知的障害があるにもかかわらず、特別支援学校を選択せず、一般校に進学した背景、及び就職が困難であったり、離転職を繰り返すといった課題の背景についてヒアリング結果に基づいてみていくこととする。

なお、このヒアリングはハローワーク等の職員に対して実施し、その内容は職業経験の中で得られた所見である。ヒアリングを本人、親など当事者に直接実施したものではなく、また統計的な裏付けもないことなどから、確定的なものではないことに留意が必要である。

1 特別支援学校への進学を選択しなかった理由

(1) 家庭環境の要因

親の意向により一般高校を選択しているという指摘が多くみられた。親の意向の背景としては、世間体を気にする、子供に障害者のレッテルを貼られたくない、知的障害が軽度であり、生活に問題ないので障害の認識・理解がない等があった。

以下ヒアリング結果を示す。①と②が多く、③と④も散見された。

①面子、世間体を気にするため

- ・世間体とか、保護者の面子とかそういうことが多い。家から毎日送り出して「どこの学校へ行っているの」と聞かれて、特別支援学校とは言いにくい。
- ・多分、小学校か中学校ぐらいから特別支援学級に行ってはどうかと、学校側から言われているはずだが、そういうところは保護者の同意がないと入れられない。中学校卒業段階で、進学先として特別支援学校を勧められても、親が同意しないから一般高校に進んだ生徒もかなりいるのではないかと。そういう家庭は一定程度存在する。

②子供に障害者のレッテルを貼られたくないというもの

- ・特別支援学校へ進学すれば、将来は履歴書に特別支援学校卒と記載することとなり、学校名から障害が明らかになってしまう。
- ・親としても子供に知的障害者のレッテルを貼られたくないし、知的障害が軽度だと本人も障害者扱いされるのが嫌で、一般高校を選択することもある。

③障害について認識しているが、理解がないもの

- ・知的障害の程度は軽度なので、一般高校で頑張らせたいと親が考える。
- ・手帳を未取得で、授業の様子とかテスト結果に基づいて中学校の保護者面談で「かなり頑張らないと一般高校は無理です」と言われ、子供に課題があると分かっているにもかかわらず、親として理解ができず「でも一般高校へ」となる。

④障害があることが認識されていない場合

- ・小中学校と普通学級で十分に通用しているため、知的障害との認識を親が持たず、したがって手帳も取

得しなかったため、特別支援学校に行かないこともある。

(この例は、上記③の通常であれば中学校段階で課題があることが判明し両親にも伝えられるという指摘と相反するが、両方の例があると思われる。)

以上から分かることは、中学校卒業時の進路選択は、ほとんど親が決定しており、本人は親の方針に従うのが一般的なようである。本人の意向もあるとする回答は1件のみであり、特別支援学校への進学に関しては、中学校卒業時に親が理解することの重要性が感じられる。

(2) 一般校側の受入れの背景

高校へ進学するに当たっては、一般高校、特別支援学校高等部を問わず、入学試験を受ける必要があるが、ここでは、一般高校及びその後の進学先の学校の知的障害者の受入れ状況についてヒアリングした結果を示す。結果からいえば、多くの場合、最近の少子化の傾向と相まって、入学希望者を多方面から募集するため、知的障害の軽度な者にも入学の門戸は開かれているものの、就職に際しては、ハローワーク等に相談するよう指導することが多く、障害者の進路指導のノウハウの蓄積が十分でないように思われた。この傾向は専門学校等でも強くみられた。なお、特別支援学校の定員が不足という状況は1か所で聞かれたのみで、これは発達障害者の増加に特別支援学校の増設が追いつかないとのことであった。

ヒアリング結果は次のようであった。②は1件のみであった。

①少子化の傾向によるもの

- ・私立高校の中には、学校経営の一環で、いわゆるボーダーの生徒も受け入れますという説明をして、各中学校を回って募集しているところがあり、中学校からそうした生徒がかなり行っている。
- ・通信課程とか単位制の高校では、生徒を集めるのが大変で、どうしてもいろいろな要素を持った生徒を募集する形となり、そこに障害のある生徒が集中するようになる。
- ・知的障害の軽度な者は、偏差値的には低いとみられている一般の私立高校に入っている。私立高校の中には独自の専門学校を設置し、高校卒業後はそちらに入って専門性を身につけて就職するという流れを作っているところもある。
- ・高校に関しては、私立高校とか公立校でも分校だと生徒の募集が困難なところがあり、知的障害の軽度な者がそちらに流れる傾向にある。私立高校の場合、障害者の就職指導まで手が回らず、高校を出て離職を繰り返すという方が多い。
- ・大学に関しては、AO入試とか学校推薦の導入により、知的障害者もかなり私大に入学している。この中には療育手帳を持っている方もいる。

②地域性によるもの

- ・過疎地では交通機関が少なく、自宅から通える特別支援学校が近くにないために、とりあえず自宅から通える一般高校に入る者もいる。

以上のように、最近の少子化傾向の中で、一般高校やその上級学校でも運営上の理由から知的障害の軽度な者を受け入れる素地ができており、特別支援学校に入れたくない親の意向があれば、知的障害の軽度な者の一般校への進学は容易になっているものと思われる。

2 軽度知的障害者の就職、職場定着に係る問題点

今回の調査対象とした軽度知的障害者に係るもう1つの類型である、就職が困難であったり、離転職を繰り返すといった課題の背景を聴取した。まず、一般高校に進学したことによる進路指導の問題点を挙げ、次に就職してもすぐに離職するといった軽度知的障害者に特有の問題点などヒアリングで聴取した事項を示す。

(1) 軽度知的障害者の進路指導に関して生じている問題点

一般校で障害者向けの職業教育、進路指導が適切に行われているかについては、肯定的な回答はほとんど聞かれず、あったとしてもハローワーク等の利用が勧められている程度であった。

以下に、軽度知的障害者の進路指導に関する問題点の指摘を挙げた。

①一般高校での進路指導について

- ・特別支援学校で教育を受けた知的障害者については、比較的容易に就職できる。しかし一般校へ行っている知的障害者は、就職で困ってハローワークに来ることが多い。
- ・一般高校でも毎年1人か2人を受け入れている学校では、対応の仕方を比較的分かっているが、初めて受け入れた学校とか、進路指導の経験の浅い先生だと指導方法に手詰まり感があり、あとはハローワークで就職支援となる。
- ・通信制の高校の中には就職指導もハローワークの機能に頼って、ハローワークに行くよう生徒に促すことに終始しているところも見受けられる。
- ・就職支援で何かしてくれる大学は特にない。ハローワークへ相談に行くように指示するだけでもたいしたものだ。

②中学校と高校での情報共有の問題

- ・中学校と高校の間の連携が十分でなく、中学校の時にこの生徒にはこういう指導をしてきたという情報が、中学校から高校に伝わらないので、高校は高校だけの動きで進路指導など進めてしまう事情もある。
- ・中学校卒業時の進路選択状況等の情報があつた場合、一般高校と共有しているかどうかは不明である。

(2) 軽度知的障害に起因する就職、職場定着に係る問題点、就職状況

軽度知的障害に起因する就職、職場定着の問題点として挙げられた例を示す。

- ・知的障害の軽度な者全体の傾向として、就職しても早期に離職する可能性が高いことがある。要は感覚に走りすぎて、よそがいいと思うと、先のことを考えずに辞めてしまう。後で後悔して相談に来ることがある。
- ・知的障害の軽度な者はいろいろ考えすぎてしまう。会社としては単純作業しか任せられないが、本人はなぜここまでしかやらせてもらえないのかということに悩む。

第4節 まとめ

1 軽度知的障害者の量的側面について

ハローワークにおける軽度知的障害者の相談状況についてヒアリングしたところ、登録者は4、5人という回答が多くみられた。回答の幅としては多くても10人程度であり、「ほとんどない」「レアケース」という回答もあった。また傾向としてほぼ横ばいで推移しているとの回答がほとんどであった。他方で、これらの者が学卒の窓口や一般窓口を利用していることや、さらには、ハローワークを利用していない者も存在することから、潜在的な軽度知的障害者はかなり多いであろうという感触を得た。

2 一般校に進学した後、就職や職場定着が困難であるという課題の背景

(1) 特別支援学校を選択しない理由

これについて多かったのは、親の意向である。具体的には、特別支援学校高等部に進学することで世間体を気にすることや、子供に障害者のレッテルを貼らせたくないという理由が挙げられた。

(2) 一般校側の受入れの背景

軽度知的障害者を受け入れる一般校側の要因として、少子化の傾向と相まって学校運営上の理由から軽度知的障害者を受け入れるという背景がうかがわれた。特別支援学校の定員が不足し、一般高校へ行かざるを得ないという回答は1件のみであった。

3 軽度知的障害者の就職、職場定着に係る問題点

(1) 軽度知的障害者に対する進路指導に関して生じている問題点

一般校では軽度知的障害者に対する進路指導の経験が少なく、就職についてはハローワーク任せとなることや、中学校と一般高校で情報共有ができていないことが挙げられた。

(2) 軽度知的障害に起因する問題点

軽度知的障害者は、ほかの職場がよく見えたり、自分の能力と現在の仕事のギャップなどから離職に走る傾向がある。

第3章 質問紙調査結果

第1節 質問紙について

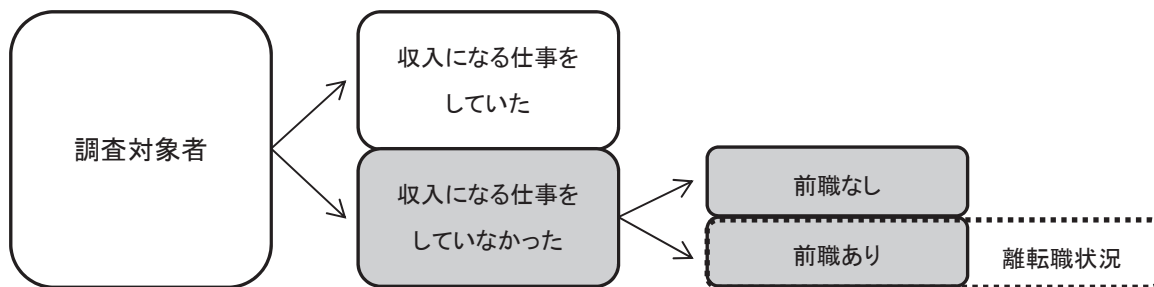
1 質問紙の構成

質問紙調査の調査方法等は第1章に記述したとおりである。調査対象は第1章第2節に記載した軽度知的障害者である。調査時点(平成28年7月中旬～8月初旬)で雇用就業していた者は、調査対象から除外した。雇用就業の基準は雇用保険被保険者か否かとした。

質問紙調査の回答者は、ハローワークの専門援助窓口担当者又は地域障害者職業センターの主任カウンセラー等とした。

質問項目としては、まず、本人の学歴、療育手帳に関すること、障害の理解、生活状況などを尋ねた。次に、就業状況に関する調査項目としては、調査時点で収入になる仕事をしてきたか否かについて分類し、収入になる仕事をしてきた場合には、その仕事の種類を尋ねた。収入になる仕事をしていなかった場合は現在の活動状況と前職の有無を尋ね、前職がある場合は離転職状況を尋ねた。最後に学校や就業支援機関で就職支援を受けた経歴等について尋ねた。以上、就業状況に関する質問の分類を図示すると以下のようになる。この報告書で用いた用語は2に示した。ハローワークと地域障害者職業センターに対して回答を依頼したが、分析の際には両者を区別せず一括して取り扱った(以下、両者を一括して記述する場合「ハローワーク等」とする)。

—調査対象者の内訳—



2 主な用語

① 収入になる仕事

給料、賃金、手間賃、営業収入など収入を得る目的とする仕事

② 有業者

調査時点で「収入になる仕事」をしていた者、ただし雇用保険被保険者として就業していた者を除く。就労継続支援B型事業所利用者は含める。同A型事業所利用者は雇用保険被保険者でない場合には調査対象に含める。

③ 収入になる仕事をしていない。

無報酬の仕事のみをしている場合や仕事を何もしていない場合、通学や職業訓練受講、就労移行支援事業所の利用を含む。

④ 無業者

調査時点で「収入になる仕事をしていない」者

⑤ 職につく

雇用保険被保険者として勤務すること

⑥ 職についての経験

雇用保険被保険者として勤務した経験

⑦ 就業未経験者

前職のない無業者

⑧ 離職者

前職のある無業者

第2節 性別、年齢階層別の分布状況、及び学歴等の本人の属性に関する状況把握

1 性別、年齢階層別、学歴、訓練受講歴等の分布

回収した質問紙の個別事例を集計し、男女別、年齢階層別の分布をみた（図3-1）。総数は190人であり、性別では男性が102人、女性が88人であった。年齢階層別では、30～34歳層で女性が男性を上回ったほかは男女の割合はほぼ同じであった。

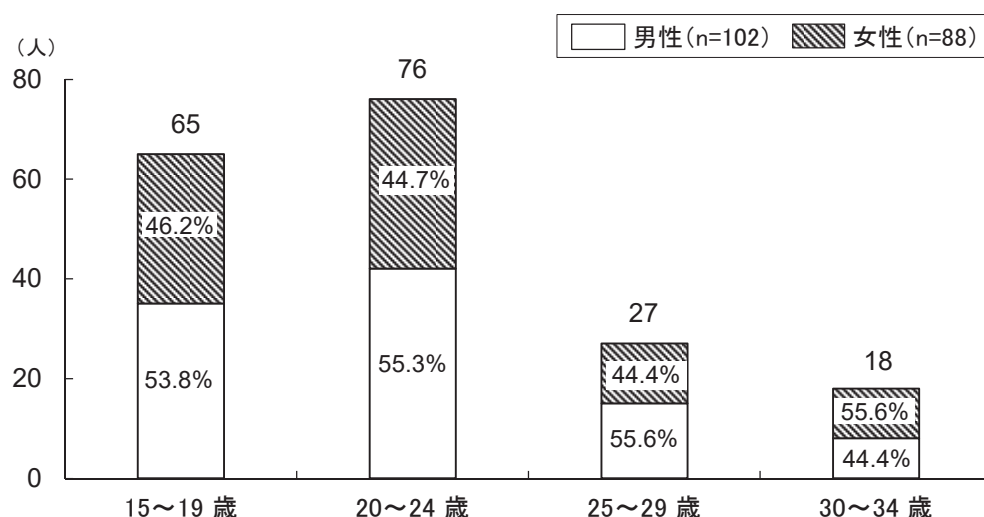


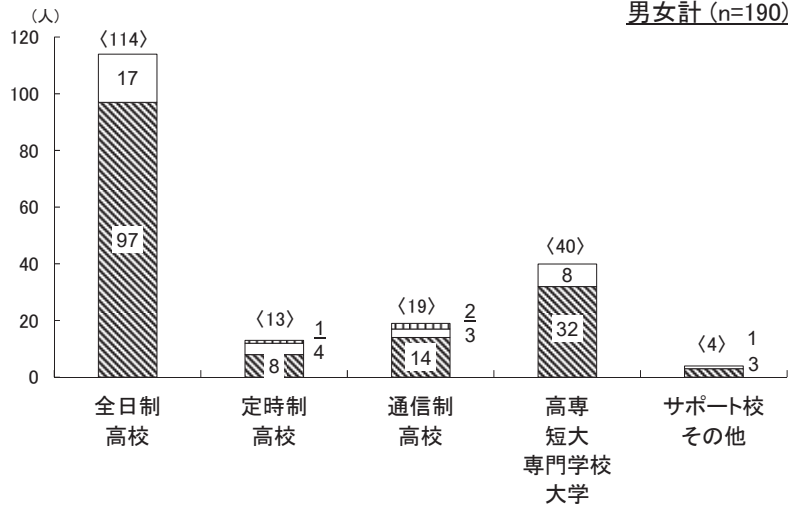
図3-1 男女別、年齢階層別の軽度知的障害者の分布 (n=190)

- (注) 1) 棒中の数字は、各年齢階層における男女の構成比を示す。
2) 年齢階層不明は4人（うち男性2人、女性2人）であった。

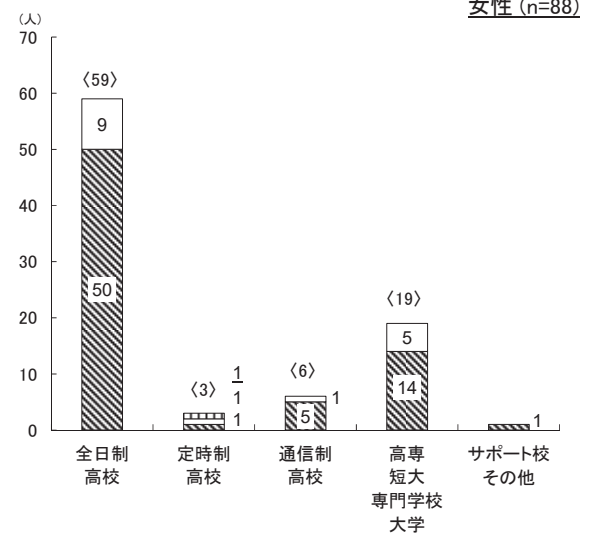
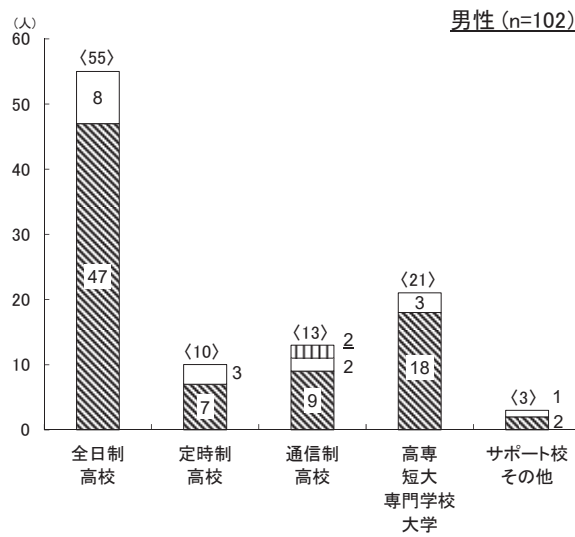
学歴別の分布をみたところ、全日制高校進学者の割合が190人中114人（60%）と最も高く、次いで高専・短大・専門学校・大学（以下「専門学校等」という。）が同40人（21.1%）となっていた。また、定時制高校が同13人（6.8%）、通信制高校が同19人（10%）となっていた。全日制高校での中退者は114人中17人（14.9%）であった。専門学校等においては中退者は40人中8人（20%）とやや高かった。

男女別には大きな違いはないが、専門学校等の中退者割合は女性19人中5人（26.3%）、男性21人中3人（14.3%）と女性でやや高かった。これらの学校を既に終了した者が多いと思われる20～24歳層と25～29歳層をピックアップしてみると、20～24歳層で専門学校等への進学者（卒業+中退）が76人中26人（34.2%）と高くなっていることがわかる（図3-2）。

—男女計—



—男女別—



—年齢階層別—

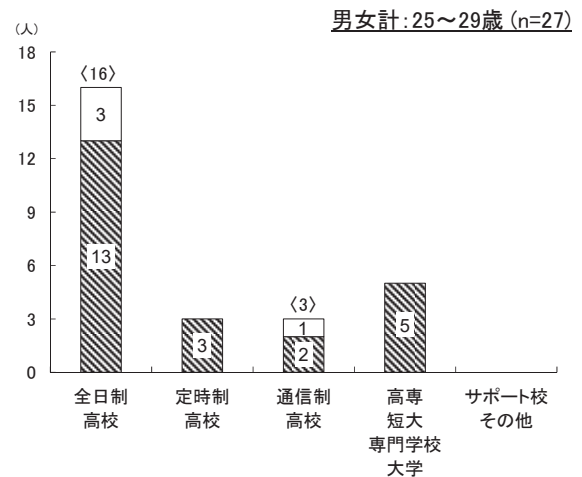
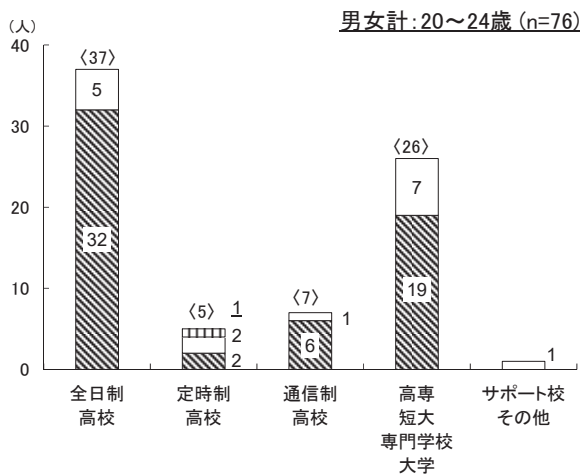


図 3-2 男女別、年齢階層別の軽度知的障害者の学歴の分布

次に、障害に関連した生育歴として、特別支援学級の在籍歴、職業訓練受講歴、就労系福祉サービスの利用歴をみることにする。図 3-3 に示したように、特別支援学級に在籍していたことのある者は全体の 8.4% であった。また、職業訓練受講歴として公的職業訓練を受けたことのある者は全体の 9.5%、うち障害者職業訓練を受けたことのある者は 5.3%にとどまった。一方で、就労系福祉サービスの利用経験としては 38.9% が何らかの機関を利用しているが、最も多いのは就労移行支援事業所の利用で、全体 190 人中 47 人(24.7%) となっている。図 3-4 に特別支援学級在籍者のみ進路を示したが、実数では 16 人であり、これらの者の最終学歴は全日制高校卒業が 8 人、同中退が 1 人、専門学校等卒業が 3 人、同中退が 1 人となっている。特別支援学級に在籍していたことのある者で、高卒後、専門学校等に進学、卒業するものがあることが示された。

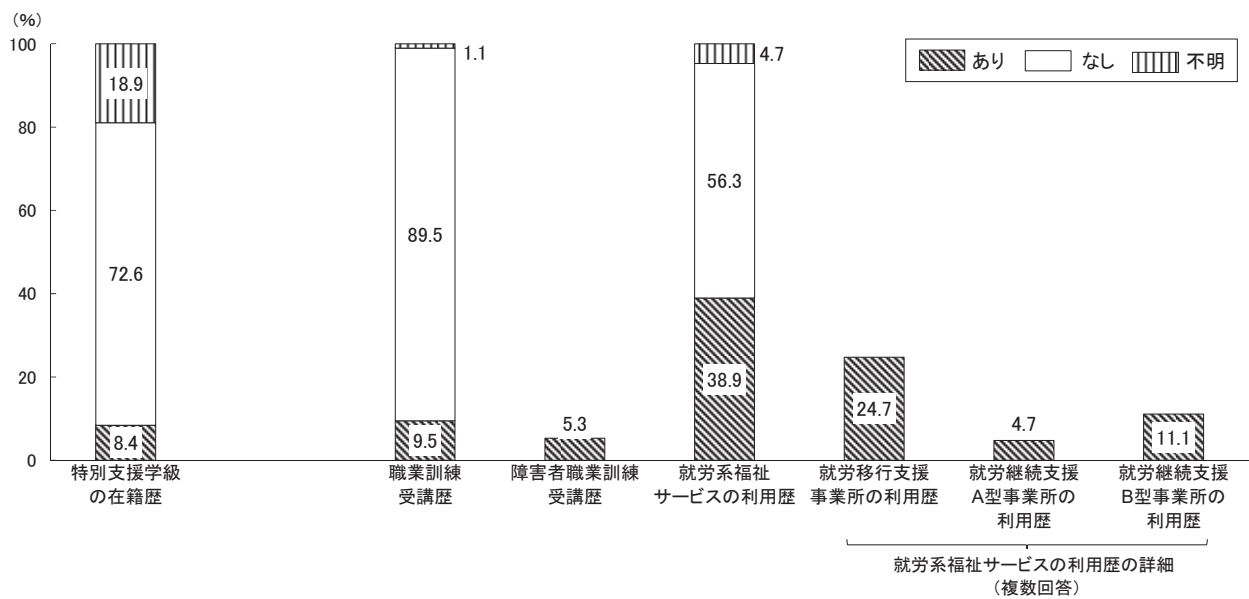


図 3-3 障害に関連する生育歴等 (n=190)

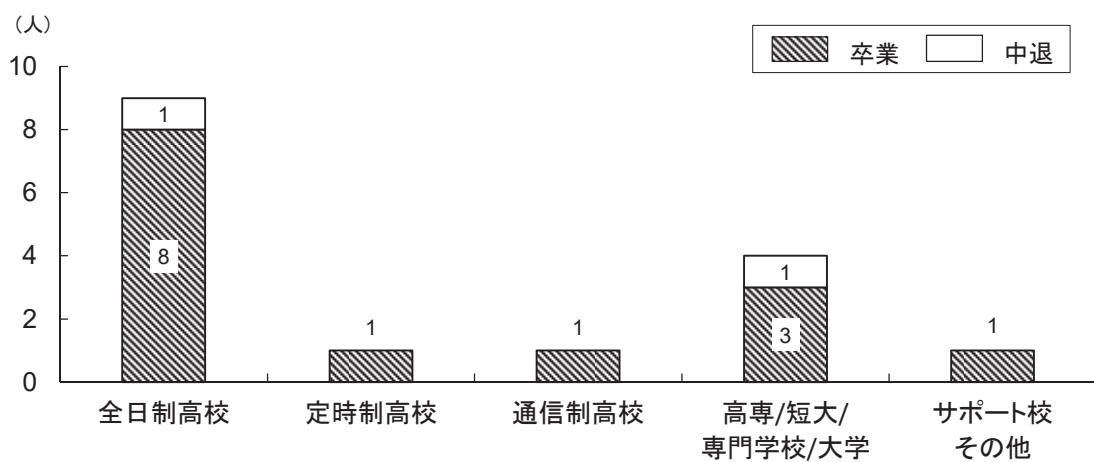


図 3-4 特別支援学級在籍者の進路別内訳 (n=16)

2 生活状況に関する実態把握

軽度知的障害者の生活状況として、男女別、年齢階層別に家族関係と配偶関係、住居関係をみることにする。まず、家族関係については図3-5に示したように世帯員の中で世帯主あるいは世帯主の配偶者である者は、それぞれ全体の6.8%、2.1%と1割にも満たず、ほとんどの者はその他の親族となっている。この傾向は各年齢階層でみられており、男女別にも傾向の違いはみられない。

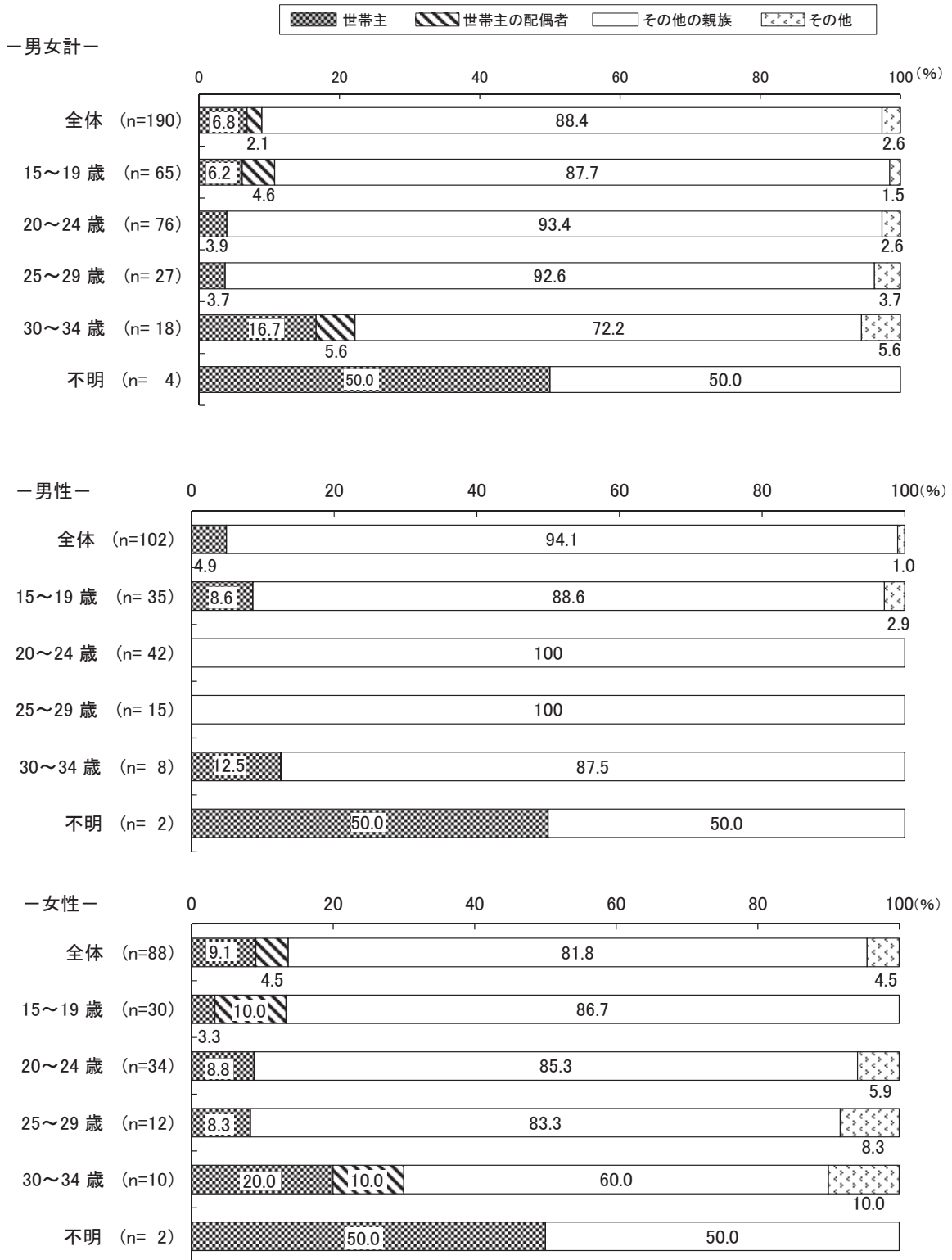


図 3-5-1 男女別、年齢階層別の家族関係（構成比）

一方、配偶者の有無についてみると、全体で配偶者ありであった者は 2.6%にすぎず、特に男性で 1%、女性でも 4.5%であった。死別・離別を含めても男女計で 4%に達しない水準であった。平成 22 年度の国勢調査結果をみると、例えば 20～24 歳層の女性の有配偶者比率は 37.1%であったが、質問紙調査結果では 0%と軽度知的障害者では有配偶者比率が極めて低い状況がみられた。このことは住居の環境にも反映されており、図 3-6 に示したように自宅のうち「家族と同居」が男女計で 88.9%を占めた。自宅のうち「家族と別居」は 2.1%であった。福祉施設入居者も 3.2%みられた。男女別には、特に男性で「家族と同居」している者が多く 94.1%を占めた。女性では家族と同居は 83%であった。

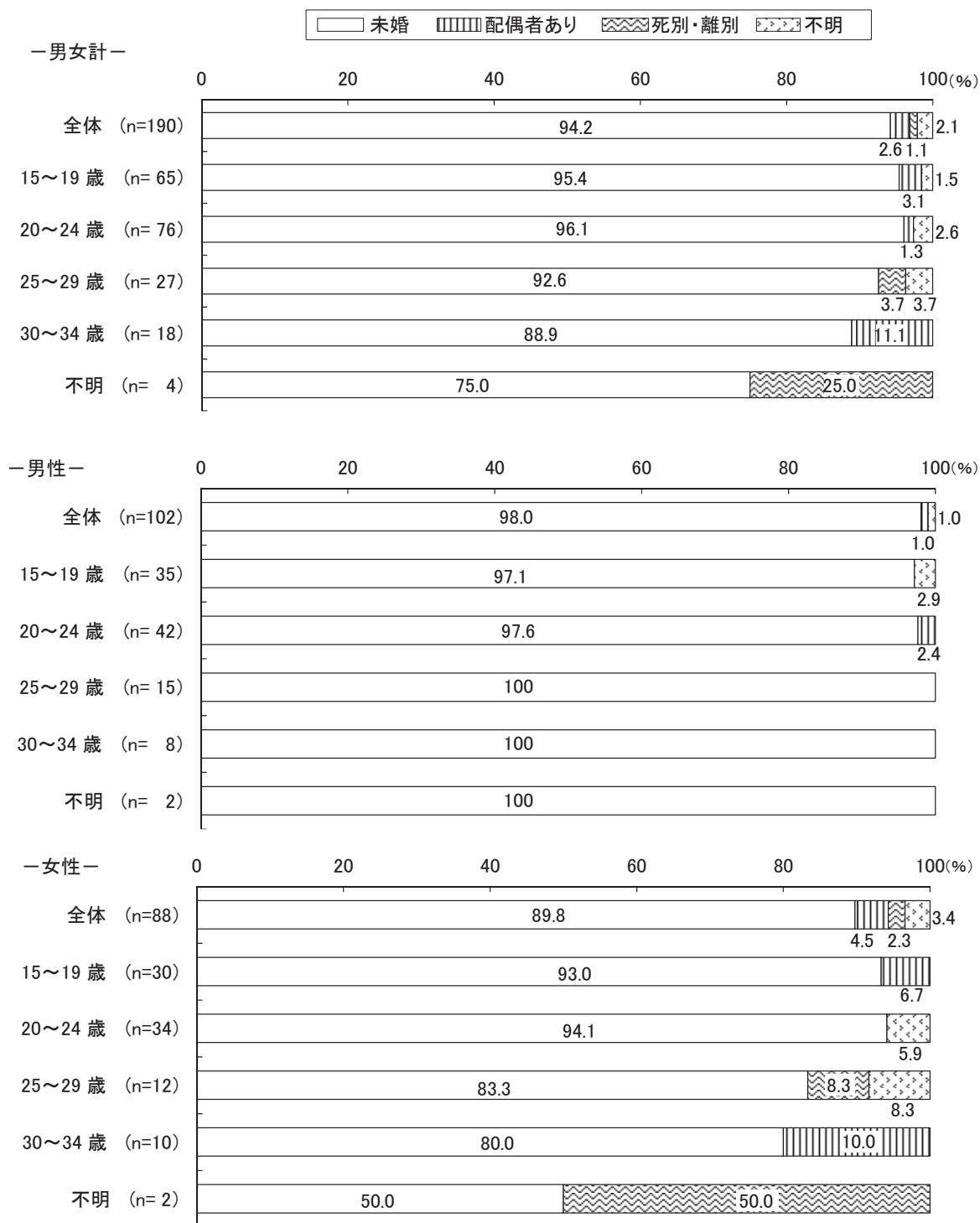


図 3-5-2 男女別、年齢階層別の配偶関係（構成比）

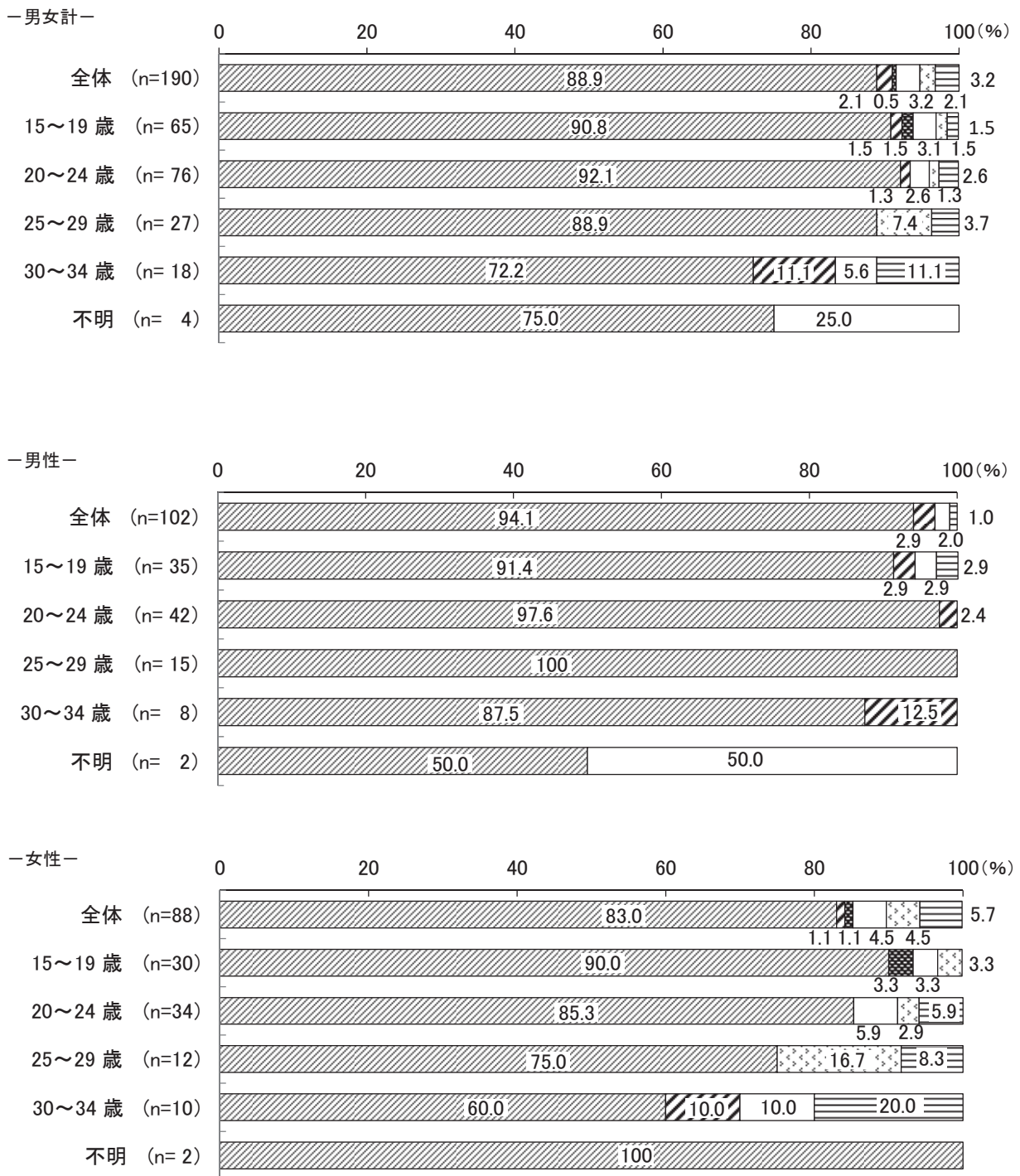


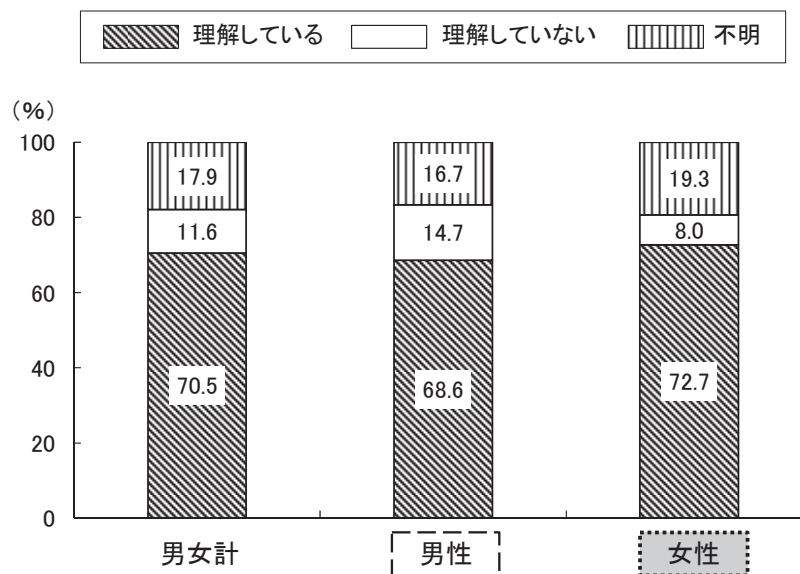
図 3-6 男女別、年齢階層別の住居関係（構成比）

3 障害の理解状況

図 3-7 で年齢階層別に障害の理解状況をみた。年齢が高いほど障害を理解している事例が多いと想定したが、必ずしもそうした結果とはならなかった。男女計では 70.5% が障害を理解しているとされたが、これを年齢階層別にみると、30～34 歳層では 88.9% と高い水準にあるものの、29 歳層以下では 60% 台となった。

男女別には、男性全体、女性全体で大きな違いはみられなかったが、15～19 歳層で男性の理解割合が女性より高く、20 歳層以上になると女性の理解割合の方が高かった。

— 男女別 (n=190)、男性 (n=102)、女性 (n=88) —



— 年齢階層別 (n=186) —

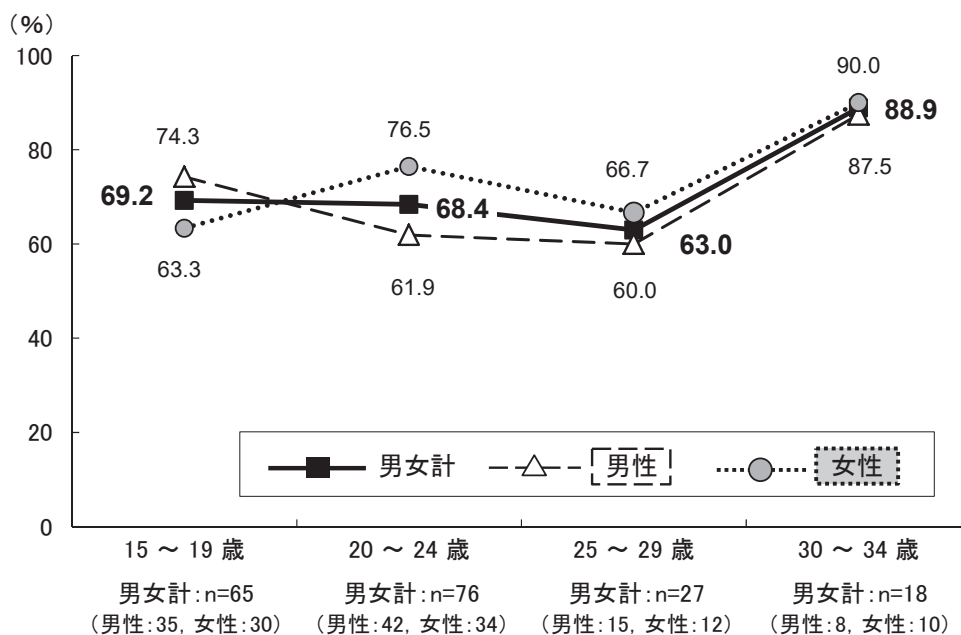


図 3-7 男女別、年齢階層別の障害の理解状況

4 療育手帳取得と生育歴等の関係

軽度知的障害者の生活や就職に当たって重要となる療育手帳を取得する際の状況について、手帳取得時の年齢階層^(注)とその理由、きっかけの関係をみることにする。

早期に知的障害の判定を受けていても、特段学校生活等に支障がなければ一般高校へ進学し、就職に困難を感じて療育手帳を取得することもあると考えられる。また親に理解があれば、早期に療育手帳を取得する場合もあると考えられる。こうしたケースがどれくらいあるかをみることにした。

まず、図3-8-1に示したように療育手帳取得年齢階層は15～19歳層が190人中69人(36.3%)と最も多く、高卒等の就職時期に当たることからも、就職に関連して取得することが多いことがうかがわれる。これを療育手帳取得の理由別ときっかけ別にみることにする。

図3-8-2に示したように、療育手帳取得の理由(複数回答)は、男女計の取得年齢階層全体で「就職に有利」が最も多く38.4%となっている。取得年齢階層別に取得理由をみると、取得理由のうち「就職に有利」とするものは15～19歳層で53.6%と、標本数の少ない30～34歳層を除いて最も多かった。次に療育手帳取得のきっかけ(複数回答)は、男女計の取得年齢階層全体で「関係機関の勧め等」が37.4%と最も多くなっている(図3-8-3)。取得年齢階層別に、療育手帳取得のきっかけをみると、「関係機関の勧め」は15～19歳層で46.4%と最も多かった。なお、療育手帳取得のきっかけとして「親の判断」を取得年齢階層別にみると、15～19歳層で23.2%となっており、就職に当たって療育手帳取得を必要と判断する親も一定程度存在するものと思われる。

さらに、療育手帳取得の理由ときっかけを男女別にみると、男性全体では、療育手帳取得のきっかけとして「親の判断」と「関係機関の勧め」が27%前後でほぼ同じであるのに比べ、女性全体では「関係機関の勧め」が48.9%と特に多いのが特徴的である。一方療育手帳取得理由としては、「就職に有利」が男女とも全体で40%前後と多くなっている(図3-8-2)。このように、男女とも療育手帳取得の理由は「就職に有利」が多いが、そのきっかけとしては、女性の場合「親の勧め」によることは少なく「関係機関の勧め」による場合が多いと思われる。

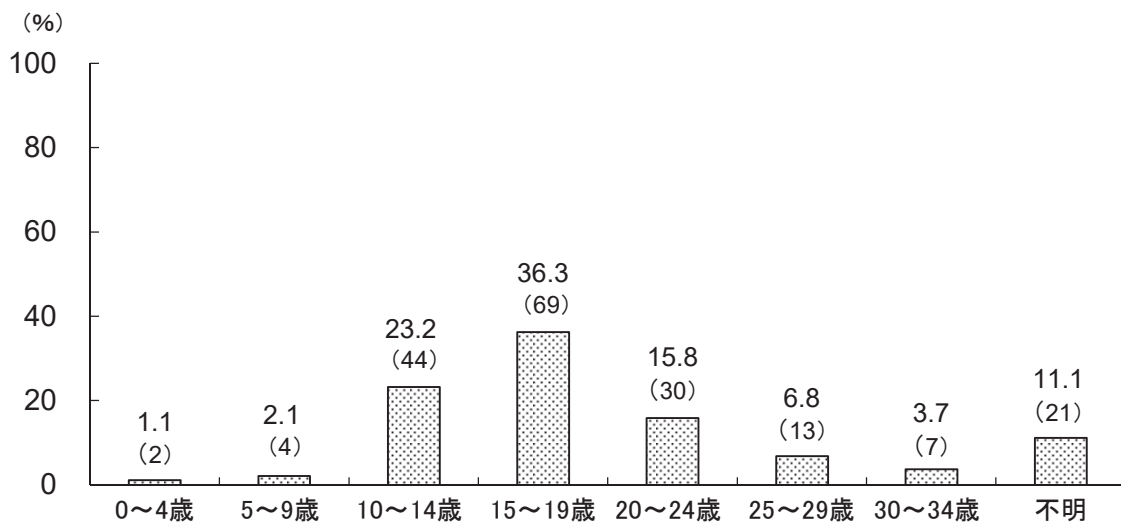


図3-8-1 療育手帳の取得年齢階層の分布 (n=190)

(注) カッコ内の数字は人数を示す。

^(注) 手帳取得時の年齢は次の式により求めた(小数点以下切り捨て)。

$$\text{手帳取得時年齢} = (\text{初回来所時の年齢} + 1) - \frac{(28 - \text{手帳取得年}) \times 12 + (7 - \text{手帳取得月})}{12}$$

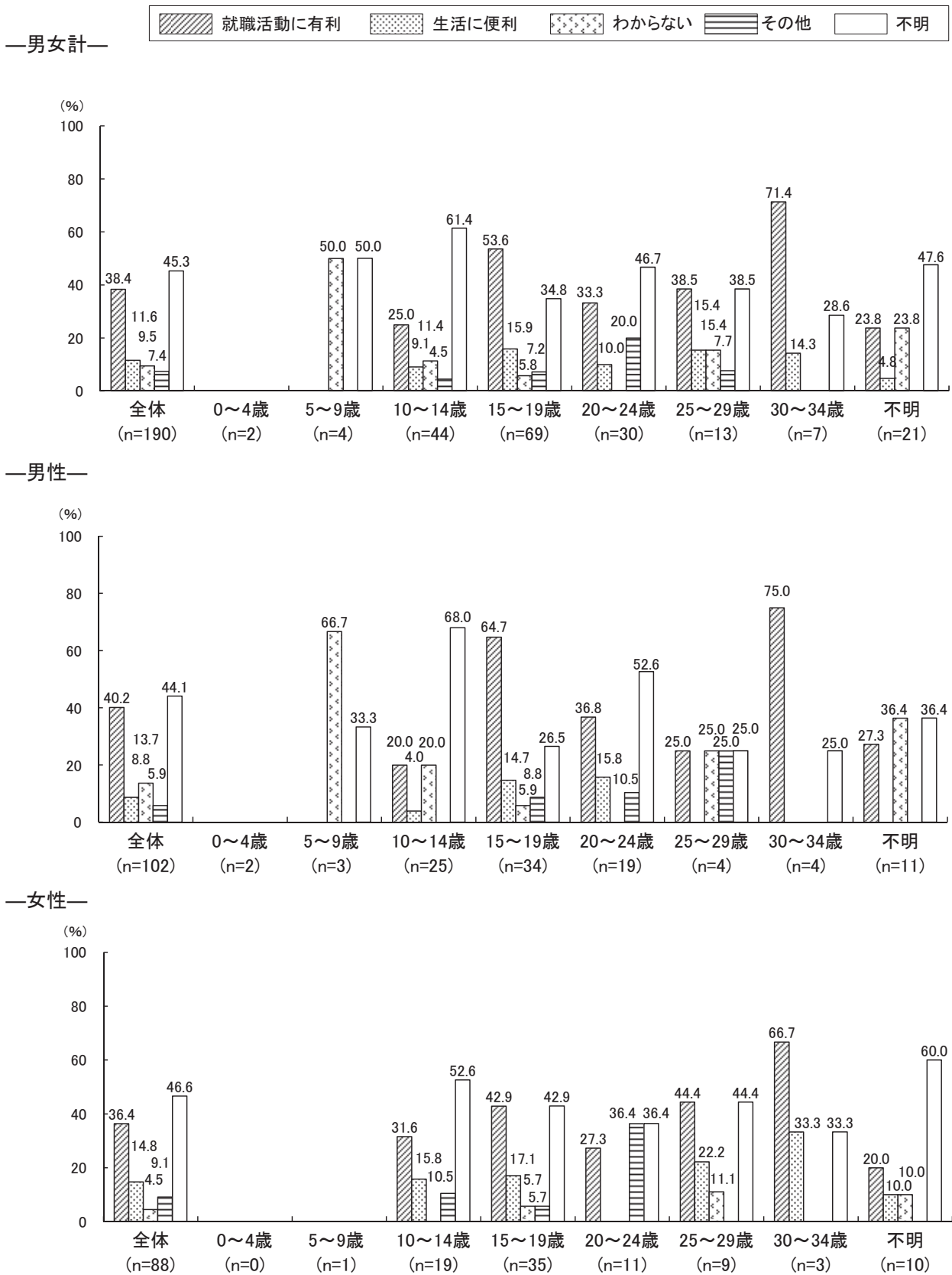


図 3-8-2 年齢階層別の療育手帳取得理由（複数回答）

(注) n ≤ 2 の場合は棒を表示していないが、回答は全て「不明」が選択されていた。

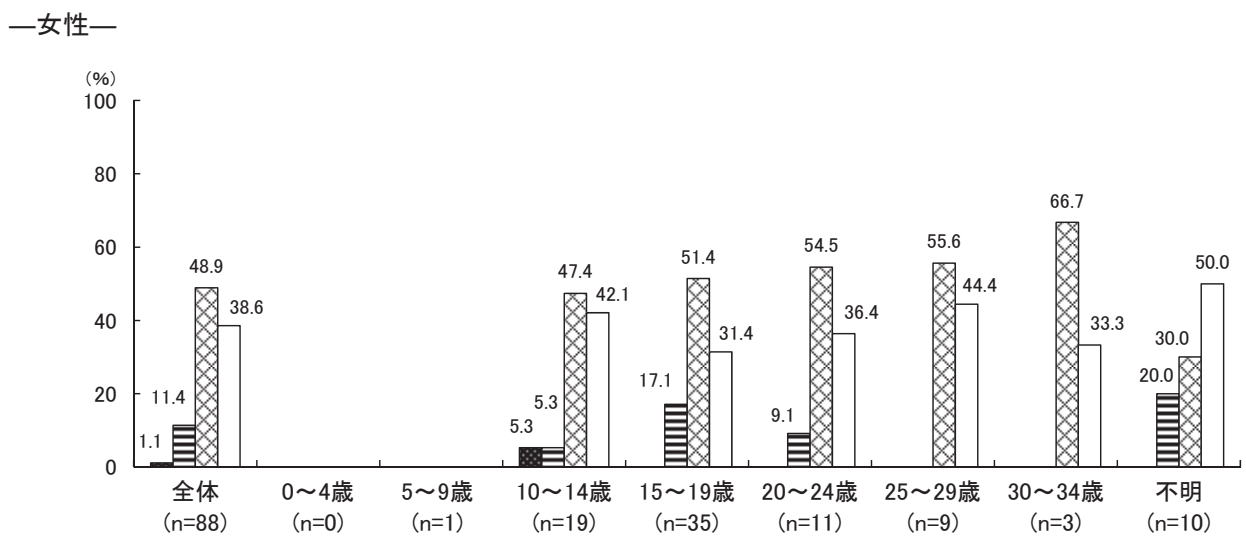
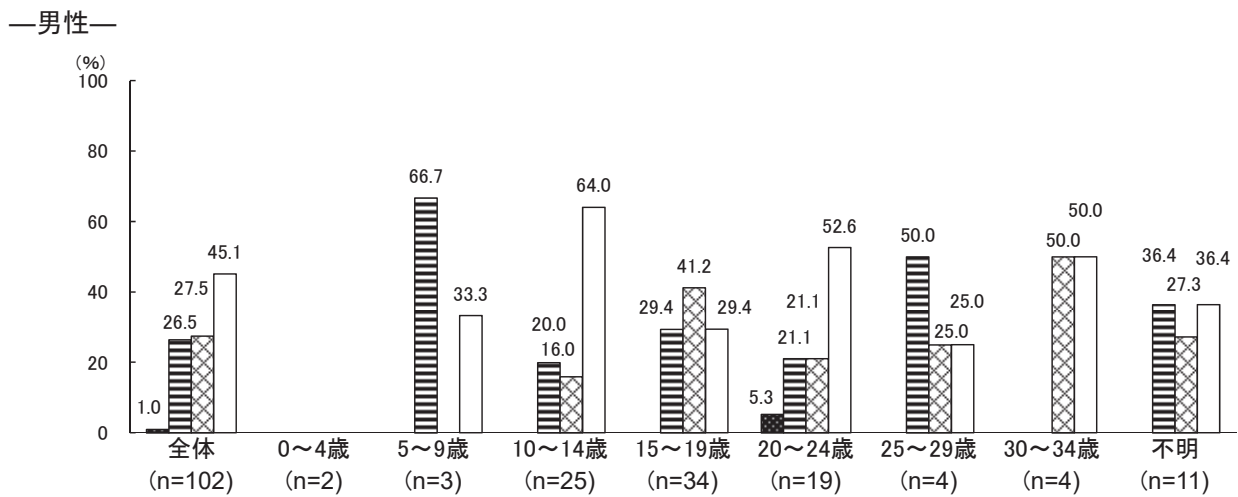
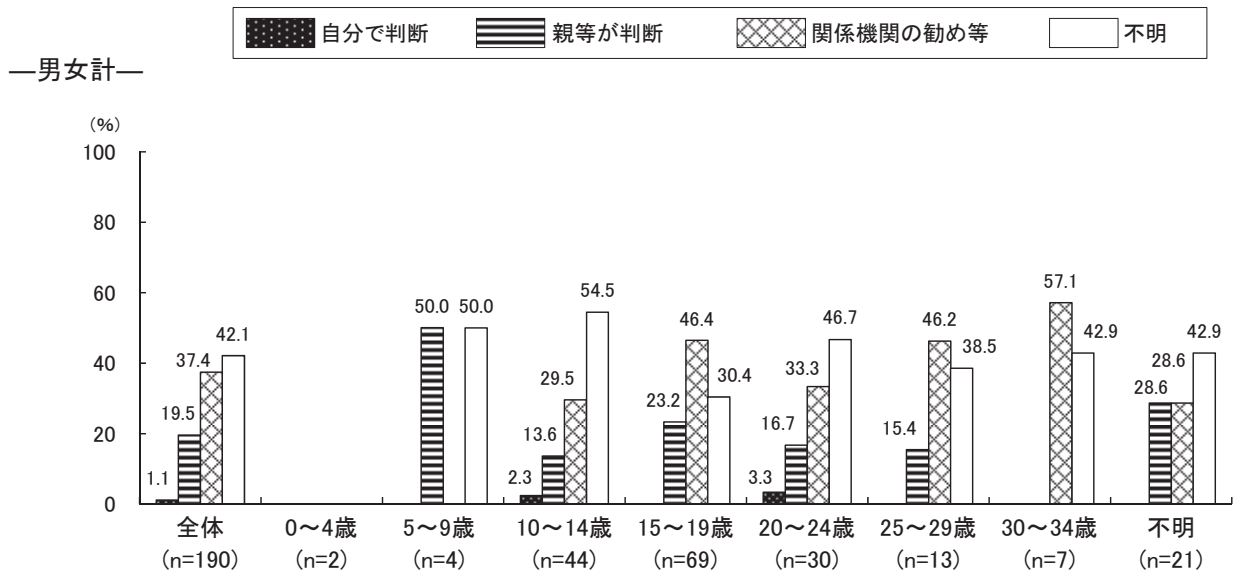


図 3-8-3 年齢階層別の療育手帳取得のきっかけ（複数回答）

（注） $n \leq 2$ の場合は棒を表示していないが、回答は全て「不明」が選択されていた。

5 発達障害との重複について

ヒアリング調査において、ハローワーク等からは軽度知的障害者である相談者は多くはなく、また量的には横ばいで推移しているとの回答がほとんどであった。今回の調査における対象は軽度知的障害の療育手帳所持者であり、ハローワークにおいては専門援助窓口で相談している者を対象としたが、これらの者の中に発達障害を重複する者が存在することが推定される。そこで、こうした者がどのくらい存在するかを質問紙調査でみることにした。

質問紙調査で、発達障害の診断の有無について確認できた範囲内で尋ねたところ、発達障害の診断「あり」の者が43人で、発達障害者支援機関につないだ者が7人であり、これらを合わせた190人中50人(26.4%)について便宜的に「発達障害との重複のある者」とした。さらに、これらの者が障害(発達障害又は知的障害)について理解しているかどうかについて、軽度知的障害のみで発達障害を重複していない者(以下、「発達障害との重複のない者」という。)と比較したところ、「発達障害との重複のない者」のうち障害を理解している者の割合は、「発達障害者との重複のある者」に比べて高い傾向がみられた(図3-9-1~2)。

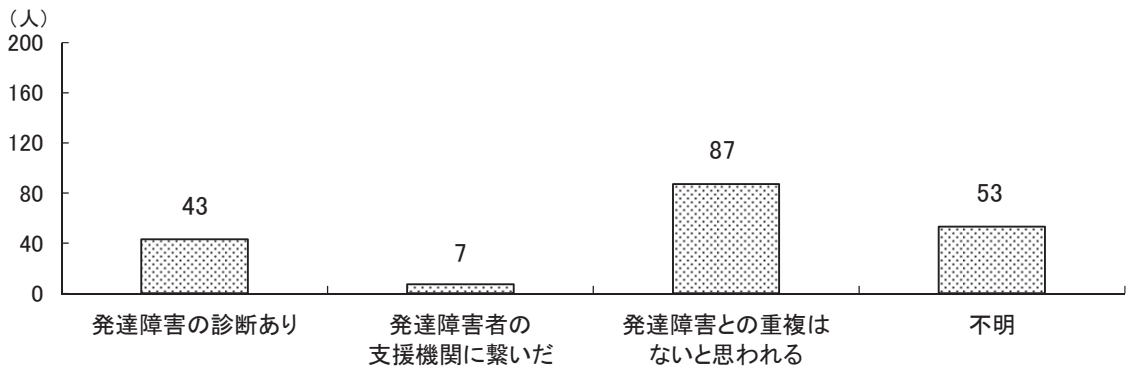


図3-9-1 発達障害の診断状況、実数 (n=190)

— 全数に占める「障害の理解状況」の割合 —

— 重複の有無別に占める「障害の理解状況」の割合 —

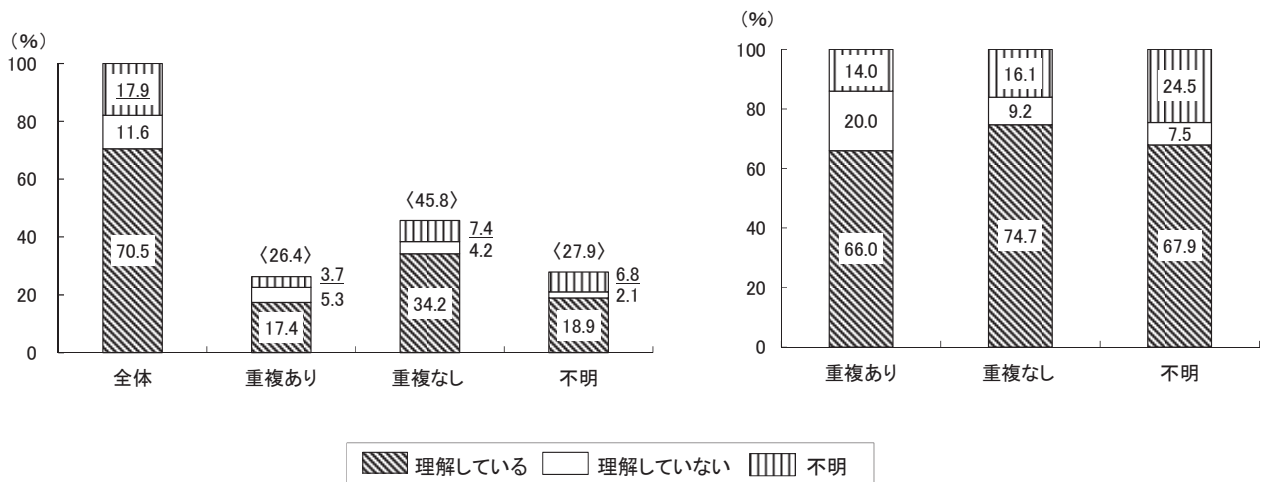


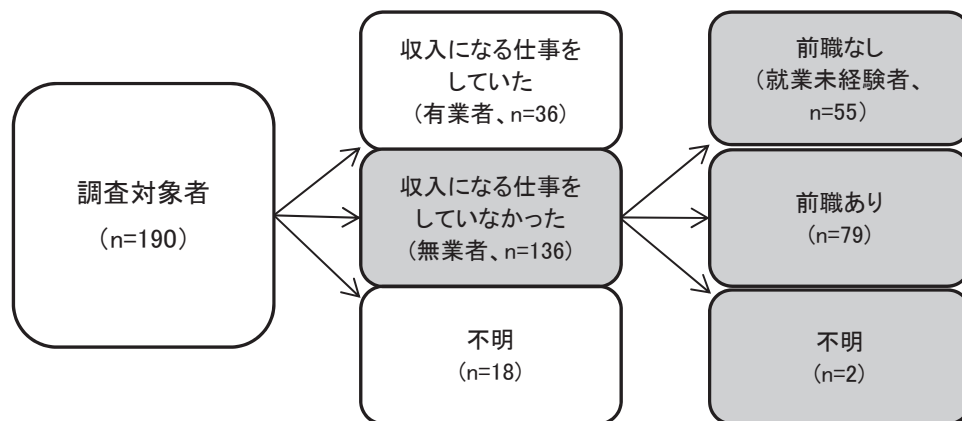
図3-9-2 「発達障害との重複のある者」の割合と重複の有無別の障害の理解状況 (n=190)

第3節 就業状況について

1 就業状況の分類

第1節で述べた就業状況の分類にしたがって、軽度知的障害者の就業状況をみていくこととする。質問紙調査の結果、それぞれの分類区分に属する人数は以下のとおりであった。調査時点で「収入になる仕事をしていない」者（無業者）が136人、71.6%となっていた。無業者のうち、就業未経験者つまり最終学歴終了後、職についての経験のない者は55人で無業者の40.4%を占めていた。

—就業状況別の調査対象者の内訳—



(1) 有業者の仕事の種類及び無業者の活動状況（複数回答）

まず有業者（収入になる仕事をしている者）は、190人中36人(18.9%)であった。男女別には、男性16人(15.7%)、女性20人(22.7%)であった。収入になる仕事の種類別に複数回答で尋ねたところ、収入になる仕事の種類はその他が18人と半数であり、就労継続支援B型事業所が36人中13人(36.1%)と多くなっていた。これを男女別にみると、男性では男性有業者全体の12.5%であったが、女性では女性有業者全体の55%と特に女性でB型就労が多かった（図3-10-1）。

—有業者の状況—

—有業者の仕事の種類—

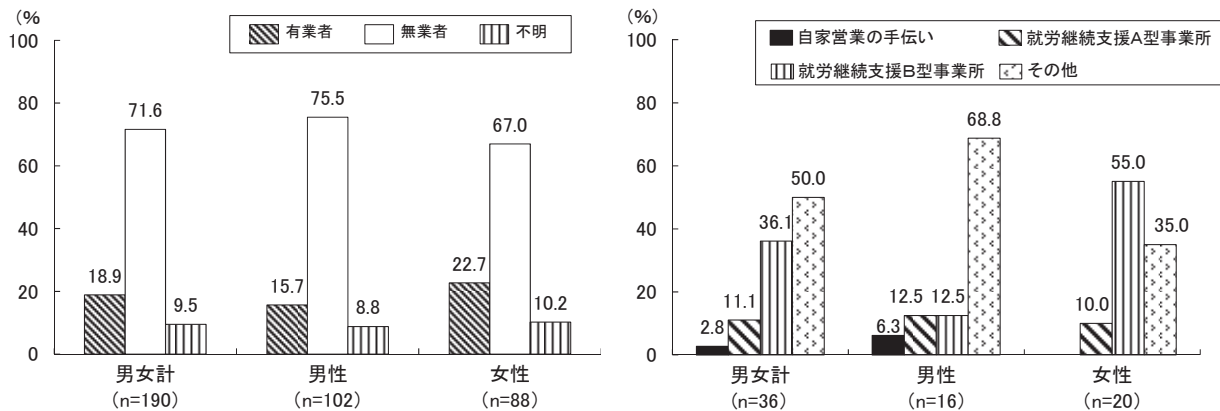


図3-10-1 軽度知的障害者の就業状況

無業者（収入になる仕事をしていない者）について複数回答で活動状況をみると（図3-10-2）、無業者136人に対し、「職業訓練中又は就労移行支援事業所利用中」といった一般就労に向けた訓練を受けている者が50人(36.8%)あり、「その他」の者35人(25.7%)、「特に活動を何もしていない」者が27人(19.9%)となっている。このように、就職に向けて技能を身に付けようとする者がみられる反面で、何も活動をしていない者（ハローワーク等を利用している者が対象であるので少なくとも求職活動中とはいえるが）もみられる結果となった。年齢階層別に一般就労に向けた訓練を受けている者の割合をみると、25～29歳層以外では35%以上の者が訓練を受けているが、25～29歳層では22.7%にとどまっていた。したがって、25～29歳層以外の年齢階層の者に対しては受講科目に応じた適格な就職先をあっせんするニーズが高く、また25～29歳層の者には訓練を勧めることも必要であろう。さらに、各年齢階層でみられた「特に活動を何もしていない」者に対する職業相談も必要とされると考えられる。

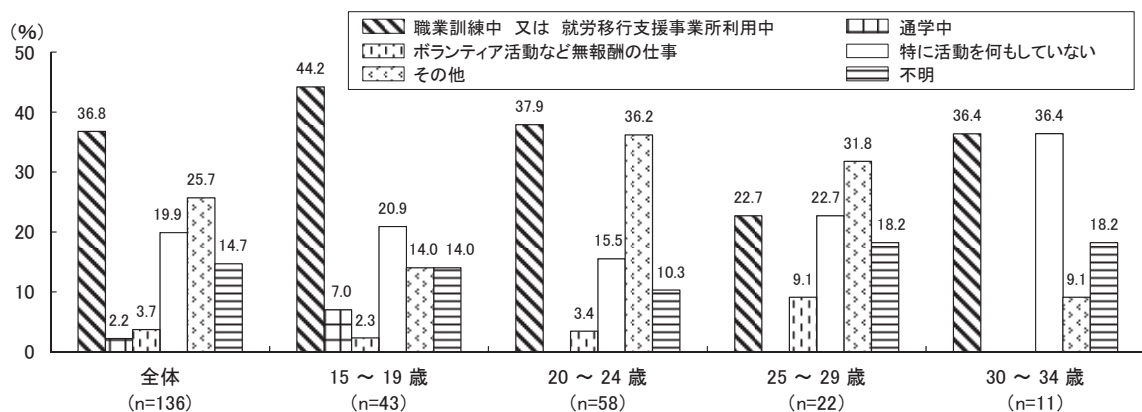


図3-10-2 無業者の活動状況

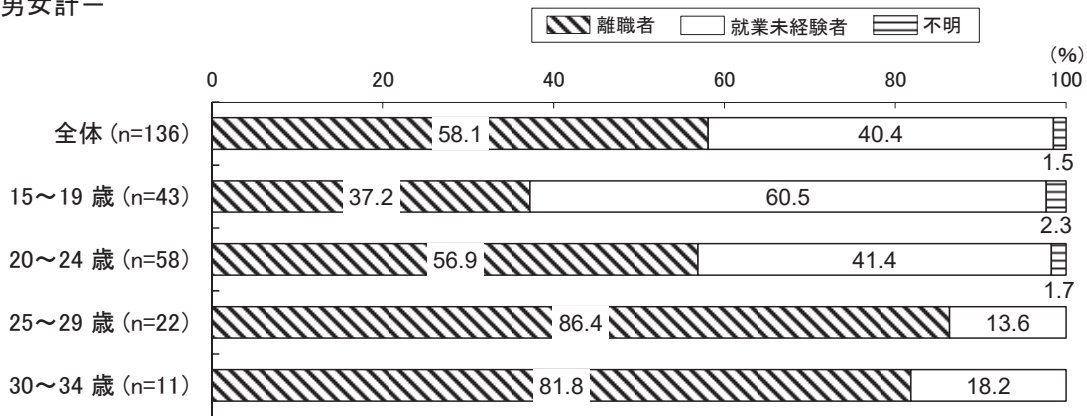
(2) 離職者と就業未経験者に係る比較

質問紙調査時点での無業者 136 人のうち、離職者（これまで職についた経験のある者）79 人と就業未経験者（職についた経験のない者）55 人について分析を試みる。

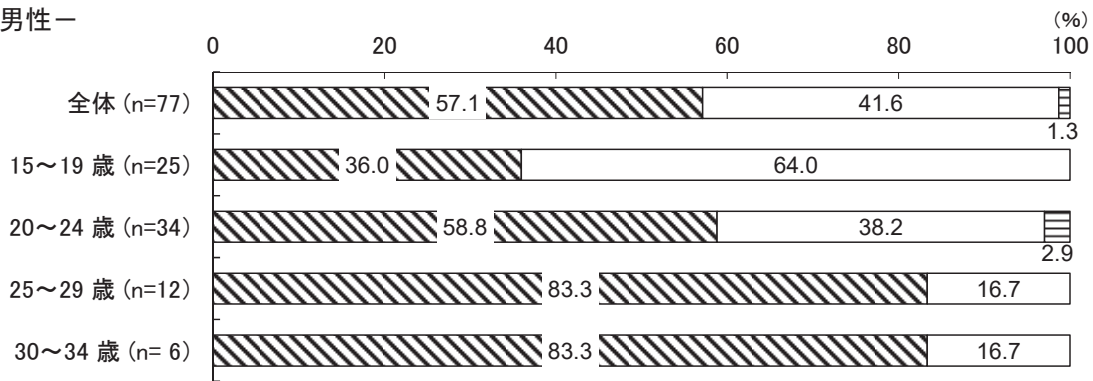
ア 離職者と就業未経験者の割合

離職者と就業未経験者の割合を、男女別、年齢階層別にみたものが図 3-11 である。15～19 歳層では就業未経験者は 60.5%を占めているが、専門学校等卒業後で就業年齢に達している者が多いと思われる 20～24 歳層でも 41.4%に達している。就業未経験者割合は、25～29 歳層になって 13.6%に低下することなどからみて初職につく年齢階層が高いことが推定される。この傾向は男女を問わずみられる。

—男女計—



—男性—



—女性—

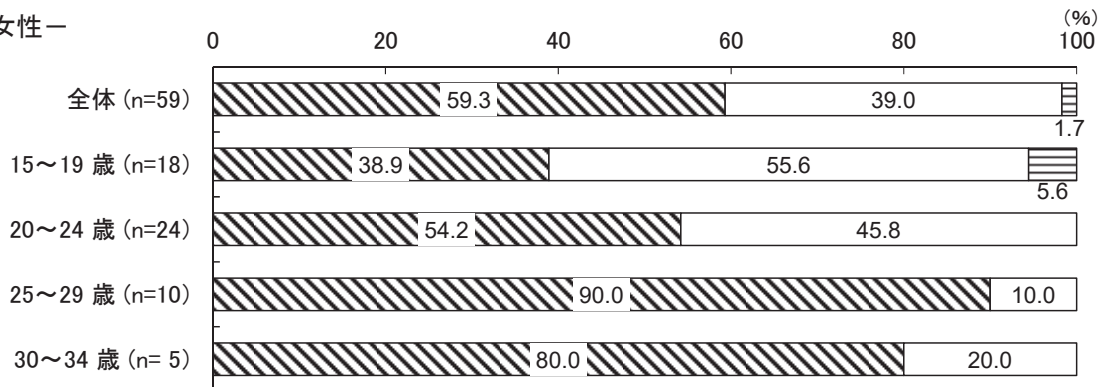


図 3-11 離職者と就業未経験者の割合（構成比）

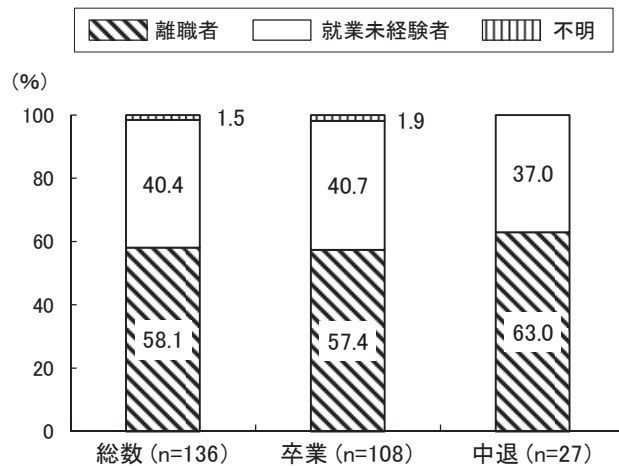
イ 進学と就職の関係

進学と就職の関係を見るために、最終学歴と離職者、就業未経験者の関係を見る。

ヒアリングで聴取されたように専門学校等では、障害者向けの進路指導のノウハウの蓄積が十分でなく、学業から就職への移行が困難であるとすれば、就業未経験者の割合は学歴が高まると上昇すると考えられる。

図 3-12 に示したように、無業者 136 人を卒業 108 人と中退 27 人に分けて離職者と就業未経験者の構成比をみると、卒業、中退の双方とも離職者が 60%程度、就業未経験者が 40%程度とほとんど変わらない。次に、卒業と中退を合わせて学歴別に就業未経験者割合を比較すると、全日制高校では就業未経験者の割合は男女計で 39.5%であるが、専門学校等では 46.9%と高い水準にある。これは定時制高校の 37.5%、通信制高校の 31.3%よりも高く、専門学校等へ進学した場合は初職につきにくいという結果がみられている。これはヒアリングでも得られた所見であり、専門学校等では障害者向けの就職支援が十分でないことに起因する側面もあると思われる。男女別には、この傾向は女性で特に強くみられ、専門学校等へ進学した女性の約半数(53.3%)は最終学歴終了後一度も就職していなかった。

—離職者と就業未経験者の割合（構成比）—



—学歴別就業未経験者割合—

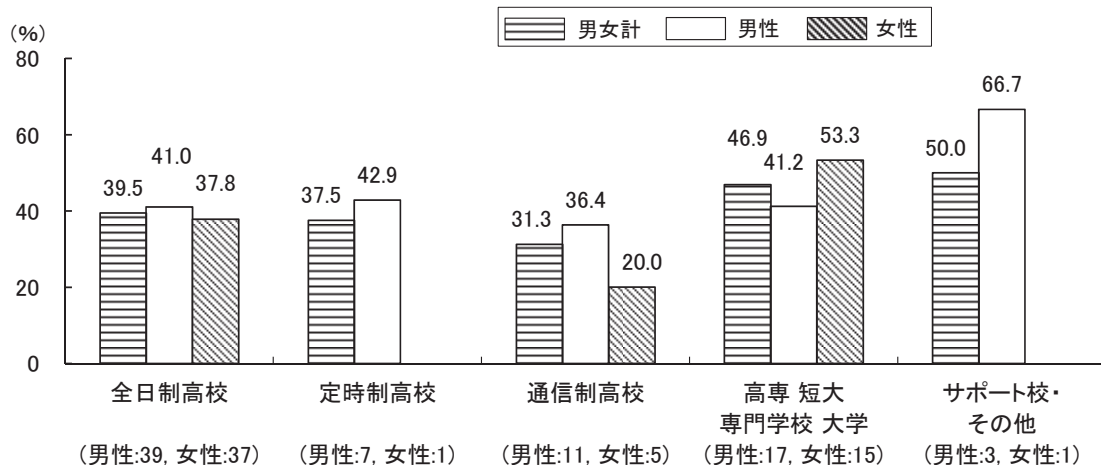


図 3-12 最終学歴と就職状況の関係

(3) 離職者についての分析

ア 離職期間

離職者について、前職を離職してから調査時点までの離職期間をみることとする。

離職者 79 人の離職期間の分布を図 3-13 に示した。ここでは、離職期間として前職を離職してから調査時点までの期間とした。離職期間が 1 年未満の者が 43.0% と多く、さらに 1～2 年の者が 35.4% となっているなど離職期間は 2 年以内に集中している。このため、80% 近くの者が離職期間は 2 年以内となっており、3 年以上にわたる離職期間にある者の割合は小さい。男女別にみると、男性は 1～2 か月、3～5 か月の離職期間が多く、34.1% の者が離職後 5 か月以内の離職者であったのに対し、女性では離職後 5 か月以内の離職者は 11.4% に過ぎなかった。

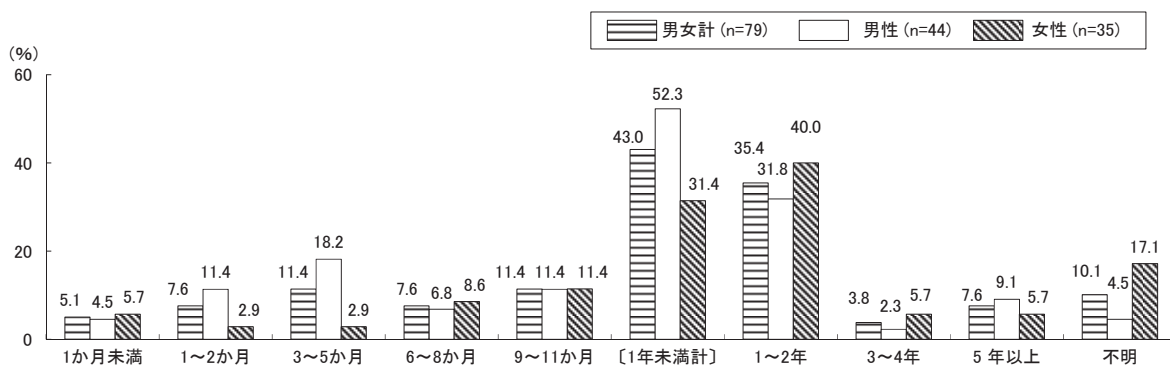


図 3-13 性別、離職期間別の離職者の分布

イ 離職回数

離職者について、調査時点までの離職回数をみることとする。

離職者の離職回数の分布を図 3-14 に示した。離職回数が多くなるにつれ構成比は低下するが、特に、離職回数 1～2 回の者が 50.6% と半数を占めている。図 3-1 でみたように調査対象全体で 24 歳層以下の年齢層の者が多かったことも要因であろうが、性別にみると、男性では離職回数 1～2 回の者が 47.7% で、5～9 回の者も 18.2% であるのに対し、女性では離職回数 1～2 回の者が 54.3% と男性よりも高く、一方で 5～9 回の者は 2.9% と低下しており、女性は男性に比べて離職回数が少ないとの傾向にあるといえよう。

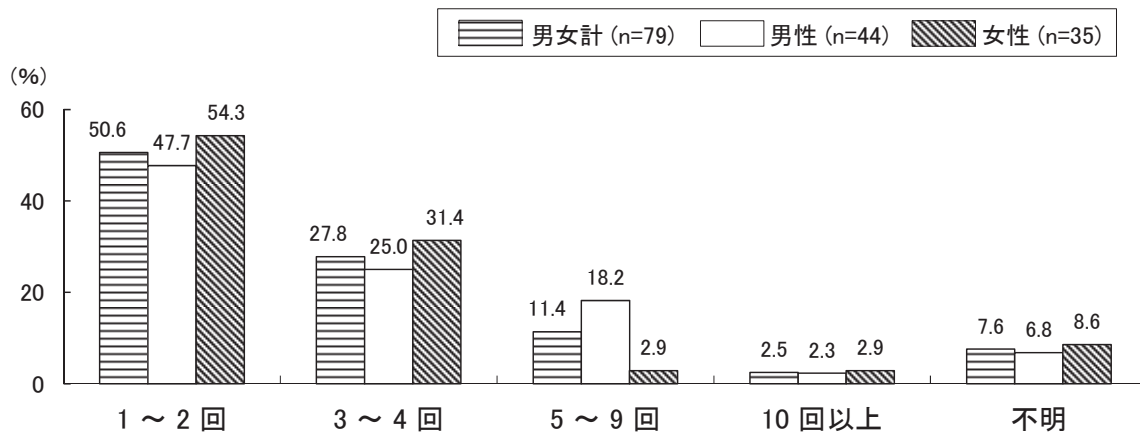


図 3-14 離職回数の分布

ウ 離職者の職業訓練受講歴

離職者が再就職を考える際に、職業訓練を受講することも考えられるので、職業訓練の受講状況を見る。

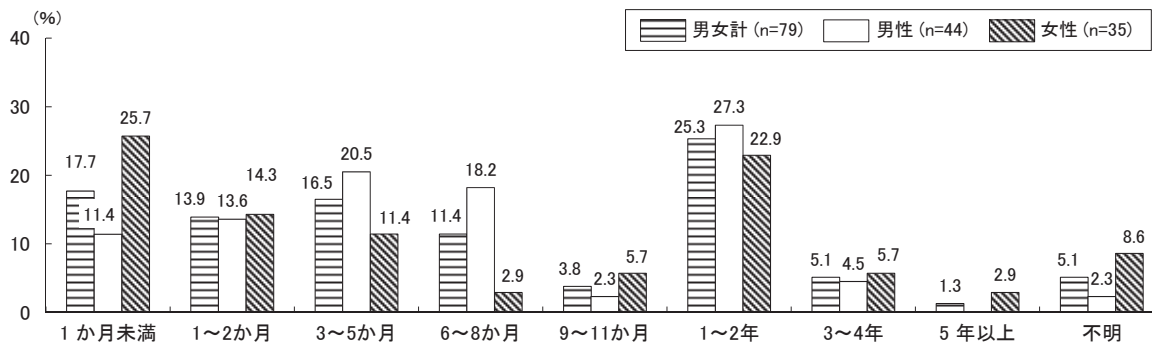
職業訓練のうち公的職業訓練についてみると、離職者79人中公的職業訓練を受講したことのある者は8人で10.1%であった。このうち、障害者職業訓練を受講したことのある者は2人であった。一方で、福祉系就労支援サービスのうち職業訓練を行う就労移行支援事業所については24人が利用していた。施設数の違いもあると思われるが、就労移行支援事業所のほうが多く利用されていた。双方とも男女別に違いはみられなかった。

エ 離職者について前職継続就業期間と求人区分の関係

第1章の図1でみたように、離職者の前職継続就業期間は6か月未満と1～2年のところにピークがみられた。ここで、継続就業期間を細分化してみると（図3-15）、最も多いのは就職後1～2年で離職するケースで、25.3%の者がこの期間に離職している。次いで多いのは1か月未満で離職するケースで、17.7%の者が1か月未満で離職している。これを男女別にみると、男性では1～2年の期間において27.3%が離職するピークがあるのに対し、女性では1か月未満の離職者が25.7%と最も多く、次いで1～2年の期間で22.9%となっている。

前職の職場の求人区分が、一般求人であったか障害者求人であったかに分けて、前職継続就業期間の分布をみると、障害者求人であった場合には、1～2年の期間で離職するケースが33.3%、1か月未満の期間で離職するケースが22.2%となり、これら期間で一般求人であった場合をかなり上回っている。このように、求人区分が障害者求人の場合には継続就業期間が1か月未満と1～2年以内で離職する傾向が一般求人であった場合よりも強くみられている。

—男女別—



—雇用形態別—

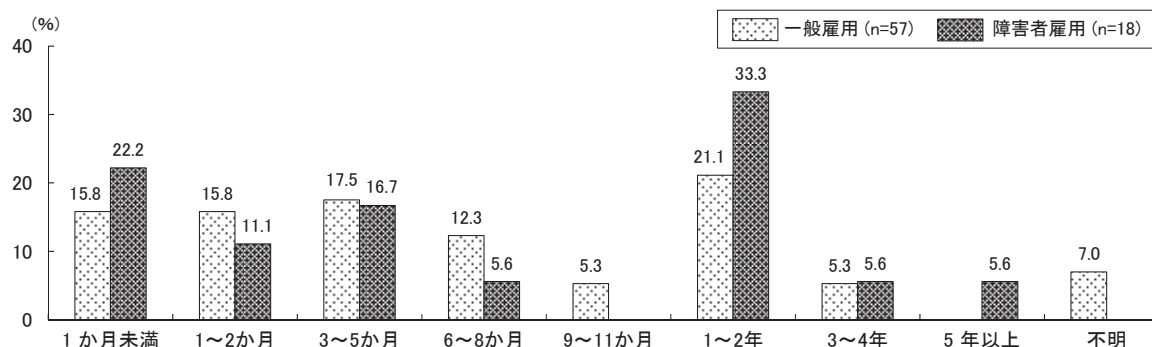


図3-15 男女別、前職の求人区分別の前職継続就業期間の分布

オ 離職者の離職理由（複数回答）

離職者 79 人について前職の離職理由を複数回答で尋ねたところ、男女計では「雇用期間の満了」や「人員整理・倒産・先行き不安」の会社都合と思われる離職が 20%弱であるが、そのほかの自己都合と思われる離職については「作業水準について行けなかった」が 30.4%、「人間関係がうまく行かなかった」が 31.6%と多くなっている。

これを男女別にみると、「作業水準について行けなかった」は男女とも 30%前後とほぼ同じだが、「人間関係がうまくいかなかった」については、男性で 40.9%、女性で 20.0%と特に男性で多くなっている。一方、女性では「本人や家族の事情」と「作業水準について行けなかった」が 28.6%となっている。男性では「本人や家族の事情」は 4.5%にとどまっている。

前職の離職理由を求人区分（一般求人・障害者求人）別にみると、「雇用期間の満了」と「人間関係がうまく行かなかった」及び「その他」では、障害者求人による雇用の場合の方が一般求人による雇用の場合よりも割合が高くなっていた。この要因としてはあくまで推測であるが、「雇用期間の満了」については、障害者求人であった場合の方が雇用期間満了まで就労を継続できていることが想定され、また「人間関係がうまく行かなかった」については知的障害が軽度であり、障害者として扱われた経験が少ないことが、かえって人間関係を悪化させた可能性があるものと考えられる。

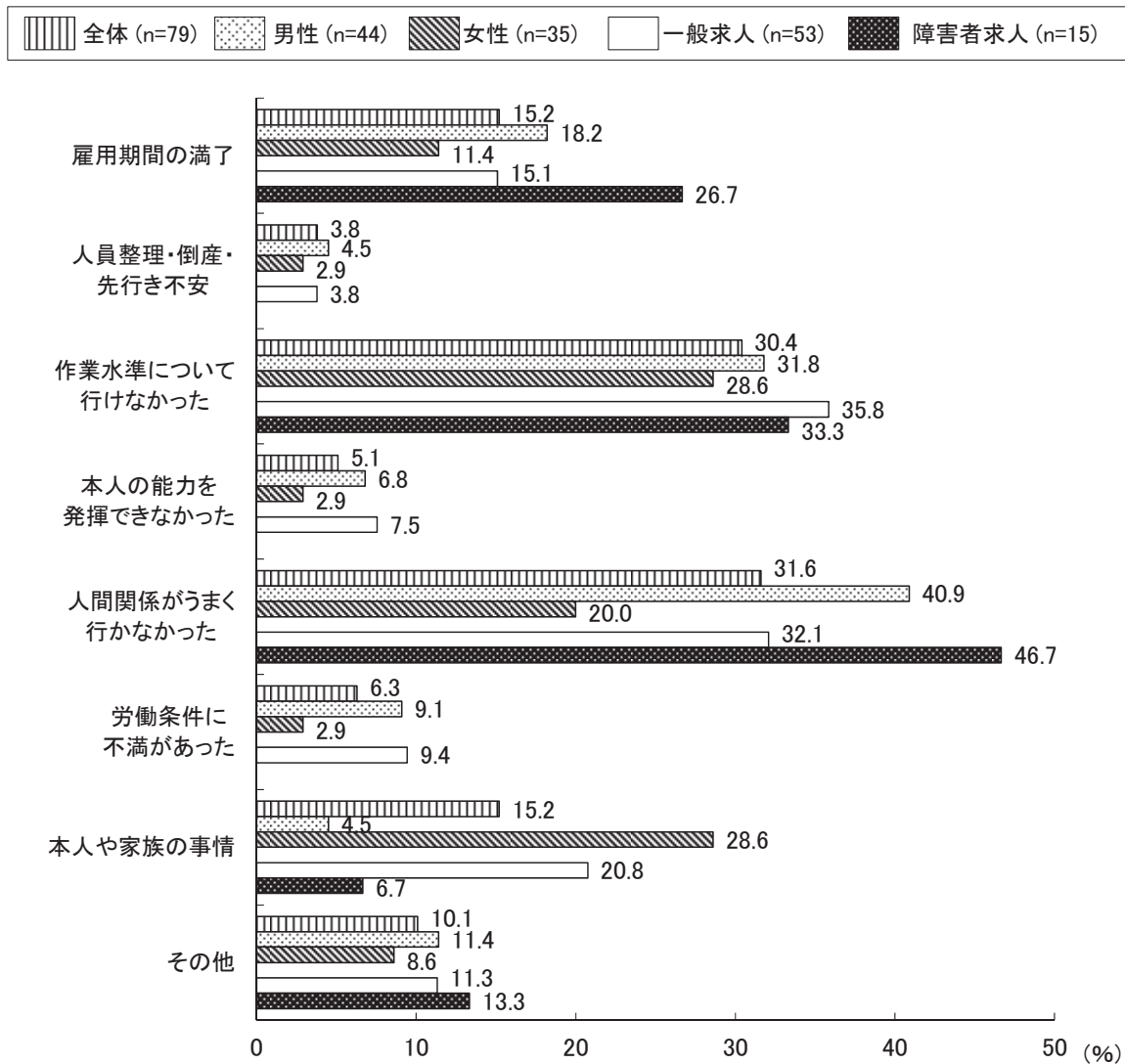


図 3-16 離職者の前職離職理由

(注) 求人区分が不明のもの(n=11)については表示していない。

カ 発達障害との重複の有無別の前職離職理由

発達障害の障害特性として、社会性やコミュニケーションに課題があるという指摘がなされている^(注)。第2節5で記したように、軽度知的障害者のうち発達障害の診断を受けている者と発達障害の疑いのある者と合計して「発達障害との重複のある者」とし、軽度知的障害者で発達障害との重複のない「発達障害との重複のない者」との離職理由の比較を試みた。

発達障害の重複の有無別に離職理由をみると、「人間関係がうまく行かなかった」を離職理由に挙げた回答は発達障害との重複のある者で46.2%であるのに対し、重複のない者では23.7%と違いがみられた。「作業水準について行けなかった」とする回答は両者とも30%強とほぼ同じであった。このように職場の人間関係に起因する離職は、発達障害を重複している場合に特に多いことが推測される結果となった。

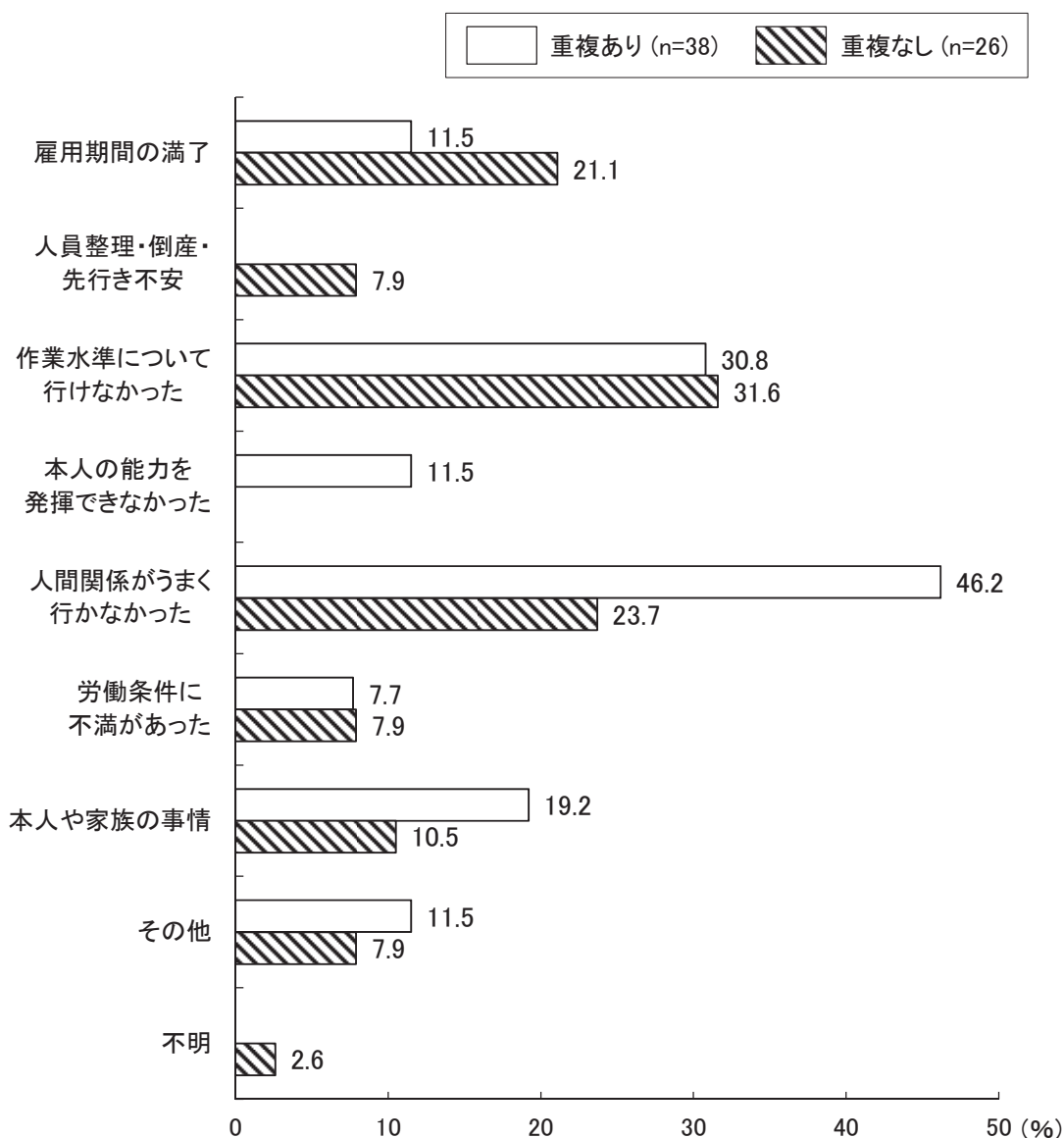


図3-17 発達障害との重複の有無別の前職の離職理由

^(注) 例えば、高齢・障害・求職者雇用支援機構「職業訓練実践マニュアル発達障害者編Ⅱ～施設内訓練～」

(4) 障害者向け支援を受けた経験別の状況

以下においては、軽度知的障害者が学校教育、就業支援機関で受けてきた支援について、療育手帳取得年齢階層別にみることにする。

ア 学校教育で受けた知的障害者向け支援

まず、図 3-18-1 において、卒業・中退別及び療育手帳取得年齢階層別に、学校教育において受けた知的障害に配慮した支援の関係をみることにする。

全体でみて、調査対象の 190 人中知的障害に配慮した支援を受けた者は 26 人 (13.7%) に過ぎず、114 人 (60%) は受けていなかった。不明は 50 人 (26.3%) であった。

また、全体を卒業と中退に区分して、知的障害に配慮した支援を受けたかどうかをみると、卒業では 154 人中 25 人 (16.2%) が知的障害に配慮した支援を受けていたが、中退では 33 人中で知的障害に配慮した支援を受けたのはわずかに 1 人 (3.0%) となっていた。

次に、同じく図 3-18-1 により療育手帳取得時の年齢階層別に、知的障害に配慮した支援を受けたかどうかをみると、10～14 歳層で療育手帳を取得した者 44 人中 8 人 (18.2%)、15～19 歳層で療育手帳を取得した者 69 人中 11 人 (15.9%) が知的障害に配慮した支援を受けているが、20～24 歳層で療育手帳を取得した者は 30 人中 1 人 (3.3%) に過ぎない。したがって、10～14 歳層に該当する小学校高学年から中学校在学時に手帳を取得した者が、知的障害に配慮した支援を受けている場合が多くなっていることが分かる。親が早期に障害を理解し、手帳取得を勧めていることが、知的障害に配慮した支援を受ける機会の増加にもつながっているものと思われる。

図 3-18-2 では、療育手帳の取得年齢階層別に、支援を受けたことのある知的障害に配慮した支援の種類をみることにした (複数回答)。支援を受けた人数が比較的多かった 10～14 歳層、15～19 歳層についてみると、「進路相談」が最も多く、次いで「職場実習」となっていた。「進路相談」については大きな違いはないが、特に職場実習については 10～14 歳層で療育手帳を取得した者が多く受けていた。

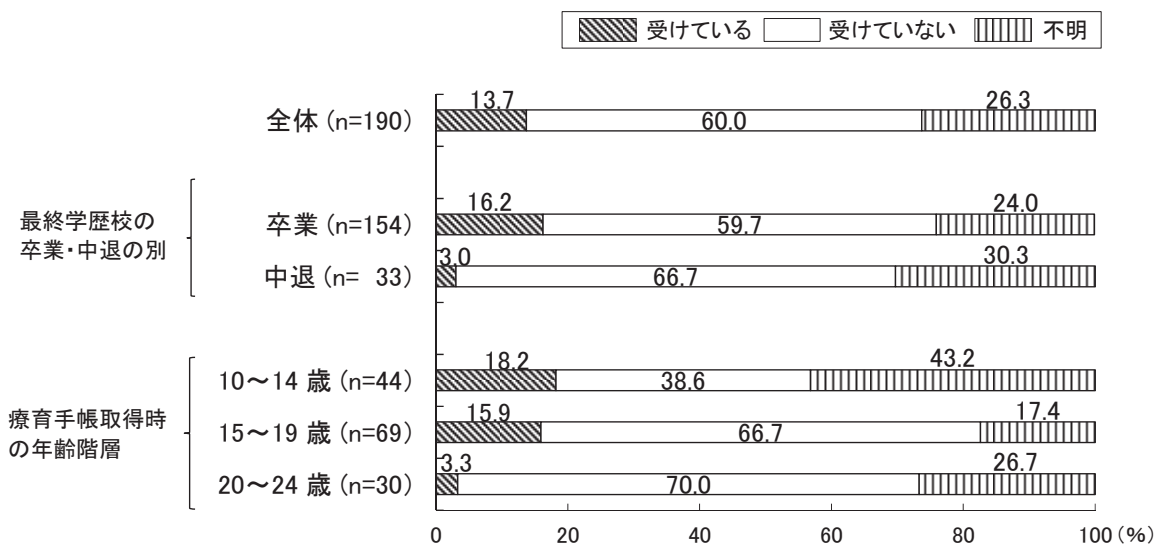


図 3-18-1 卒業、中退別及び療育手帳取得時の年齢階層別の学校教育において障害者向け支援を受けた割合 (構成比)

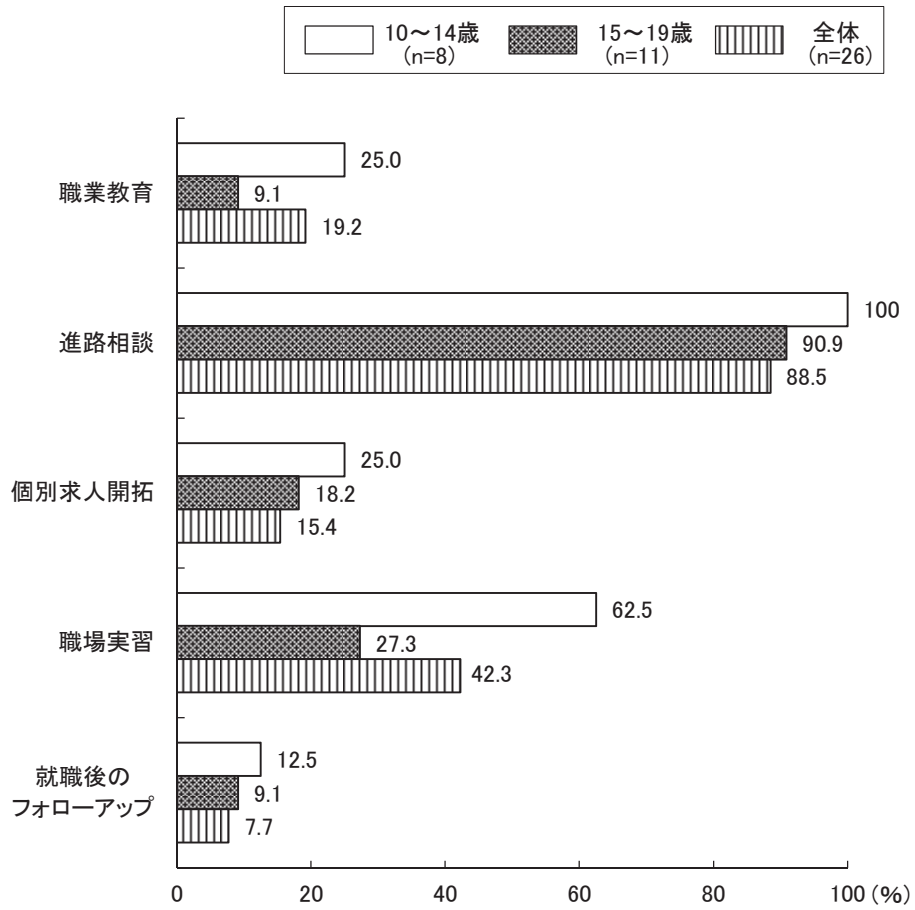


図 3-18-2 療育手帳取得年齢階層別の学校教育で受けた支援の種類（複数回答）

（注）療育手帳取得時の年齢階層別に支援を受けた者を母数として、受けた支援の種類別に割合を算出した。

イ 就業支援機関で受けた知的障害者向け支援

図 3-19-1 では、卒業・中退別及び療育手帳取得年齢階層別に、就業支援機関において受けた知的障害者に配慮した支援^(注)の関係をみる。

全体 190 人中就業支援機関において、知的障害者に配慮した支援を受けた者は 145 人 (76.3%) となっており、学校教育における支援を受けた者の 26 人 (13.7%) を大きく上回った。手帳取得年齢階層別には、知的障害者に配慮した支援を受けた者の割合に大きな違いはみられない。全体を卒業・中退別に分けて、知的障害者に配慮した支援を受けたかどうかをみると、支援を受けた者の割合が卒業生で 154 人中 125 人 (81.2%) であるのに対し、中退者では 33 人中 19 人 (57.6%) と少なく、卒業と前後して就業支援機関で支援を受けていることが推測される。

次に、図 3-19-2 では療育手帳取得年齢階層別、知的障害者に配慮した支援の種類別に、支援を受けた人数の割合をみることにした (複数回答)。支援を受けた人数が比較的多かった 10~14 歳層、15~19 歳層、20~24 歳層についてみたところ、「職業相談」が 90% 前後と最も多く、次いで「職場実習・職務試行」が多くなっている。ただし、20~24 歳層では「職場実習・職務試行」は 18.2% と、10~14 歳層の 29.4%、15~19 歳層の 34% に比べて低くなっている。

このように、軽度知的障害者の多くは就業支援機関における知的障害者に配慮した支援を受けていたが、学校教育と同様に、卒業生の方が中退者よりも支援を受けている割合が高かった。支援内容としては学校教育と同様に「職業相談」や「職場実習・職務試行」が実施されていた。

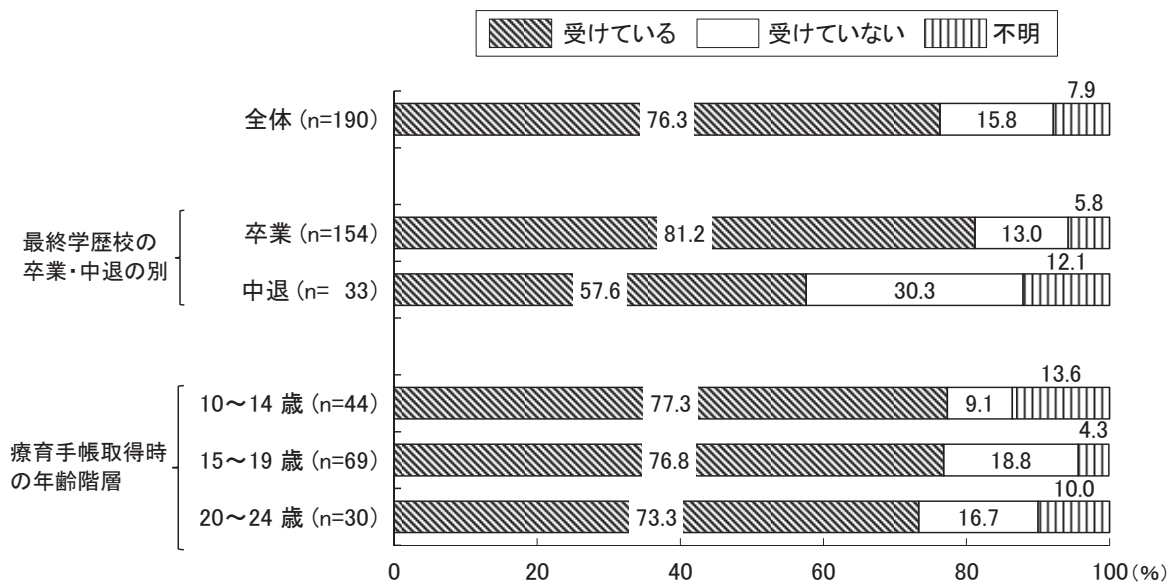


図 3-19-1 最終学歴校の卒業、中退別及び療育手帳取得時の年齢階層別の就業支援機関において障害者向け支援を受けた割合 (構成比)

(注) 障害者向けの就業支援機関としてはハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等とした。就労系福祉サービス事業所は除いている。調査対象はハローワーク等の利用者であるにもかかわらず支援を受けた者が 100% となっていないのは、相談回数が少ない等の理由で障害者向けの職業相談まで至っていない場合等が想定される。

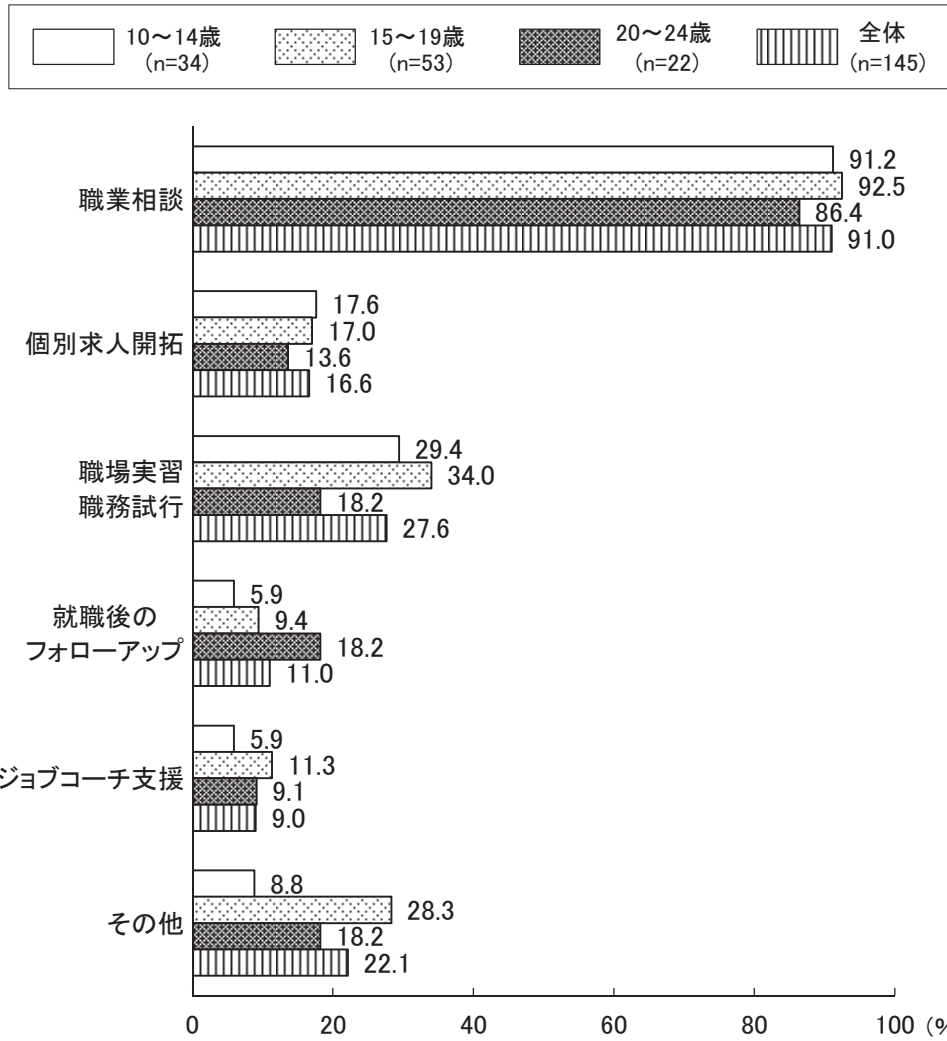


図 3-19-2 療育手帳取得年齢階層別の就業支援機関で受けた支援の種類（複数回答）

（注）療育手帳取得時の年齢階層毎に支援を受けた者を母数として、受けた支援の種類割合を算出した。

(5) 就職、職場定着に必要な支援について

ア 発達障害との重複の有無別、必要とされる就職支援、職場定着支援

個別の軽度知的障害者の事例について、就職支援や就職後の職場定着支援において必要と考えられる周囲の支援（複数回答）を発達障害との重複の有無別に尋ねた（図 3-20-1）。まず、周囲の支援の必要性の有無については、発達障害の重複の有無にかかわらず、周囲の支援の必要性があるとの事例が、ほぼ 100%であった。

発達障害との重複の有無別に、各支援の必要性の有無をみると（図 3-20-2）、就職に向けた第一歩である「就職の相談」については、発達障害の重複の有無にかかわらず、「必要性あり」が 75%前後と高かった。「就職のための訓練」については、「重複ありの者」の場合に 46.9%が必要とされたが、「重複なしの者」の場合は 54%が必要とされており、この項目のみ、「重複なしの者」が「重複ありの者」を上回った。「職場実習・トライアル雇用」「ジョブコーチ支援」「職場の理解」といった就職先の職場への適応に関する支援に関しては、「重複あり」の場合に支援が必要とされた場合が多かった。

このように発達障害との重複のある軽度知的障害者については、発達障害の特性からみて職場適応に関する支援の必要が大きかった。

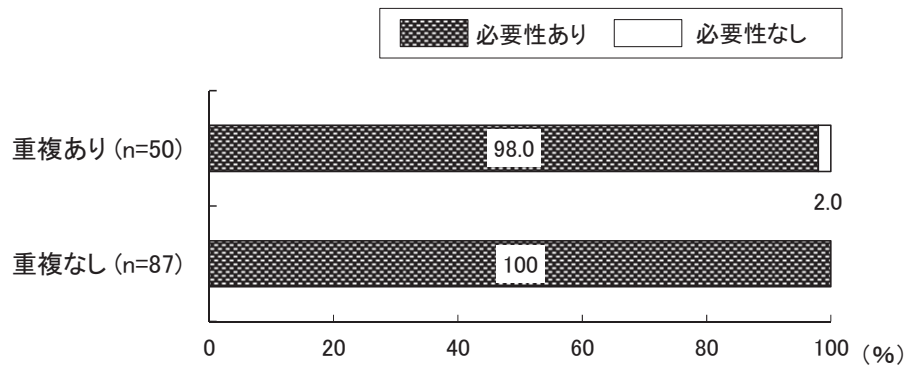


図 3-20-1 発達障害との重複の有無別の就職、職場定着に向けた支援の必要性の有無（構成比）

（注）重複の有無が不明である者は 53 人であった。

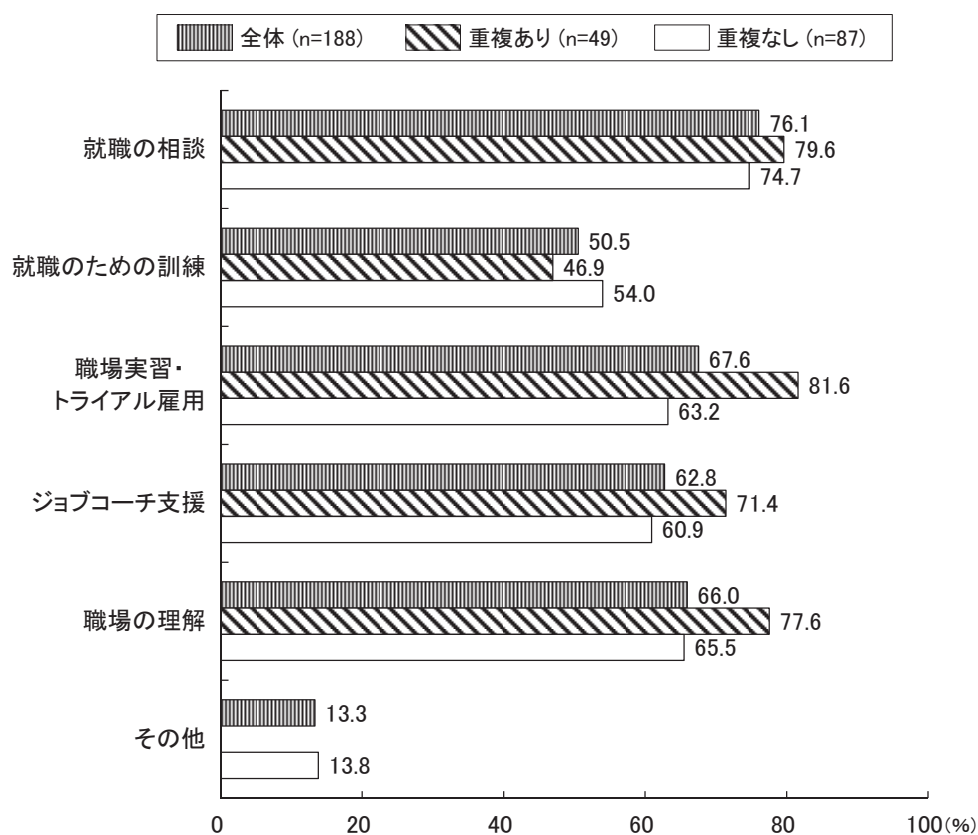


図 3-20-2 発達障害との重複の有無別の就職、職場定着に向けて必要な支援（複数回答）

(注)「支援の必要なし」との回答分を除いて母数とした。全体には重複の有無が不明な場合を含めた。重複の有無不明の 53 人中 1 人及び重複あり 50 人中 1 人が「支援の必要なし」であったので、全体の母数は 188 人、重複ありの母数は 49 人となっている。

イ 発達障害との重複の有無別、就職、職場定着の課題

軽度知的障害者の就職・職場定着に向けた課題を、発達障害との重複の有無別にみた（図 3-21-1）。重複の有無を問わず、「課題がある」とされた事例が大半であった。一方、「課題がない」とされた事例も 8 人みられた。内訳としては、重複なしの中に課題のない者が 87 人中 6 人（6.9%）、重複ありの中に課題のない者が 50 人中 1 人（2%）みられた。重複の有無不明の中にも課題のない者が 53 人中 1 人みられた。このように、特に課題のない者 8 人中 6 人は発達障害との重複のない軽度知的障害者であった。軽度知的障害のみの障害であれば、特に就職・職場定着に課題がない者も一定存在することが分かった。

課題の種類について尋ねたところ（複数回答）（図 3-21-2）、発達障害との重複のある場合には、「障害の理解」や「コミュニケーションの改善」「対人関係」「作業指示の理解」といった課題が多くみられた。一方、発達障害との重複のない場合、これらに加えて「基礎体力」に課題がある場合が比較的多いなど、それぞれの障害特性に応じた課題がみられた。

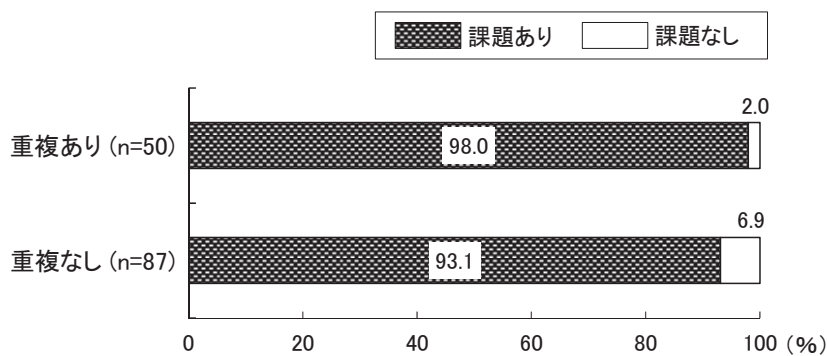


図 3-21-1 発達障害との重複の有無別の就職、職場定着に向けた課題の有無（構成比）

（注）重複の有無が不明である者は 53 人であった。

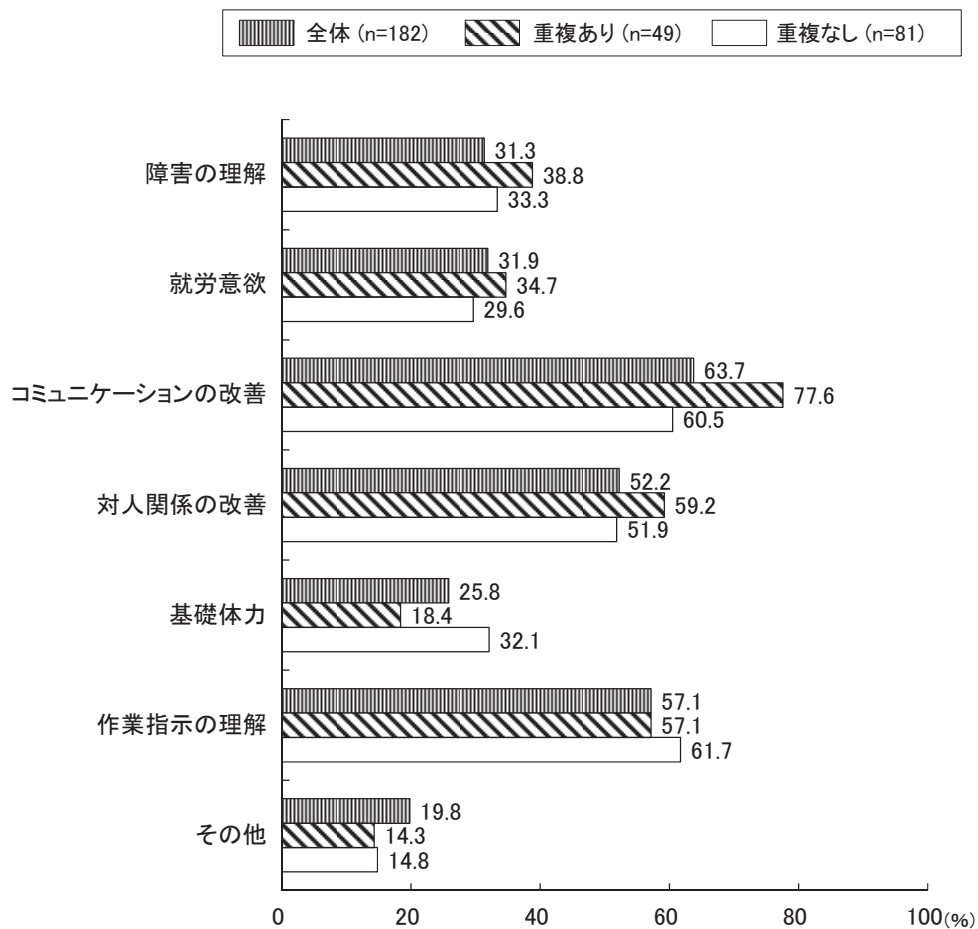


図 3-21-2 発達障害との重複の有無別の就職、職場定着に向けた課題の種類（複数回答）

(注) 就職・職場定着に向けた課題のある者を母数とした。全体には重複の有無が不明な場合を含めた。重複の有無不明の53人中1人、重複あり50人中1人、重複なし87人中6名が「支援の必要なし」であったので、全体の母数は182人、重複ありの母数は49人、重複なしの母数は81人となっている。

第2節 事例集

1 有業者グループ

質問紙調査時点で収入になる仕事をしてきた者（雇用保険被保険者を除く）を有業者グループとして事例を収集した。以下に3事例の概要及び詳細を示す。

なお、質問紙調査後に就職したのは、事例1である。

〈就職した事例〉

事例1 男性 これまで4回就職している。3回目の就職の前に療育手帳を取得しており、その後は障害者雇用で就職している。ほとんどは軽作業であった。

専門学校まで一般校に進学した。知的障害もあるが発達障害もあり、発達障害の傾向のため就職が困難であった。質問紙調査時点では就労継続支援B型事業所利用中であった。その後、ハローワーク紹介で就職し、ジョブコーチ支援も入れながら順調に定着している。

〈就職していない事例〉

事例2 女性 定時制高校に在学し、パート勤務していた。仕事は対面販売であったが、その後の仕事も対面販売にこだわった。能力的には不足しており、就職が困難となった。就労継続支援B型事業所を利用中である。精神的に不安定で精神科に通院している。相談は母親が主導している。

事例3 女性 療育手帳は定時制高校在籍中に取得した。中学でも特別支援学校への進学は勧められなかった。高校在学中はスーパーでアルバイトをしていた。卒業後はハローワークの紹介で就労継続支援A型事業所へ就職した。仕事は農作業である。就職に当たって、特に問題は感じられなかった。

若年軽度知的障害者の実態把握調査結果No.1

性別 男性 年齢階層 25～34歳
収入 あり（就労継続支援B型事業所又は就労移行支援事業所）
発達障害との重複 あり

1 これまでの就業状況及びそれに付随する事項

(1) 経歴について

平成18年3月 普通高校卒
平成20年3月 専門学校卒
平成20年4月 就職1 → 短期で離職
平成20年12月 就職2
平成23年9月 離職
平成23年11月 就職3（ジョブコーチ支援利用）
平成25年8月 離職（家庭の事情）
平成25年9月 転居
平成25年11月 就労継続支援B型事業所利用開始 その後就労移行支援事業所
平成26年 地域障害者職業センター来所
平成28年8月 就職4（ジョブコーチ支援利用）

（注）療育手帳取得時期ははっきりしないが、3回目の就職時にジョブコーチ支援を利用していることから、支援制度活用のため、この就職（平成23年11月）以前に取得したものと推定される。

(2) 就職時の状況、これまでの就業状況

最初の仕事 乗り物内の清掃
2番目の仕事 建物内の清掃
3番目の仕事 軽作業（リサイクル系。ハンマーを使ってのIC機器、段ボールの解体作業）（ジョブコーチ支援利用）
4番目の仕事 軽作業（回収された配達物品を機械にかけて、仕分けられたものを所定の位置に移す。仕分けられなかったものは手作業で仕分けるといった作業である。）（ジョブコーチ支援利用）

(3) 職業紹介状況

転居後の職歴はない。質問紙調査回答時点では未就職だった。ハローワーク紹介により28年8月から障害者雇用で就職している。

(4) 離転職の状況、原因

最初の仕事 作業スピードに着いていけなかった。
2番目の仕事 上司から仕事が遅いと叱責されたため。
3番目の仕事 支障なく勤務していたが、家庭の事情によりやむなく離職（親の仕事の都合で転居）。

2 本人の現状（活動、収入、性格等）及びそれに付随する事項

発達障害の診断がある（自閉症）。
一度覚えた手順の変更が苦手、丁寧だが時間がかかる。
自発的なコミュニケーションが苦手である。

発達障害特有のこだわりの面から作業の能率が低下して、その点を事業所から叱責されると気分的にも落ち込んでしまう。

知的障害よりも発達障害の傾向のために離転職したり就職が困難であることが多いと思われる。

3 学歴（なぜ一般校を選んだかを含む）及び障害者向け職業教育状況

中学、高校は一般校である。さらに外国語系の専門学校に進学、卒業した。一般高校を選択した理由は不明である。

4 家庭環境、交遊状況、本人及び家族の障害理解状況

両親と同居、ほかに別居中の妹がいる。家庭環境に問題はない。

親が相談に同行したことはないが、就労移行支援事業所での就職活動等はスタッフに一任という態度であったようだ。

手帳取得時期は不明である（質問紙調査では平成25年10月となっていたが、転居に伴う再発行だった可能性が高い。転居前の仕事でもジョブコーチ支援を受けている。）。

5 就職に結びついたポイント、定着に至ったポイント

今の仕事がうまく続いている要因としては、作業を定型的な内容に絞ってもらっていることが大きい。また事業所には、一度覚えた作業手順の修正が苦手なので最初の指導を確実に丁寧にしてもらえれば力を発揮できると伝え、それを踏まえた対応をしてもらっている。さらに、前任者（身体障害者）が退職した後任枠として就職しており、事業所側の受入がスムーズだったこともある。

今の仕事に何の支障もないと勤務先から聞いている。

就職に当たっては、働き始めが肝心という方なので、ジョブコーチ支援を利用した。就労移行支援事業所のスタッフと連携してフォローした。また、就労移行支援事業所と同一法人が運営する障害者就業・生活支援センターにも登録してもらっている。

若年軽度知的障害者の実態把握調査結果No.2

性別 女性 年齢階層 15～24歳

収入 あり（就労継続支援B型事業所利用中） 発達障害との重複 不明

1 これまでの就業状況及びそれに付随する事項

(1) 経歴について

療育手帳取得時期不明

平成24年4月～26年3月 パート勤務（ファストフード店）

高校休学

就労継続支援B型事業所利用（学校の紹介で利用）

平成27年1月 雇用保険の手続きでハローワーク来所。このとき、上記とは別の就労継続支援B型事業所を利用中であった。（ハローワーク紹介ではない。おそらく障害者就業・生活支援センターから紹介されたもの。）

平成27年10月 失業給付の受給期間が満了し、それ以降来所記録なし。就労継続支援B型事業所をそのまま利用中と思われる。

(2) 就職時の状況、これまでの就業状況

定時制高校に通いながらファストフード店でパート勤務で対面販売の仕事をしていた。自己就職と思われる。

(3) 職業紹介状況

ハローワークに初めて来た平成27年1月には高校休学中であった。障害者就業・生活支援センターのあっせんする職場実習を経て別のファストフード店勤務を提案したが、仕事が調理補助だったので、本人の販売希望と一致せず、応募しなかった。

本人は、とにかく接客販売が希望である。しかし、能力的に難しいため、他の求人も提案したが全部断られた。

(4) 離転職の状況、原因

ファストフード店の離職理由は不明である。

2 本人の現状（活動、収入、性格等）及びそれに付随する事項

現在は就労継続支援B型事業所に週5日通っている。障害者就業・生活支援センターも利用している。これらはハローワーク紹介ではない。

情緒不安定なところがある。

27年4月からの定時制高校への復学を希望していたが復学できず、28年4月から復学希望と言っていた。そのてん末は不明である。

精神科医療機関に通院中である。

障害年金受給中である。

最後の来所日（平成27年10月）に母親ではなく本人から「心が不安定」という訴えがあり、精神保健福祉社とのカウンセリングを提案したところ、希望するとのことだったが、その後、連絡が取れない状態となった。

3 学歴（なぜ一般校を選んだかを含む）及び障害者向け職業教育状況不明である。

4 家庭環境、交遊状況、本人及び家族の障害理解状況
相談には母親が同行することが多く、話はほとんど母親がしていた。

5 就職に結びつかなかった要因

本人は接客販売を希望しているが、実際に本人ができることと希望職種の間にギャップがある。そのギャップを埋めようと試みたが、本人の気持ちを優先する必要があったため、認識を変えられなかった。

若年軽度知的障害者の実態把握調査結果No.3

性別 女性 年齢階層 15～24歳
収入 あり（就労継続支援A型事業所^(注)利用）
発達障害との重複 なし

1 これまでの就業状況及びそれに付随する事項

(1) 経歴について

定時制高校在学中に療育手帳取得
高校在学中からスーパーでアルバイト
卒業前の9月にハローワーク登録
高校卒業後、就労継続支援A型事業所に就職

(2) 就職時の状況、これまでの就業状況

定時制高校在学時はスーパーでアルバイトをしていた（1年半）。
就労継続支援A型事業所は農業をやっている。本人は野菜を収穫したり、切ったりの作業をしている。

(3) 職業紹介状況

アルバイトをしていたスーパーにそのまま就職したいという意向があったが難しそうなので、求職のためハローワークに登録した。

当初は、人とのコミュニケーションが苦手なので、動物関係の仕事を探したいと言っていた。そのため、地域障害者職業センターで職業評価を受けた。

ハローワークから紹介したのは現在の就労継続支援A型事業所だけである。

(4) 離転職の状況、原因

離転職歴なし。

2 本人の現状（活動、収入、性格等）及びそれに付随する事項

障害者就業・生活支援センターは利用していない。ジョブコーチ支援も受けていない。

3 学歴（なぜ一般校を選んだかを含む）及び障害者向け職業教育状況

高校在学中に療育手帳を取得しており、高校進学時に本人、家族が障害のことをどこまで気付いていたかは不明である。家族は気付いていたとしても、他の子供ほどにはできないなと感じていた程度であろう。

中学の進路指導でも特段、特別支援学校は勧められなかった模様である。先生も保護者に話をしにくかったのだろう。どこにも行かないよりは、定時制に進学しなさいということになったのかもしれない。

4 家庭環境、交遊状況、本人及び家族の障害理解状況

特になし。

5 就職に結びついたポイント

高校在学中に手帳を取得している。手帳を取得したので支援に入りやすくなっていた。

^(注) 就労継続支援A型事業所就職者については雇用保険被保険者でない場合に調査対象としている。

2 無業者（就業未経験者グループ）

質問紙調査時点で収入になる仕事をしていなかった無業者のうち、最終学歴終了後に職についての経験のない者について詳しい事例を収集した。以下に6事例について、概要及び詳細を示す。

なお、質問紙調査後に就職したのは、事例4及び事例5である。

〈就職した事例〉

事例4 男性 通信制高校入学後に療育手帳を取得した。介護福祉系の専門学校に進学したが、職業選択に迷っていた。卒業後ハローワークから自治体の就労支援機関を案内されたのがきっかけで、当該支援機関にて販売関連の訓練を受けた。

質問紙調査後に、ハローワーク紹介で販売関連の職業に就職した。就職に当たって、生活面、就業面で特に問題はなかった。

事例5 女性 小学校で特別支援学級を勧められたが、両親、祖父母の理解がなく普通学級に在籍し、大学まで一般校を選択した。大学在学中、親族の勧めで療育手帳取得を考えて地域障害者職業センターへ相談した。ハローワークにも登録し、職業準備支援を受けた。質問紙調査後に就労継続支援A型事業所へ就職した。

〈就職していない事例〉

事例6 男性 勉強はできないが、学校は嫌がらずに行ったので、親も本人も障害の自覚はなく、一般高校へ進学した。学校から病院へ行くよう指示され、療育手帳を取得した。高校卒業時には就職が決まらず、ハローワークでも相談しながら就労移行支援事業所を利用している。知的障害よりも発達障害により就職が困難と思われる。

事例7 男性 4年制大学在学中の20歳のとき発達障害とされ、その後、療育手帳の交付を受けた。それまで本人も家族も障害の認識はなかった。進路については父親の影響を強く受けた。知的障害はあるが大学理科系にも在籍し、障害は軽い方である。ハローワークに来所後、都道府県事業の委託事業を受講し、職場実習を行った。

事例8 女性 幼少期に発達の遅れを指摘されたが、受診には至らず。一般高校卒業後、専門学校へ入学、中退した。その後、実家で家事手伝いを7～8年した。市町村役場の保健師とつながりができ、その関係から療育手帳を取得し、障害者就業・生活支援センターへもつながった。家族と折り合いが悪く、就職して家を出たがっているが、ブランクが長く明確な就職意欲はみられない。ハローワークに登録したが、紹介に至っていない。

事例9 男性 中学在学中に療育手帳を取得した。通信制高校を卒業したが、その後の職歴はない。就労移行支援事業所を利用しており、スタッフが同行してハローワークへ登録に来た。合同面接会で2社と面談したがいずれも不調であった。ハローワークの求人を自分で探すこともなく、1人で就職に向けて動くのは難しいと思われる。

若年軽度知的障害者の実態把握調査結果No.4

性別 男性 年齢階層 15～24歳 収入 なし（職歴 なし）
発達障害との重複 なし

1 これまでの就業状況及びそれに付随する事項

(1) 経歴について

通信制高校1年生の8月に療育手帳取得
通信制高校卒業後、介護福祉系の専門学校に入校
平成27年11月 ハローワーク来所（両親が同行）
平成28年3月 専門学校卒業、ハローワーク来所（地元自治体の就労支援機関同行）
地元自治体の就労支援機関で職業訓練を受講

平成28年8月 就職（販売職、ハローワーク紹介、障害者雇用）

(2) 就職時の状況、これまでの就業状況

質問紙調査時点（7月）では地元自治体の就労支援機関で、品出し等の販売関連業務の訓練を受講中だった。

最初にハローワークに来所した時に、同就労支援機関に関する情報提供をしたので、それを見て登録した模様である。

(3) 職業紹介状況

訓練修了後、ハローワーク紹介で就職が決定した。仕事は販売関連であり、訓練内容と近い職業での就職となった。

採用は比較的スムーズに進んだ。障害者雇用である。会社は他にも障害者を雇用している企業である。

(4) 離転職の状況、原因

離転職歴なし。

2 本人の現状（活動、収入、性格等）及びそれに付随する事項

専門学校で介護系の資格を取ったが、ヘルパーの仕事にするか介護補助の仕事にするか具体的な職務まで絞り込めていなかった。専門学校卒業後、進路希望が変わったようで、地元自治体の就労支援機関で受けた訓練の訓練科目は販売系だった。

この方は、生活面、就業面でも特段の問題はみられない。また、普通の会話は問題なく受け答えができる。発達障害との重複はない。

3 学歴（なぜ一般校を選んだかを含む）及び障害者向け職業教育状況

専門学校は介護福祉系で介護職員初任者研修の資格を取得した。

高校入学後に療育手帳を取得しているため、中学卒業の進路決定時に特別支援学校に入ることは想定してなかったものと思われる。

4 家庭環境、交遊状況、本人及び家族の障害理解状況

初回来所時には両親が同行しており、両親とも障害については理解しているようである。手帳取得理由は不明である。現在は家族と同居している。

5 就職に結びついたポイント、定着に至ったポイント

一般的に新規学卒だと企業側も採用意欲があり、コミュニケーションに問題がなければ比較的就職はうまくいくことが多い。この方の場合、コミュニケーションについては相談の中でこちらの意図が多少うまく伝わっていない場面はあったが、職場実習を通じてどういう指示を受けたらどう返さなければいけないかということが身につけば、仕事はできる人だと考えた。

現在の販売の仕事の中で、お客さんと対面する場面があるが、本人も自分の課題を認識しており、商品の陳列場所を聞かれたら、さっと答えが返せるようにしたいと自分から言っている。

通信制高校、専門学校では特に障害者向け支援は受けていなかった。ハローワーク、就労支援機関につながったことで、訓練を受けた後はスムーズに就職できたようだ。

性別 女性 年齢階層 15～24歳 収入 なし（職歴 なし）
発達障害との重複 あり

1 これまでの就業状況及びそれに付随する事項

(1) 経歴について

小学校の時、知能検査の結果、特別支援学級を勧められたが家族（両親、祖父母）が受け入れず普通学級へ通学。医療機関受診なし。

中学、高校は一般校へ進学した。

大学の食物栄養科へ進学し、5年で卒業した。

大学5年の時、地域障害者職業センターに相談、ハローワークへ誘導される。

平成27年10月 ハローワーク来所

平成27年10月 職業評価を受ける

平成27年11月 発達障害者支援センターに相談

平成28年1月 医療機関受診

平成28年3月 大学卒業

平成28年4月 療育手帳取得

平成28年4～7月 職業準備支援を受ける

平成28年9月 就職（就労継続支援A型事業所、軽作業、リサイクル業）

(2) 就職時の状況、これまでの就業状況

大学の時は大学主催の就職フェアにも参加しているが、なかなか応募には至らなかった。その理由は作業がマイペースであるということで、その自覚は持っていた。

(3) 職業紹介状況

初回相談時は同行した母親が主に話し、本人はほとんど話すことはなかった。母親が先走ってしまうので家族支援が必要と考え、障害者就業・生活支援センターにも登録してもらった。

母親からは就職活動をどう進めていけばよいか、障害をオープンにして就職することへの不安について話があった。

本人は質問に答えるのには大分時間がかかるが、興味がある話題には多弁になるなど、コミュニケーションに課題がみられた。

初回相談時に分かった課題としては、まず本人の側に大学卒業までの就職活動プランがないことや、やりたい仕事のイメージが漠然としていること、家族の側に母親の焦りが非常に強いという3点がみられた。職業準備支援の結果からは、スピードが必要な作業は苦手だが、作業には真面目に取り組み、正確にできることが分かった。

こうした流れの中で、障害をオープンにして働くことにも母親、本人の理解が得られた。

平成28年に職業準備支援を行う中で、本人は就労継続支援A型事業所に興味を持った。事務補助的な仕事にも興味があった。ちょうど事務処理スタッフを募集する就労継続支援A型事業所があり、そこで見学や職場体験を行ったが、事務作業にはマッチしなかった。しかし、リサイクルの軽作業がマッチしており、ミスなく正確にできるということで、ハローワークの最初の職業紹介で採用が決定した。

(4) 離転職の状況、原因

離転職歴なし。

2 本人の現状（活動、収入、性格等）及びそれに付随する事項

コミュニケーションが苦手で、中学、高校時代はいじめもあった。

大学では食物栄養科に進み、栄養士資格取得を目指すのが、履修状況が思わしくなく、資格取得は断念した。

大学時代は、友人もでき、アパートで1人暮らしをするなど生活は自立していた。

発達障害の診断もあるが、手帳は療育手帳で取得した。

3 学歴（なぜ一般校を選んだかを含む）及び障害者向け職業教育状況

小学校の知能検査の結果で特別支援学級を勧められたが家族は受け入れなかった。担当教諭からも知的な遅れを指摘されるが、両親が受け入れず、医療機関を受診することはなかった。

中学、高校は普通学級へ進学した。大学は5年かけて卒業した。

大学5年の時であるが、親族で養護教諭の方から、障害者手帳を取得して障害者雇用を目指すことを勧められた。両親も今のままでは就職が難しいと感じていたため、本人とも相談の上、地域障害者職業センターへ相談した。

4 家庭環境、交遊状況、本人及び家族の障害理解状況

両親、祖父母、本人の5人家族である。

小学校時代に特別支援学級を勧められるも、祖父母を含め、家族は障害を受け入れなかった。上記のように親族の勧めで両親は障害を受け入れて、このままでは就職は困難と感じて、本人とも相談して手帳取得の方向へ向かった。

ただし、祖父母には、障害のことも手帳取得のことも話していない。

5 就職に結びついたポイント、定着に至ったポイント

親族に養護教諭がいて、手帳取得、障害者雇用を勧めたことが大きな転機となった。

大学卒業、就職を目前にした時期になって、母親も焦って、やはり障害者支援を受けて就職した方がいいと障害を理解し、受け入れたことが就職に結びついたポイントである。

若年軽度知的障害者の実態把握調査結果No.6

性別 男性 年齢階層 15～24歳 収入 なし（職歴 なし）
発達障害との重複 あり

1 これまでの就業状況及びそれに付随する事項

(1) 経歴について

平成26年1月 療育手帳取得
平成26年2月 ハローワーク来所
平成26年3月 普通高校卒業
平成26年4月 就労移行支援事業所利用開始

(2) 就職時の状況、これまでの就業状況

平成26年2月のハローワーク来所時に、地域障害者職業センターで職業適性検査を受けるようにハローワークのスタッフがアドバイスし、地域障害者職業センターへも同行した。その後、障害者の就職面接会に参加している。3月に地域障害者職業センターの利用を勧めたが、本人は気が進まず、結局、就労移行支援事業所を利用することとして、高校卒業後の4月から利用した。そこは発達障害に詳しい就労移行支援事業所である。

(3) 職業紹介状況

紹介歴不明。面接会には参加したことがあるようである。

(4) 離転職の状況、原因

離職歴なし。

2 本人の現状（活動、収入、性格等）及びそれに付随する事項

平成28年1月の段階で、そろそろ求職活動を考え始め、就労移行支援事業所に通いながらその近くのハローワークで求職活動をしている模様である。

3 学歴（なぜ一般校を選んだかを含む）及び障害者向け職業教育状況

学校時代は友達は何人もおらず、1人で行動することが好きだった。不登校はなかった。中学校を出た段階では、勉強はできないが学校へは嫌がらずに行っていたので、親も自分でも障害者だと思っておらず特別支援学校を選択していない。

高校卒業が近づいても就職が決まらないことから、学校から病院に行くよう指示があり、病院からさらに児童相談所を紹介され療育手帳を取得した。医者からは発達障害もあるのではないかとされた。その後、発達障害の診断を受けた。学校が病院に行くよう勧めた意図は障害者雇用ならば就職できる可能性が高いと考えたからであろう。

4 家庭環境、交遊状況、本人及び家族の障害理解状況

父親は単身赴任で、母親が相談しても何も相手にしないとのことである。4人兄弟である。療育手帳を取得するまでは障害があるとは本人も親も思っていなかったようだ。

5 就職に結びついていない理由

就職できなかった理由は、一度にいろいろなことを言われると対応できないことだと思われる。ただらしていると言われることもあるらしい。

漢字も書けるので、知的な面よりも発達障害の方が問題である感じがする。この方は障害者雇用で就職して、発達障害もあることを伝えて配慮してもらえれば十分働けるとと思われる。文字もきれいに書ける。パソコンを教えてもらって、事務系の仕事をするのが向いていると思う。

若年軽度知的障害者の実態把握調査結果No.7

性別 男性 年齢階層 25～34歳 収入 なし（職歴 なし）
発達障害との重複 あり

1 これまでの就業状況及びそれに付随する事項

(1) 経歴について

20歳の時にメンタルクリニックで発達障害と言われた。
4年制大学中退
平成26年1月 療育手帳取得（親の勧めで申請したと思われる）
放送大学利用開始
平成28年2月 ハローワーク来所（一般窓口）
3月 手帳を所持しているということで専門援助窓口へ誘導

～平成28年8月 障害者向け雇用支援の委託事業
9月～ 職場実習

(2) 就職時の状況、これまでの就業状況

派遣で軽作業をしたことが若干ある程度で、ハローワーク来所時にはアルバイトやパートから始めてステップアップしていきたいとの意向だった。

(3) 職業紹介状況

紹介は1件したが不採用だった。その後、障害者向け雇用支援の委託事業^{*}を紹介した。この一環で、別の会社での職場実習に参加することになった。

以後は確認が取れていない。

^{*} 都道府県事業であり、受託企業内のオフィスでの訓練と障害者雇用の意欲のある企業内での職場実習を組み合わせたもの。

(4) 離転職の状況、原因

離転職歴なし。

2 本人の現状（活動、収入、性格等）及びそれに付随する事項

ハローワークへも定期的に来所して相談するなど、就労意欲は問題ない。

地域障害者職業センターで、職業評価や発達障害者向けの支援を受けるように2回案内したが、申込はしなかった。ただ、知的障害の判定は軽度であるが、知能指数が低下することもあるので地域障害者職業センターに知的障害の重度判定を依頼した。結果は重度ではないとのことであった。

3 学歴（なぜ一般校を選んだかを含む）及び障害者向け職業教育状況

大学生の時、メンタルクリニックで発達障害を指摘され、ショックを受けた。それまでは違和感は感じていたが障害とは思っていなかった様子である。

4 家庭環境、交遊状況、本人及び家族の障害理解状況

父親の影響が大きく、いろいろな方向付けに当たって父親の意思に従うケースが多い。大学も自分が行きたいのが文系だったが、父親の影響で理系の大学に進んだ。その辺りがストレスになっていたようだ。

5 職業紹介のポイント

大学にも入っており、知的障害としては軽い方である。(ただし、発達障害があることに注意を要する。) そのため就労系福祉サービスではなく、もう少しレベルの高い委託事業を案内した。特に就業経験のなさが自信の不足につながっていると考え、本人も地道に就職に向けて進みたいということなので、委託事業(職場実習を含む)を勧めたところである。

特別に問題のある方とは考えていない。

若年軽度知的障害者の実態把握調査結果No.8

性別 女性 年齢階層 25～34歳 収入 なし（職歴 なし）
発達障害との重複 なし

1 これまでの就業状況及びそれに付随する事項

(1) 経歴について

平成17年3月 一般高校卒

平成17年4月 専門学校入学

平成20年3月 専門学校中退

実家で家事手伝い

平成26～27年頃 市町村役場の保健師とつながりができる

平成27年2月 療育手帳取得（発達障害との重複なし）

平成27年7月 障害者就業・生活支援センター登録

平成27年12月 地域障害者職業センター登録、職業評価実施

(2) 就職時の状況、これまでの就業状況

高校卒業後、他県の和裁の専門学校へ進んだ。仕上げた点数によって月10万程度の報酬を得ていた。専門学校は4年制だったが、仕事が減り、お金がほとんどもらえなくなったため、3年間で辞めて実家に帰った。

(3) 職業紹介状況

職業紹介歴なし。ハローワークに1回登録はしている。

(4) 離転職の状況、原因

離転職歴なし。

2 本人の現状（活動、収入、性格等）及びそれに付随する事項

途中で仕事が減ったことから、専門学校を途中で辞めた。その後、実家に戻り家事手伝いをしている。引きこもっているような状態が7～8年続いたが、市町村役場の保健師とつながりができて、その勧めで療育手帳を取得し、障害者就業・生活支援センターへも案内された。

地域障害者職業センターでは障害者就業・生活支援センターからの依頼で職業評価を実施した。

3 学歴（なぜ一般校を選んだかを含む）及び障害者向け職業教育状況

幼少期に発達の遅れを指摘されたことはあったが、受診にはつながらなかった。高校は地元の一般高校へ進学している。

4 家庭環境、交遊状況、本人及び家族の障害理解状況

現在居住しているところは交通事情が悪く、ハローワークに行くのも1日かかる。

家族構成は、両親、本人、妹2人である。

両親は障害を認めたくないようで、手帳取得に反対はしなかったが積極的ではなかった。障害者雇用にもあまり賛成していないと思われる。家族との折り合いも良くなく、本人は就職して家を出ることを希望している。本人は障害者雇用を希望している。

療育手帳取得後、障害基礎年金を受給している（平成27年8月～）。

5 就職が困難な理由

地域障害者職業センターからは、無職であった期間が長いのですぐに就職ではなく、就労系福祉サービス事業所などを利用して実績を作ってはどうかと提案があった。

就職が困難な理由は就労意欲が十分でないことに加え、職業経験が少ないことである。本人の自宅から通える範囲では就職先は少ないと思われ、就職は同時に家を出ることを意味する。家を出たいという気持ちが強いこともあって、どこかに就職したい様子であるが、無職であった期間が長いことから、就労したいという気持ちはあっても、具体的な仕事のイメージはないようである。

若年軽度知的障害者の実態把握調査結果No.9

性別 男性 年齢階層 25～34歳 収入 なし（職歴 なし）
発達障害との重複 不明

1 これまでの就業状況及びそれに付随する事項

(1) 経歴について

平成12年 療育手帳取得（中学在学中）
 通信制高校卒
 この間職歴なし
平成27年4月 就労移行支援事業所利用開始
平成28年1月 ハローワーク登録
 1月 合同面接会参加 応募するも不調

(2) 就職時の状況、これまでの就業状況

通信制高校卒業後、職歴なし。
就労移行支援事業所を利用したのは、家族の意向もあったのかもしれない。

(3) 職業紹介状況

就労移行支援事業所の支援員が同行してハローワークに来所した。
ハローワーク窓口で求人に応募したことはない。28年1月に合同面接会で2社と面接したが、どちらも不採用であった。
自分でハローワークに来て、求人を探して応募することはない。ハローワークにしばしば来るわけでもない。
ハローワーク来所時には就労移行支援事業所の支援員がいつも同行しており、自分1人で就職活動に動くのは難しいと思われる。

(4) 離転職の状況、原因

離転職歴なし。

2 本人の現状（活動、収入、性格等）及びそれに付随する事項

発達障害との重複は不明だが、窓口の印象では広汎性発達障害がありそうである。
平成25年頃は怒りっぽく情緒不安定だったが、現在は落ち着いている。

3 学歴（なぜ一般校を選んだかを含む）及び障害者向け職業教育状況

中学は普通学校、その後、通信制高校卒業。療育手帳取得は生活していく上で便利だから等の理由からかもしれない。

4 家庭環境、交遊状況、本人及び家族の障害理解状況

本人、母親、妹の3人家族である。

家計維持者は不明。本人は障害年金はもらっていない。

- 5 就職に結びついていないポイント
特になし。

3 無業者（離職者グループ）

調査時点で収入になる仕事をしていなかった者で、離職経験のある者について事例を収集した。以下に9事例について概要及び詳細を示す。

なお、質問紙調査後に就職したのは、事例10及び事例11である。

〈就職した事例〉

事例10 男性 一般高校、調理専門学校を卒業した。卒業後3回就職し、3回目の職場の上司の勧めで療育手帳を取得した。これが転機となり、地域障害者職業センターに来所し職業評価を受けた。その後、障害者雇用で4回目の就職をしたが離職した。現在は就職している。

子どもの頃は学校生活はうまくいっていたので、本人も親も障害に気付かなかったようである。

事例11 女性 就学前から健診を受けてきたが、知能指数は特に問題なく、一般校へ進学した。高校卒業後一般求人に応募、就職と離職を繰り返していた。友人に相談したところ、引きこもり支援機関を紹介され、そこで知的障害について情報提供があった。そこでハローワークの障害者雇用支援制度についての説明も受け、療育手帳を取得した。さらに地域障害者職業センターの職務試行法などを利用して就職した。

〈就職していない事例〉

事例12 女性 中学在学中に療育手帳を取得した。母親が育児放棄し、父親はいない。一般高校中退後、ハローワークに来所し、軽作業で紹介就職したが1か月で退職した。現在は支援機関に通所している。アルバイトでスーパーのレジも経験しており、能力的にはさほど問題はない。手帳の意味も、障害も理解している。親がしっかりしていれば手帳取得の必要はなかったかもしれない。

事例13 男性 中学在学中に療育手帳を取得しており、親の理解もある。転居を経験しており、転居前には公的職業訓練を受講したり、就労移行支援事業所利用経験もある。就職も2回している。転居後は来所したハローワークで2か所職業紹介したが、いずれも不調であった。転居後にも就労移行支援事業所を利用している。知的障害の程度は軽いので、就職後の社会、職場への適応が問題となろう。

事例14 女性 小、中学校と不登校になった。通信制高校は中退した。療育手帳を取得する前に一般雇用で自己就職で4回就職したが、いずれも短期間で離職した。家族の過干渉による不登校、離職とみられる。自治体施設を利用し、そこで療育手帳取得を勧められた。その後ハローワーク、地域障害者職業センターを利用した。障害を理解しており、就労意欲はある。支援機関の連携が必要である。

事例15 男性 4年制大学卒業後、介護の仕事に就いたが半年で離職した。療育手帳を取得し、ハローワークへ来所した。就学前健診で知的な遅れを指摘されたが、これからゆっくり成長するので問題ないと言われ、そのまま先送りしたようである。ハローワークから地域障害者職業センター、就労移行支援事業所を紹介し、就職に向けてゆっくり準備している。

事例16 男性 幼少期に療育手帳を取得したが、学校は一般校へ通った。友達もあり、部活も参加するので不登校にはならなかった。高卒で食品加工の仕事に就いたが、4年半で離職した。この頃、発達障害の診断も受けた。家庭環境には問題ない。支援はハローワーク、自治体の支援機関で行っている。就労意欲

が低いこと、障害のため1人で求人を選べないなどの課題がある。

事例 17 女性 中学在学中に療育手帳を取得した。一般高校卒業後就職し、10年勤務したが仕事を任されたことが原因で体調を崩し退職した。ハローワークで相談し、紹介、就職したが1週間で退職した。保育士になるのが夢であり、それにこだわっている。知的障害としてはレベルが高く、初対面の人は知的障害者とは感じない。このため仕事を任されることがあり、それが負担となるようだ。

事例 18 男性 高校卒業後、一旦パートの販売職で就職したが3か月で退職した。その後療育手帳を取得し、ハローワークに来所した。就労継続支援A型事業所への就職を希望しており、紹介したが、入所時に行われるアセスメントに来なくなり、不採用となった。

その後、ハローワークに来所していない。

若年軽度知的障害者の実態把握調査結果No.10

性別 男性 年齢階層 25～34歳 収入 なし（職歴 あり）
発達障害との重複 なし

1 これまでの就業状況及びそれに付随する事項

(1) 経歴について

一般高校卒
調理専門学校入学
大手スーパーでアルバイト
平成12年 専門学校卒
平成12年 就職1（ホテルの調理）約2年で離職
就職2 アルバイト（タグ付け、段ボールへの封入）2年半勤務
就職3（大手スーパー）9年近く勤務
平成25年 療育手帳取得（職場の上司の勧め）
平成26年5月 離職
平成26年9月 地域障害者職業センター来所、職業評価実施
平成26年11月 職場実習
12月 就職4（服飾の会社での軽作業）1年3か月勤務
平成28年3月 離職

平成28年7月 就職5（大手書店のバックヤード）

(2) 就職時の状況、これまでの就業状況

専門学校に行きながら、スーパーでアルバイトをした。接客、レジ、販売、バックヤードの仕事である。

専門学校卒業後、最初の就職はホテルの調理である。調理の下処理、食器洗浄等の作業で、約2年勤務した。

2番目の就職はアルバイトである。衣服へのタグ付け、段ボールへの封入作業で、2年半勤務した。

3番目の就職は最初のアルバイトをしたスーパーと同じ会社である。就職時は販売部門、その後、商品管理部門で勤務し、9年間継続した。

これ以後は手帳取得後の就職であり、障害者雇用である。

4番目の服飾の会社は地域障害者職業センター来所後、職場実習を経て就職した。段ボールの組み立てなどの軽作業で、1年3か月勤務した。

5番目の仕事は大手書店のバックヤードで、7月に就職し、現在も就業中。

(3) 職業紹介状況

地域障害者職業センター来所後、職業評価の後すぐに事業所との採用面接が行われた。実習を行い（4番目の仕事）、26年12月に就職した（障害者雇用）。5番目の仕事も障害者雇用である。

(4) 離転職の状況、原因

卒業後最初の仕事（ホテル）は、労働条件が厳しく過酷だったため退職した。2番目の仕事の退職理由は不明。3番目の仕事（スーパー）は、部署異動があり、その後、周りとの人間関係が悪くなり、パワハラを受けたという認識をもち、退職した。

2 本人の現状（活動、収入、性格等）及びそれに付随する事項

3番目の仕事（スーパー）に勤務していたときに、上司の勧めで療育手帳を取得した。

人との距離感が近く、4番目の仕事（服飾）を退職したときは年下の上司に友達口調で話してしまったことも退職の原因である。反面、言葉はスムーズで、人なつっこいところがある。

3番目の仕事は9年間続いたが、仕事はそれほどできなかったようである。お客様に迷惑をかけてしまったことに対して、本人なりに解決策を試行錯誤していた。会社として見るに見かねて部署異動をさせたが、異動先では、職場の同僚から遅刻を指摘された。本人には遅刻の自覚がなく、周りとの人間関係がこじれて退職した。

3 学歴（なぜ一般校を選んだかを含む）及び障害者向け職業教育状況

子供の頃は障害があるとは、周囲に思われていなかったと思われる。

基本的な学力はそれほどなくても、軽度の知的障害では学校生活（部活動や友達づきあい）がうまくいってれば、障害に気付かず上の学校へ進学していくというパターンがある。言葉はスムーズで先輩後輩等の人間関係も良好なので、この方もそういう形で進学したのではないかと思われる。

4 家庭環境、交遊状況、本人及び家族の障害理解状況

親と同居している。手帳を取得する前は、親も障害があるとは気付いていなかったと思われる。現在では親も知的障害を理解している。

5 就職に結びついたポイント

9年間勤めたスーパーでは、他の社員と異なる行動パターンをとることもあったが、障害者雇用ではないので、本人も同僚も障害との認識がなく、浮いてしまっていた。この方の場合、スーパーの上司に障害の知識があり、手帳取得を勧めたことが、障害に気付く決定的な契機となった。この出会いがなかったら、一般雇用で離転職を繰り返していたであろう。

性別 女性 年齢階層 25～34歳 収入 なし（職歴 あり）
発達障害との重複 なし 弱視あり

1 これまでの就業状況及びそれに付随する事項

(1) 経歴について

一般高校卒業後、離転職を繰り返す。

就職が困難なことを知り合いに相談したところ、引きこもり支援機関を紹介され、そこで知的障害の情報を受ける。さらに、そこからハローワークの一般窓口で就職支援ナビゲータにつながる。

平成28年2月 ハローワークの就職支援ナビとの相談で障害者雇用支援制度の情報を受けたことで、療育手帳を取得する。

地域障害者職業センター来所（ハローワークからの案内）、職業評価実施

平成28年10月 就職（ハローワーク紹介、障害者求人）

(2) 就職時の状況、これまでの就業状況

単発の派遣、チラシ配り、ファストフード店でのアルバイト、病院での介護補助、父親の知り合いの会社での勤務、父親の自営業の手伝いなど。手帳取得前なので一般雇用での就職だった。ハローワークでも一般求人中心に探していた。

利用した支援機関はハローワーク、引きこもり支援機関、地域障害者職業センターのみである。

(3) 職業紹介状況

職業評価後、ハローワークから障害者求人の情報提供があり、職務試行法による実習を経て就職した。製造業の工場で、知的障害者向けに仕事を切り出してもらった。清掃、シュレッダー、書類仕分けなどの仕事である。既に障害者を何人か雇用している会社である。

(4) 離転職の状況、原因

仕事のスピードについていけなかった。行動が遅く、職場でのスピードが課題になって離職することが多かった。

2 本人の現状（活動、収入、性格等）及びそれに付随する事項

コミュニケーションは概ね問題ない。

地域障害者職業センター来所時は、自分のできる仕事に就きたい、自分に合った仕事を見つけないとすることで、希望職種は曖昧だった。洗浄やライン作業は避けたいとのことだった。

3 学歴（なぜ一般校を選んだかを含む）及び障害者向け職業教育状況

先天性の障害があり、就学前から健診、相談をしてきた。その頃は知能指数からは特に問題はないとされ、一般校への進学を勧められてきた。

4 家庭環境、交遊状況、本人及び家族の障害理解状況

本人が知的障害を理解したのは引きこもり支援機関との相談の後と思われる。

5 就職に結びついたポイント

就職に困っていたときに、知り合いに相談したことが障害に気付く大きなきっかけとなり、引きこもり支援機関につながり、ハローワークにつながった。

本事例は軽度の知的障害の方で、これまで障害者の雇用支援制度を利用してこなかった例である。こういう場合は支援機関も利用しないことが多いが、地域障害者職業センターで職務試行法等の制度利用を始めてからはすぐに職業紹介が行われ、障害者求人に就職が決定した。

性別 女性 年齢階層 15～24歳 収入 なし（職歴 あり）
発達障害との重複 なし

1 これまでの就業状況及びそれに付随する事項

(1) 経歴について

平成26年 療育手帳取得（中学在学中）
平成26年4月 高校入学
平成26年6月 高校中退、ハローワーク来所
 6月 自治体の支援機関に通い始める。
平成26年7月 就職
平成26年8月 離職
 支援機関利用中

(2) 就職時の状況、これまでの就業状況

高校中退直後にハローワークに来所、自治体の支援機関にも登録した。
パンの包装の仕事を紹介、就職するが、1か月で退職した。離職理由は不明である。
現在は自治体の支援機関に通所している。

(3) 職業紹介状況

上記1回のみ。

(4) 離転職の状況、原因

能力的に問題があるのではなく、様々な点で職業準備性が整っていなかったものと思われる。

2 本人の現状（活動、収入、性格等）及びそれに付随する事項

数字には少し弱いですが、能力的にそれほど問題はない。親がしっかりしていれば手帳取得の必要はなかったかもしれない。様々な点で有利だからという支援機関のアドバイスで取得した。
中学生の頃からアルバイトをいくつかしている。スーパーのレジの仕事をしたこともあるぐらいで、能力的にそれほど問題はない。
現在、支援機関に引き続き通いながら生活状況等が整うのを待っているものと思われる。

3 学歴（なぜ一般校を選んだかを含む）及び障害者向け職業教育状況

高校中退理由等は不明である。

4 家庭環境、交遊状況、本人及び家族の障害理解状況

この方は家庭環境に問題がある。母親の育児放棄で放置されていた。児童相談所で紹介された施設に入寮し、児童相談所の支援を受けている。
父親はいないようである。
本人は障害のことも手帳の意味も分かっている。

- 5 就職に結びついていないポイント
特になし。

性別 男性 年齢階層 15～24歳 収入 なし（職歴 あり）
発達障害との重複 あり

1 これまでの就業状況及びそれに付随する事項

(1) 経歴について

平成15年 療育手帳取得

平成21年1月 ハローワーク登録（転居前）

平成21年4月 障害者技術専門校入校（訓練内容は不明）したが、短期間で体調を崩し中止した。

平成21年10月頃 発達障害の診断（高機能自閉症）を受ける。

平成21年12月～22年2月 障害者委託訓練（PC習得コース）受講する。

平成22年4月～23年9月 雑貨屋でアルバイト（雇用保険被保険者、一般求人）

平成23年12月～24年2月 障害者委託訓練（ITビジネス科）受講する。

平成26年6月～11月 緊急雇用対策求人（障害者）で期限付き雇用で就職する。

（転居前に就労移行支援事業所利用あり）

平成27年9月 転居、ハローワークへ来所

2か所紹介、不調

この間に障害者就業・生活支援センターに登録

平成27年12月 就労移行支援事業所利用開始

(2) 就職時の状況、これまでの就業状況

転居前に2か所で就業している。1か所は雑貨屋のアルバイト、もう1か所は障害者向けの緊急雇用対策求人であるが6か月間の有期雇用であった。

(3) 職業紹介状況

転居前に障害者就職面接会で事務系職種に応募している。

転居後、ハローワークで相談したのは3回である。

求人を2か所紹介した。障害者就業・生活支援センターの支援員が同行したが、自主選択応募希望なので本人が選んだ求人である。いずれも不調であった（いずれも大手企業の事務職）。

(4) 離転職の状況、原因

不明である。

2 本人の現状（活動、収入、性格等）及びそれに付随する事項

発達障害との重複あり（高機能自閉症）。軽度知的障害だが知能指数は高めである。

転居後、障害者就業・生活支援センターの紹介で就労移行支援事業所を利用している。

転居前には地域障害者職業センターを何回か利用している。

3 学歴（なぜ一般校を選んだかを含む）及び障害者向け職業教育状況

一般高校卒業後、障害者技術専門校に入校したが短期間で退校した。

一般高校入学理由は不明である。

4 家庭環境、交遊状況、本人及び家族の障害理解状況

療育手帳の取得は中学生のときであり、基本的に親の理解によるものであろう。これまでの相談記録にも親が同行したことが記されているので、親の理解はあると思われる。

5 就職に結びつくためのポイント

軽度知的障害の中でも障害は軽いので、障害の有無よりも社会、職業にうまく適応するかどうかで今後、就職が決まるだろう。

性別 女性 年齢階層 15～24歳 収入 なし（職歴 あり）
発達障害との重複 なし

1 これまでの就業状況及びそれに付随する事項

(1) 経歴について

小中学校は不登校で卒業の直前のみ登校していた。

通信制高校を中退

4回離職

平成26年8月 通信制高校中退後、20歳で療育手帳を取得した。

地域障害者職業センター来所、登録時20歳であった。

(2) 就職時の状況、これまでの就業状況

高校中退後、以下4か所で就職、離職した。いずれも療育手帳取得前である。

居酒屋 1年1か月

販売店の清掃 半年

ホテルの清掃 2か月

居酒屋 1か月

(3) 職業紹介状況

これまで勤務した4か所は、いずれも一般雇用で自己就職したものである。

療育手帳取得は自治体施設が勧めたものであり、ハローワークの紹介で地域障害者職業センターに来所した。手帳取得後はハローワーク専門援助部門で相談し、障害者雇用を希望している。

地域障害者職業センターで職業評価後、職業準備支援を提案したが、求職活動を優先させたいとのことで、1週間の体験だけで終わった。

(4) 離転職の状況、原因

4か所のうち2か所では、家族が労働条件面で職場に干渉し、本人がいづらくなることが離職の主な原因である。また、作業が遅いと言われたり、仕事に慣れるまでに時間がかかったり、曖昧な言葉が分かりづらかったということもあったので、仕事の遂行力に課題があったことも、離職の要因であろう。

2 本人の現状（活動、収入、性格等）及びそれに付随する事項

生活保護受給中である。

現在はアパートで1人暮らし、家族とは音信不通である。

就労意欲はある。1人暮らしなので自分で稼がないといけないと思っている。

3 学歴（なぜ一般校を選んだかを含む）及び障害者向け職業教育状況

小中学校の時から不登校があった。家族が学校へ干渉することが度々あった。

4 家庭環境、交遊状況、本人及び家族の障害理解状況

家族の干渉がかなりあった。そのため、家を出てアパートで1人暮らしをしている。

家を出てからは、家族とは音信不通状態である。療育手帳を取得したことも伝えていない。

5 就職に結びつくためのポイント

地域障害者職業センターでは障害者就業・生活支援センターの利用を提案したこともある（利用はせず）。

本人は障害を理解しており、就労意欲もあるので、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどの就労支援体制が取れば就職・定着していける可能性のある方である。

性別 男性 年齢階層 15～24歳 収入 なし（職歴 あり）
発達障害との重複 なし

1 これまでの就業状況及びそれに付随する事項

(1) 経歴について

てんかんの診断（中学在学中）
平成27年3月 4年制大学卒業
平成27年4月 就職（高齢者介護）6か月で退職
平成27年12月 療育手帳取得
平成27年12月 ハローワークへ来所した。
地域障害者職業センターに紹介、職業評価を受けた。
平成28年4月 就労移行支援事業所へ案内した。

(2) 就職時の状況、これまでの就業状況

就労移行支援事業所はハローワークで勧めたもの。

(3) 職業紹介状況

まだ紹介はしていない。

(4) 離転職の状況、原因

就職は大学卒業時に1回した。自己都合（仕事がうまくできなかった。）で退職した。

高齢者介護の職場からは、挨拶ができない、利用者（高齢者）の食事をセットできない、メモが取れない、取れても実行できないといった点が問題点として指摘されている。

2 本人の現状（活動、収入、性格等）及びそれに付随する事項

知的障害の方にありがちな整容の乱れがみられた。性格的には優しい性格である。

前の職場（高齢者介護）で発達障害ではないかと言われ受診したが、療育手帳該当ということで療育手帳を取得した。

職業評価の中では、コミュニケーションが不適切と指摘され、地域障害者職業センターのスタッフにも友達口調で話していた。このため、困ったときの質問の仕方、指導の受け方、指摘の受け取り方の練習をした。

3 学歴（なぜ一般校を選んだかを含む）及び障害者向け職業教育状況

就学前健診で平均より遅れているが、これからゆっくり成長するので心配ないと言われた。このため様子を見ることとして、判断を先送りしたようである。

4年制大学にも進学し、卒業している。

4 家庭環境、交遊状況、本人及び家族の障害理解状況

てんかんもあることから、親と高齢者介護の職場の間で連絡帳のやりとりをしていた。親は連絡帳で職場でうまくいかない様子を把握して病院を受診させ、知的障害の検査を受けた。本人は手帳取得には葛藤はあったが、取得してすぐにハローワークに来所した。その際には両親も同行している。ハローワークに

来てすぐに地域障害者職業センターの職業評価を希望したので、センターにつないだ。

現在、父母と同居している。

5 就職できないでいる要因

現在、就労移行支援事業所を利用しており、利用期間である2年間の間に焦らずに就職したいと考えている。

就職、離職を繰り返すパターンではない。最初の職場がうまくいかなくて落ち込み、メンタル不調気味になって辞めたということもあり、そこを立て直したいと考えている。

性別 男性 年齢階層 15～24歳 収入 なし（職歴 あり）
発達障害との重複 あり

1 これまでの就業状況及びそれに付随する事項

(1) 経歴について

平成10年2月 幼少期に療育手帳取得

平成23年頃 高校卒業、就職（食品製造加工）

平成27年3月 離職（4年6か月勤務）

この前後に発達障害（自閉症スペクトラム障害）の診断を受ける。精神障害者保健福祉手帳は未取得である。

平成27年8月 地域障害者職業センターの説明会へ参加したが、登録せず。

平成27年11月 地域障害者職業センター来所、初回相談実施。

(2) 就職時の状況、これまでの就業状況

高校卒業時に学校紹介で就職した1社のみ。

(3) 職業紹介状況

地域障害者職業センターに来所したきっかけは、幼少期に療育の相談をしていた人に改めて相談したところ地域障害者職業センターを教してもらい、直接来所したとのことである。

地域障害者職業センターでは職業評価を行った。評価結果はハローワークと支援機関にフィードバックし、その後の支援はハローワーク専門援助窓口と自治体の支援機関が行っている。

(4) 離転職の状況、原因

高卒で食品製造加工の工場に就職した。退職理由は人間関係である。長く勤務したが、人間関係が悪く、うつ状態になり退職した。うつ状態で受診した病院で、自閉症スペクトラム障害の診断を受けた。

2 本人の現状（活動、収入、性格等）及びそれに付随する事項

現在は地域活動センターでボランティア（手伝い、週1回）をしている。地域活動センターと正式な利用契約は結んでいないが、実態的には利用者と思われる。

3 学歴（なぜ一般校を選んだかを含む）及び障害者向け職業教育状況

幼少期に言葉の遅れが気になって、母親が児童発達支援センターに連れて行き、療育手帳を取得したが、学校はずっと一般校に通った。

一般校でいじめにあったが、友達もあり部活にも参加し不登校にはならなかった。

4 家庭環境、交遊状況、本人及び家族の障害理解状況

両親と弟と同居している。家庭環境に問題はない。母親も障害を理解しているようだが、仕事があってハローワークに同行できないようだ。

5 就職に至らない理由

相談したところ、就労意欲は希薄だが、働かないといけないと少しは思っている。

中学、高校時代のいじめがトラウマになっているようで、人間関係でうつ状態になったことで仕事を辞めているので、なかなか次の仕事への就労意欲がわからないのではと推測される。

ハローワークには失業給付受給のために行っているが、自分で求人票を選んで紹介を申し込むには困難があると思われる。

知的障害のためにどのような求人内容や労働条件が自分に適しているのかといった判断が難しいのではないか。

若年軽度知的障害者の実態把握調査結果No.17

性別 女性 年齢階層 25～34歳 収入 なし（職歴 あり）
発達障害との重複 なし

1 これまでの就業状況及びそれに付随する事項

(1) 経歴について

平成13年7月 療育手帳取得（中学在学中）

平成17年3月 一般高校卒業

平成17年4月 就労移行支援事業所利用

平成17年12月 コーヒーショップ店員に就職した。ハローワーク紹介ではないが、障害はオープンで就職した。

10年間勤務した。

離職、ハローワーク来所、雇用保険失業給付受給

平成28年6月 就職（スーパーのバックヤード、ハローワーク紹介、障害者求人）

1週間で離職した。

その後、就労移行支援事業所を利用している。

(2) 就職時の状況、これまでの就業状況

高校卒業後、就労移行支援事業所を利用、その後コーヒーショップに就職。おそらくは就労移行支援事業所の紹介と思われる。

コーヒーショップでは10年間勤務し、レジ、ドリンク作り、清掃など一通りの仕事は全部できるようになっていた。

(3) 職業紹介状況

コーヒーショップ離職後、雇用保険失業給付受給のためハローワークに通っていた。その中でスーパーのバックヤードの仕事を紹介、採用されるが、1週間で離職した。

(4) 離転職の状況、原因

コーヒーショップでは最初、アルバイトで就職した。その後、本人の働きぶりをみて正社員に登用された。その時に週休3日から週休2日になったのと同時に不眠などの精神症状が出て休職。アルバイトで復職したが、同様な症状が出たため退職した。

スーパーを退職した理由としては、失業給付の残日数が少なくなっていたので焦って決めてしまったことや、1人で作業することが多く、周りに聞こうとしても聞く人がいなかったことなどを挙げている。

2 本人の現状（活動、収入、性格等）及びそれに付随する事項

本人は保育士の仕事をするのが夢である。保育士資格取得のための勉強をしている。勉強の気分転換に就労移行支援事業所に通っているとのこと。

本人は一度考えるとそのことしか見えなくなってしまうので、保育士の資格を取るとなると、もうそれにこだわってしまう。例えば、「必ずしも保育士でなくとも、子供と関わる別の仕事でも」ともちかけても、私は保育士だと固執する。

発達・精神障害はない。

3 学歴（なぜ一般校を選んだかを含む）及び障害者向け職業教育状況

特別支援学校へ行かなかった理由は明らかではないが、知的障害としてはレベルが高く、両親は一般校でもいけると思ったのではないか。実際、漢字も書けるし、字もきれいで受け答えもしっかりしている。

4 家庭環境、交遊状況、本人及び家族の障害理解状況

母親は障害者を対象とした学童保育のNPO法人をやっており、本人も手伝っている。

5 就職に結びつきにくい理由

知的障害としてはレベルが高く、初めて会った人には知的障害があるとは分かりにくいくらいである。仕事もある程度1人ででき、受け答えもしっかりしている。このため、1人で任せても大丈夫だろうという印象を持たれがちであり、指示された仕事が負担になってしまうものと推測される。スーパーのバックヤードで1人作業が多かったのも、仕事を任されたという背景があると思われる。

性別 男性 年齢階層 25～34歳 収入 なし（職歴 あり）
発達障害との重複 なし

1 これまでの就業状況及びそれに付随する事項

(1) 経歴について

平成21年3月 全日制一般高校卒業

9月 販売職（パート）就職

12月 退職（3か月で自己都合退職）

～この間の状況不明～

平成26年3月 療育手帳を取得

4月 ハローワーク来所（母親が同行）

7月 就労継続支援A型事業所を紹介したが不調であった。

(2) 就職時の状況、これまでの就業状況

高校卒業後の9月に販売職に就職。パートの接客販売だった。

(3) 職業紹介状況

ハローワーク来所時には就労継続支援A型事業所を希望していた。

就労継続支援A型事業所を紹介したが、入所するときに最初に行われるアセスメントに途中から来なくなつたため採用されなかった。

その後、ハローワークに来所していない。

(4) 離転職の状況、原因

販売職の離職理由は自己都合との記録のみである。

2 本人の現状（活動、収入、性格等）及びそれに付随する事項

手帳取得はハローワークに来る直前であり、就労継続支援A型事業所に就職するために取得したと思われる。

3 学歴（なぜ一般校を選んだかを含む）及び障害者向け職業教育状況

全日制高校を卒業した。特別支援学校に進学しなかった理由は不明だが、下記4の理由によるかもしれない。

4 家庭環境、交遊状況、本人及び家族の障害理解状況

家族状況は不明である。家族としては、軽度知的障害なので手帳を取らずにすむなら取らせたくないと思ったのかもしれない。

また、手帳を取得することで、障害者のレッテルを貼られるのを避けたかったのかもしれない。

ハローワーク来所時は母親が同行しているので、その時点では母親は障害を理解していたと思われる。

5 就職が困難なポイント

紹介した就労継続支援A型事業所のアセスメントに途中から来なくなるなど、職業準備性が不足してい

た可能性が高い。

その後、ハローワークにも来所していない。

第5章 軽度知的障害者の就業支援の課題について

本研究は、知的障害の軽度な者の中には一般高校へ進学した後、特別支援学校におけるような障害者向けの手厚い支援が受けられず、若年時から離転職を繰り返し、安定した雇用に結びつかない者がみられるという問題提起に基づいて、軽度知的障害者の実態を把握することを目的に行った。

問題提起から分かるように、この問題が生起する背景には、特別支援学校高等部ではなく、一般高校への進学を選択する知的障害の軽度な者が一定程度存在することがある。

この原因として、幼少時に知的障害を指摘され、両親や家族もそのことを理解していても、小中学校ではなんとか学校生活を送ることができているので、療育手帳取得の時期を見計らっていて実行に至っていない場合がある。また、親が世間体を気にしたり、障害のレッテルを貼られることを忌避して、特別支援学校に入れないことがあると第2章で指摘している。

第3章でみたように、軽度知的障害者においては、療育手帳取得年齢が15～19歳層が最も多く、その理由として「就職に有利」、取得のきっかけとして「関係機関の勧め」が多くなっている。こうしたことから、就職に際して、その困難性に直面し、ようやく療育手帳取得に向けて、本人、親が動き出しているものと思われる。特に、女性の場合は男性と比べて、療育手帳取得のきっかけとして「関係機関の勧め」が多く、「親の判断」が少ないのは、親として知的障害を認めたくないとの気持ちが強く働いているものとも考えられる。

こうした課題を解決するには、まずもって親が障害を理解する必要があるが、このためには、特に、中学校卒業時に本人、親が知的障害を理解し、特別支援学校進学という選択肢もあることを理解することが必要であろう。

一般高校を選択する別の要因としては、障害が軽度であって、家族、本人も障害があるとは全く思っておらず、一般高校入学後又は卒業後に初めて外部から指摘を受けて療育手帳を取得する場合である。こうした場合には、4年制大学まで進学する場合もみられている。この場合においても、一般高校やその後の進学先の学校からの就職支援が十分でなく、就職の段階で就職難に陥ってしまう。

第4章の事例にもみられるが、この場合に軽度知的障害者の円滑な就職、職場定着に当たって最も重要なポイントは、家族と本人が障害の存在に気付き、理解することである。高校卒業後に療育手帳を取得しているケースでは、就職問題でかなり困難を感じている様子がみられる。こうした事例が今回調査で複数みられたことから、社会にはこうした方が一定程度存在するものと推測できる。高校卒業後であっても、障害の理解がなされた時点で療育手帳を取得し、ハローワーク等での障害者支援を受けることで、スムーズな就職に結びつく事例がみられていることから、そうした困難を抱えている方々の声を察知し、「気付き」に誘導する指導機会が必要だと思われる。このため、就職が難しく、困っている軽度知的障害者、あるいはその家族に対して助言、援助できる十分な指導機会の用意が求められる。事例集においても、気付きを促した契機として「親戚」「知合い」「会社の上司」「ひきこもり支援機関」「保健師」「自治体施設」等からの助言が本人、家族の障害理解の決定的な転機になった例がみられている。これらが最初の一步となり、その後障害者就業支援機関につながったことが就職への転機になっている。そこで、まず最初の手がかりの場を増やすこと、その上で就業支援機関に円滑につながって行くような方策が必要であることを指摘しておきたい。その際には、障害の気付き、理解を促すことはもとより、障害者雇用支援制度の活用を本人、家族に周知することも必要である。

「専門的な支援が必要な若年軽度知的障害者の実態把握に関する基礎調査」調査票

※ 実際の調査票は電子ファイル（Excelファイル）であり、ディスプレイ上に表示したものに回答するものであった。ここでは印刷の都合上、レイアウトを一部変更している。

調査票の構成

- ・本ファイルは「入力シート」（事例1～3まで計3シート）、「手帳等級」、注（1～17まで計17シート）で構成されています。
- ・下記で回答方法等をご確認の上、「入力シート」で回答を行って下さい。

回答に際するお願い

入力シートに回答したり、印刷するときには、縮小や拡大などの操作をせず、元の設定のままにしてくださいようお願いします。

倍率を操作することで、レイアウトが崩れてしまう可能性があります。

回答方法の種類と操作方法

本調査では以下の3種類の回答方法があります。回答に際する操作方法は以下の通りです。

- ① 複数の選択肢から1つを選ぶ場合（○のボタン）
 - ・該当する選択肢の頭に配置されたボタンをクリックしてください。
 - ・選択したボタンは○ → ● のように変化します。
 - ・回答は何度でも変更できます。
 - ・押す必要がないボタンを誤ってクリックしてしまった場合は、回答欄付近にある「赤色の網掛けがかかったセル」をクリックした上で"Delete"キーを押すと、回答を取り消すことができます。
- ② 複数の選択肢から該当するものを全て選ぶ場合（□のボタン）
 - ・該当する選択肢の頭に配置されたボタンを「全て」をクリックしてください。
 - ・選択したボタンは□ → ▣ のように変化します。
 - ・選択を取り消す時は再度ボタンをクリックして下さい。▣ → □ のように変化したら、選択が取り消されたことを意味します。
- ③ キーボードで回答を直接入力する場合（枠で囲まれた回答欄）

注について

入力シートに（注○）のように注がついている箇所があったら、（注○）という箇所をクリックして下さい。クリックすると、用語の説明が書かれた画面に移動します。

「[回答に戻る](#)」をクリックすると入力シートに戻ります。

ただし、「入力シート（事例1）」に回答していた方は「[回答に戻る（事例1）](#)」を、

「入力シート（事例2）」に回答していた方は「[回答に戻る（事例2）](#)」を、

「入力シート（事例3）」に回答していた方は「[回答に戻る（事例3）](#)」を、

それぞれクリックしてください。

もし、回答していた入力シートとは別の入力シートに戻った場合は、該当する入力シートのシートタブをクリックしてください。

問1 回答者の所属名を入力してください。

(1)	性別	<input type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
(2)	初回来所時の年齢	() 歳 <input type="radio"/> 正確には不明だが、35歳未満
(3)	① 最終学歴(注1) 及び卒業・中退の別	<input type="radio"/> 全日制高校 <input type="radio"/> 定時制高校 <input type="radio"/> 通信制高校 <input type="radio"/> サポート校 <input type="radio"/> 職業能力開発高等学校・短期大学校 <input type="radio"/> 高专 短大 専門学校 大学 <input type="radio"/> その他
を		
(4)	② 特別支援学級の在学歴の有無	<input type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし <input type="radio"/> 不明
(5)	③ 職業訓練(注2) の受講歴の有無	<input type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし <input type="radio"/> 不明 (うち 障害者職業訓練の受講歴 <input type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし <input type="radio"/> 不明)
(6)	④ 就労系福祉サービスの利用歴	<input type="radio"/> 利用歴あり → (利用歴のあるもの全てにチェック) <input type="checkbox"/> 就労移行支援事業所 <input type="checkbox"/> 就労継続支援A型事業所 <input type="checkbox"/> 利用歴なし <input type="checkbox"/> 就労継続支援B型事業所 <input type="checkbox"/> 不明

卒業
 中退
 不明

問2 本人の性別・学歴等

(1)	① 療育手帳(注3) の交付年月を把握していますか。	<input type="radio"/> 把握している → (平成)年 ()月
(2)	② 手帳等級(注4) を把握していますか。	<input type="radio"/> 把握している → 手帳等級を記入して下さい。()級 <input type="radio"/> 不明
(3)	③ 手帳の取得理由を把握していますか。	<input type="radio"/> 把握している → (当てはまるもの全てにチェック) <input type="checkbox"/> 就職に有利 <input type="checkbox"/> 生活に便利 <input type="checkbox"/> 親が取得したのでよくわからない <input type="checkbox"/> 不明
(4)	④ 手帳の取得のきっかけを把握していますか。	<input type="radio"/> 把握している → (当てはまるものにチェック) <input type="radio"/> 自分で判断 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="radio"/> 親などの判断 <input type="checkbox"/> その他(関係機関の勧め等)
(5)	① 本人の障害の理解状況(注5)	<input type="radio"/> 理解している <input type="radio"/> 理解していない <input type="radio"/> 不明

問3 本人の手帳・障害の

状況	② 発達障害との重複について	<input type="radio"/> 発達障害の診断がある → (精神障害者保健福祉手帳の有無) <input type="radio"/> あり <input type="radio"/> 発達障害の診断はないが発達障害者の支援機関に繋がった <input type="radio"/> 重複はないと思われる <input type="radio"/> 不明
障害		<input type="radio"/> なし <input type="radio"/> 不明

問 4	(1) 家族関係 (本人と世帯主(注6) との続柄)	<input type="radio"/> 世帯主 <input type="radio"/> 世帯主の配偶者 <input type="radio"/> その他の親族 <input type="radio"/> 非親族世帯員 <input type="radio"/> 不明
本人の生活	(2) 配偶関係	<input type="radio"/> 未婚 <input type="radio"/> 配偶者あり <input type="radio"/> 死別・離別 <input type="radio"/> 不明
状況	(3) 住居	<input type="radio"/> 自宅 (家族と同居) <input type="radio"/> 自宅 (家族とは別居) <input type="radio"/> 会社・学校の寮 <input type="radio"/> 福祉施設 <input type="radio"/> その他 <input type="radio"/> 不明

問 5	(1) 回答時点での就業状況	<input type="radio"/> 収入になる仕事(注7)をしている <input type="radio"/> 収入になる仕事をしていない(注8) <input type="radio"/> 不明
本人の就業	(2) 「収入になる仕事をしている」場合 収入になる仕事の種類を把握していますか。	<input type="radio"/> 把握している → (当てはまるもの全てにチェック) <input type="radio"/> 不明
状況	(3) 「収入になる仕事をしていない」場合 活動状況を把握していますか。	<input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自家営業の手伝い (農業含む) <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 就労継続支援A型事業所 (注7) <input type="checkbox"/> 就労継続支援B型事業所 (注7) <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特に活動を何もしていない <input type="checkbox"/> 職業訓練受講中 又は就労移行支援事業所利用中 <input type="checkbox"/> 通学中 <input type="checkbox"/> ボランティアなど無報酬の仕事

その他

(1)	「収入になる仕事をしていない」場合 本人の職歴の有無 (注9)	<input type="radio"/> 最終学歴卒業又は中退後 職についていた経験(注10) がある <input type="radio"/> 最終学歴卒業又は中退後、職についていたことがない <input type="radio"/> 不明
(2)	直前の質問で「最終学歴卒業又は中退後、職についていた経験がある」と回答した場合、以下①～⑥までお答えください。	
	① 前職離職から回答時点までの期間(注11)	<input type="radio"/> 1か月以上 → ()年()か月 <input type="radio"/> 1か月未満 <input type="radio"/> 不明
	② 前職勤務が継続した期間	<input type="radio"/> 1か月以上 → ()年()か月 <input type="radio"/> 1か月未満 <input type="radio"/> 不明
	③ 前職を辞めた理由 (注12)を把握していますか。	<input type="radio"/> 把握している → (当てはまるもの全てにチェック) <input type="radio"/> 不明
	④ 卒又は中退後初職(注13)と前職は同じ職種(注14)ですか。○ 同じ ○ 違う ○ 不明	<input type="checkbox"/> 雇用期間の満了 <input type="checkbox"/> 人員整理・倒産・先行き不安 <input type="checkbox"/> 作業水準について行けなかった <input type="checkbox"/> 本人の能力を発揮できなかった <input type="checkbox"/> 人間関係がうまく行かなかった <input type="checkbox"/> 労働条件に不満があった <input type="checkbox"/> 本人や家族の事情 <input type="checkbox"/> その他
	⑤ 前職の求人区分	<input type="radio"/> 一般求人 ○ 障害者求人 ○ 不明
	⑥ 卒又は中退後から回答時点までの離職回数を把握していますか。	<input type="radio"/> おおよそ把握している → (当てはまるものにチェック) <input type="radio"/> 不明
		<input type="radio"/> 1～2回 <input type="radio"/> 3～4回 <input type="radio"/> 5～9回 <input type="radio"/> 10回以上

(1)	学校教育で受けた支援 (注15)	< 知的障害に配慮した支援 > <input type="radio"/> 受けている → (当てはまるもの全てにチェック) <input type="radio"/> 受けていない <input type="radio"/> 不明
		<input type="checkbox"/> 職業教育 <input type="checkbox"/> 進路相談 <input type="checkbox"/> 個別求人開拓 <input type="checkbox"/> 職場実習 <input type="checkbox"/> 就職後のフォローアップ

問 7 本人の就業支援の状況		<input type="checkbox"/> その他
(2)	就業支援機関で受けた支援 (注16)	< 知的障害に配慮した支援 > <input type="radio"/> 受けている → (当てはまるもの全てにチェック) <input type="radio"/> 受けていない <input type="radio"/> 不明 <input type="checkbox"/> 職業教育 <input type="checkbox"/> 進路相談 <input type="checkbox"/> 個別求人開拓 <input type="checkbox"/> 職場体験 <input type="checkbox"/> 就職後のフォローアップ <input type="checkbox"/> その他
	① 本人の就職・職場定着に向けて必要と考えられる周囲の支援	< 一般向けの支援 > <input type="radio"/> 受けている → (当てはまるもの全てにチェック) <input type="radio"/> 受けていない <input type="radio"/> 不明 <input type="checkbox"/> 職業相談 <input type="checkbox"/> 個別求人開拓 <input type="checkbox"/> 職場体験 <input type="checkbox"/> 就職後のフォローアップ <input type="checkbox"/> その他
	① 本人の就職・職場定着に向けて必要と考えられる周囲の支援	<input type="checkbox"/> 就職の相談 <input type="checkbox"/> 就職のための訓練 <input type="checkbox"/> 職場実習・トライアル雇用 <input type="checkbox"/> ショプコーチ支援 <input type="checkbox"/> 職場の理解 <input type="checkbox"/> その他 (下の欄に具体的に記入してください)

問 8 回答者の所見

② 就職・職場定着に向けての本人の課題

あり → (当てはまるもの全てにチェック)

特になし

障害の理解

就労意欲

コミュニケーションの改善

対人関係の改善

基礎体力

作業指示の理解

その他 (下の欄に具体的に記入してください。)

③ 就職後の職場定着に向けた職務遂行上の課題

あり → (当てはまるもの全てにチェック)

特になし

職務を遂行できること

作業態度の改善

職場ルールの理解

基本的労働習慣

その他 (下の欄に具体的に記入してください。)

問 9 好事例

本アンケートの対象に該当する軽度知的障害者で、地域の関係機関との連携などにより就職し職場定着した事例があれば下の欄に記入してください。
特にない場合は「特になし」と記入してください。

173
の
紹
介

最後に… 黄色で網掛けのセルは未回答の箇所となっております。黄色のセルがないことをご確認の上、調査票をご返送ください。

注1 学歴について

- ・「高校」は高等学校、中等教育学校の後期課程を指します。
- ・「サポート校」とは、一般に、通信制高校在籍者や高等学校卒業程度認定を目指す人を対象に、普通教科の学習支援や通信課程の教科補習を行う民間施設です。サポート校の卒業、中退の取扱については、サポート校卒業後、高卒認定を受けている場合は「卒業」とし、受けていない場合は「中退」、高卒認定を受けたか否か不明な場合は「不明」としてください。
- ・「専門学校」は専修学校専門課程・各種学校（高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの）を指します。
- ・「職業能力開発大学校・短期大学校」はポリテクカレッジのことを指します。

注2 職業訓練

公共職業訓練を指します。

注3 療育手帳

各都道府県、政令市における療育手帳を指します。

注4 手帳等級の表示（別シート：「手帳等級」を参照）

B2等の知的障害の程度の表示を記入してください。

注5 障害の理解状況

例えば、障害者求人への応募に同意しない場合など自分に障害のあることを認めることに難色を示す場合等には障害について理解していないものとします。

注6 世帯主

単身で学校や会社の寮、福祉施設に入っている人は一人一人が世帯主になります。

注7 収入になる仕事

給料、賃金、手間賃、営業収益などの収入を得る目的とする仕事のことです。自家営業の手伝いの場合、当人が無給であっても自家の収入を得る目的で仕事をしたものとします。仕事があったり、なかったり、忙しいときだけ家業を手伝う場合など就業状況がはっきりしない場合は、年間30日以上仕事をしていれば「収入になる仕事をしている」としてください。

なお、就労継続支援B型事業所の利用の場合は「収入になる仕事」に含めてください。就労移行支援事業所の利用は「収入になる仕事」に含みません。就労継続支援A型事業所の利用の場合、雇用保険被保険者として勤務している場合はそもそも本調査の対象とはなりません。雇用保険被保険者でない場合は「収入になる仕事をしている」に含めてください。

A型事業所利用者で「雇用保険被保険者かどうか不明」の場合は対象から外してください。

注8 収入になる仕事をしていない

民生委員、保護司、ボランティアなど無報酬の仕事のみしている場合や仕事を何もしていない場合、あるいは通学や職業訓練受講、就労移行支援事業を利用している場合をいいます。

注9 職につく

雇用保険被保険者として勤務することをいいます。就労継続支援A型事業所で雇用保険被保険者として勤務する場合は勤め先に含みますが、就労移行支援事業、就労継続支援B型事業所は利用時間に拘らず勤め先には含みません。

注10 職についた経験

雇用保険被保険者として勤務した経験をいいます。

注11 前職離職後の職についていない期間

ここでは便宜上、雇用保険被保険者としての勤務についていない期間をいいます。期間が1か月以上2か月未満の場合、1か月とします。

注12 前職を辞めた理由

- ・先行き不安：倒産や人員整理の恐れから自発的に退職した場合、退職勧奨により退職した場合等をいいます。
- ・本人の能力を発揮できなかった：本人の知識や技能を活かせなかった場合をいいます。
- ・本人や家庭の事情：「進学のため」や「受験準備のため」、「私傷病」、「介護」など本人事情や家庭の事情は「本人や家庭の事情」に含めてください。

注13 初職

学校卒業又は中退後に最初についた職をいいます。高卒後一旦働き、1年後に大学に進学した場合は高卒後の仕事を初職とします。

注14 職種

厚生労働省(編)職業分類の中分類の職種間移動を目安とする(例：飲食物調理 ⇄ 介護サービス)

注15 学校教育での支援

最終学歴にあげた学校(中退含む)で受けた就業に関する支援について回答してください。

注16 就業支援機関での支援

ここでは、障害者向けの就業支援機関(ハローワークの専門援助窓口、地域センター、障害者就業・生活支援センター等)のほか、ハローワークの一般窓口及びジョブカフェなど若年者向けの就業支援機関を含みます。就労系福祉サービス事業所(移行支援事業所、A型事業所、B型事業所)、職業訓練機関は除きます。

注17 職務試行

地域障害者職業センターにおいては職務試行法をいいます。

療育手帳(愛の手帳、みどりの手帳、愛護手帳)程度区分

都道府県 (政令市)	重度		重度以外	
北海道 (札幌市)	A	最重度、重度、中度+身障1~3級	B	中度、軽度
	A	最重度、重度、中度+身障1~3級	B	中度
			B-	軽度
青森県	A	最重度、重度、中度+身障1~3級	B	中度、軽度
岩手県	A	最重度、重度、中度+身障1~3級	B	中度、軽度
宮城県	A	最重度、重度、中度・軽度でIQ50以下+身障1~3級	B	中度、軽度
(仙台市)	A	最重度、重度、中度+身障1~3級	B	中度、軽度
秋田県	A	最重度、重度、中度+身障1~3級	B	中度、軽度
山形県	A	最重度、重度、中度+身障1~3級	B	中度、軽度
福島県	A	最重度、重度、中度+身障1~3級	B	中度、軽度
茨城県	①	最重度	B	中度
	A	重度、中度+身障1~3級	C	軽度
栃木県	A1	最重度	B1	中度
	A2	重度	B2	軽度
群馬県	A重	最重度、重度(旧区分)	B中	中度(旧区分)
	A中	中度+身障1~3級(旧区分)	B軽	軽度(旧区分)
	A1	最重度	B1	中度
	A2	重度	B2	軽度
	A3	中度+身障1~3級		
埼玉県	①	最重度、重度+障害児福祉手当に該当する重複障害	B	中度
	A	重度、中度+身障1~3級	C	軽度
(さいたま市)	①	最重度、重度+身障1~2級相当	B	中度
	A	重度、中度+身障1~3級	C	軽度
千葉県	①	最重度(18歳未満)	Bの1	中度
	①の1	最重度(18歳以上、常時特別の介助を要する程度の状態)		
	①の2	最重度(18歳以上、それ以外)	Bの2	軽度
	Aの1	重度		
	Aの2	中度+身障1~3級+日常生活で常時介護が必要		
(千葉市)	A	最重度、重度	B	中度、軽度
東京都	1度	最重度	3度	中度
	2度	重度	4度	軽度
神奈川県	A1	最重度、重度+身障1~3級	B1	中度
	A2	重度、中度+身障1~3級	B2	軽度
(横浜市)	A1	最重度、重度+身障1~3級	B1	中度、軽度+身障1~3級
	A2	重度、中度+身障1~3級	B2	軽度
(川崎市)	A1	著しい発達遅滞があつて、標準化された検査により判定した結果を指数化したもの(以下「知的指数」といいます。)が、おおむね20以下の場合	B1	発達遅滞があつて、知的指数がおおむね36以上50以下で上記A2に該当しない場合
	A2	発達遅滞があつて、知的指数がおおむね21以上35以下で上記A1に該当しない場合	B2	発達遅滞があつて、知的指数がおおむね51以上75以下で上記B1に該当しない場合、特例で自閉症でIQ76~91
(相模原市)	A1	最重度、重度+身障1~3級	B1	中度、軽度+身障1~3級
	A2	重度、中度+身障1~3級	B2	軽度

新潟県 (新潟市)	A	最重度、重度、中度＋身障1～3級	B	中度、軽度
富山県	A	最重度、重度、中度＋身障1～3級	B	中度、軽度
石川県	A	最重度、重度、中度＋身障1～3級	B	中度、軽度
福井県	A1	最重度、重度	B1	中度
	A2	中度＋身障1～3級	B2	軽度
山梨県	A-1	最重度又は重度＋身障1～2級	B-1	中度
	A-2a	最重度	B-2	軽度
	A-2b	重度		
	A-c	中度＋身障1～3級		
長野県	A1	最重度、重度	B1	中度
	A2	中度＋身障1～3級	B2	軽度
岐阜県	A1	最重度	B1	中度
	A2	重度、中度＋身障1～3級	B2	軽度
静岡県 (静岡市) (浜松市)	A	最重度、重度	B	中度、軽度
愛知県	A	最重度、重度	B	中度
			C	軽度
(名古屋市)	1度(A)	最重度	3度(B)	中度
	2度(A)	重度	4度(B)	軽度
	3度(A)	中度＋身障1～3級		
三重県	A1	最重度	B1	中度
	A2	重度、中度＋身障1～3級	B2	軽度
滋賀県	A1	最重度	B1	中度
	A2	重度	B2	軽度
京都府	A	最重度、重度	B	中度、軽度
(京都市)	A	最重度、重度、中度＋身障1～3級	B	中度、軽度
大阪府 (大阪市) (堺市)	A	重度	B1	中度
			B2	軽度
兵庫県	A	重度、中度＋生活面、行動面、看護面でAに該当する場合	B1	中度、軽度＋生活面、行動面、看護面でB1に該当する場合
			B2	軽度
(神戸市)	A	重度	B1	中度
			B2	軽度
奈良県	A	重度(旧区分)	B	その他(旧区分)
	A1	最重度	B1	中度
	A2	重度	B2	軽度
和歌山県	A1	最重度	B1	中度
	A2	重度	B2	軽度
鳥取県	A	最重度、重度、中度＋身障1～3級	B	中度、軽度
島根県	A	最重度、重度、中度＋身障1～3級	B	中度、軽度
岡山県 (岡山市)	A	最重度、重度、中度＋身障1～3級	B	中度、軽度
広島県 (広島市)	㊸	最重度、重度＋身障1～2級	㊹	中度
	A	重度、中度＋身障1～3級	B	軽度
山口県	A	最重度、重度、中度＋身障1～3級	B	中度、軽度
徳島県	A1	最重度	B1	中度
	A2	重度	B2	軽度
香川県	㊸	最重度	㊹	中度
	A	重度	B	軽度
愛媛県	A	最重度、重度、中度＋身障1～3級	B	中度、軽度
高知県	A1	最重度	B1	中度
	A2	重度	B2	軽度

福岡県	A1	最重度	B1	中度
	A2	重度	B2	軽度
	A3	知能指数がおおむね50以下であって、身体障害者手帳の1から3級に該当する者		
(北九州市) (福岡市)	A1	最重度	B1	中度
	A2	重度	B2	軽度
	A3	中度+身障1~3級		
佐賀県	A	最重度、重度、中度+身障1~3級	B	中度、軽度
長崎県	A1	最重度	B1	中度
	A2	重度	B2	軽度
熊本県 (熊本市)	A1	最重度	B1	中度
	A2	重度	B2	軽度
大分県	A1	最重度、重度+介護度3	B1	中度、軽度+ 介護度3
	A2	重度、中度+介護度3	B2	軽度
宮崎県	A	最重度、重度、中度+身障1~3級	B-1	中度、軽度+ 身障1~4級
			B-2	軽度
鹿児島県	A	最重度~重度(旧区分)	B	中度~軽度 (旧区分)
	A1	最重度	B1	中度
	A2	重度	B2	軽度
沖縄県	A1	最重度	B1	中度
	A2	重度	B2	軽度

無効回答の取扱い

【無回答の処理】

無回答はア、イのとおり処理した。

- ア 手帳等級を尋ねる質問（質問紙の問3の②）に対して回答が記入されていなかった場合は、知的障害が軽度かどうかの判断ができないため、その事例は分析対象から除外した。
- イ 上記ア以外の回答の対象となる質問に対して回答が記入されていなかった場合は「不明」として集計した。

【矛盾した回答の処理】

矛盾した回答はア～ケのとおり処理した。

- ア 職業訓練の受講歴を尋ねる質問（質問紙の問2（3）③）に対して「不明」と回答した一方で、障害者職業訓練の受講歴を尋ねる質問に対して回答していた場合、後者の回答は分析対象から除外した。
- イ 療育手帳の取得理由の把握の有無を尋ねる質問（質問紙の問3（1）③）、離職期間の把握の有無を尋ねる質問（質問紙の問6（2）①）、前職の離職理由の把握の有無を尋ねる質問（質問紙の問6（2）③）、離職回数の把握の有無を尋ねる質問（質問紙の問6（2）⑥）に対して「不明」と回答した一方で、取得理由、離職期間、離職理由、離職回数を回答していた場合は、前者の回答を「把握している」に訂正した。
- ウ 回答時点での就業状況を尋ねる質問（質問紙の問5の（1））に対して「収入になる仕事をしている」または「不明」と回答した一方で「収入になる仕事をしていない」場合にのみ回答を求めた質問（質問紙の問6）に回答していた場合は、後者の質問に対する回答は分析対象から除外した。
- エ 回答時点での就業状況を尋ねる質問（質問紙の問5の（1））に対して「収入になる仕事をしていない」と回答した一方で、「収入になる仕事をしている」場合にのみ回答を求めた質問（質問紙の問5（2））に対して「不明」と回答していた場合は、後者の質問に対する回答は分析対象から除外した。
- オ 回答時点での就業状況を尋ねる質問（質問紙の問5の（1））に対して「収入になる仕事をしていない」と回答した一方で「収入になる仕事をしている」場合にのみ回答を求めた質問（質問紙の問5（2））に対して「収入になる仕事の種類」を回答していた場合は、前者の質問に対する回答を「収入になる仕事をしている」に訂正した。
- カ 回答時点において「収入になる仕事をしていない」場合の活動状況を尋ねる質問（質問紙の問5（3））に対して「(活動状況を) 把握している」と回答した一方で、活動状況の種類を尋ねる質問に対して回答がなかった場合は、前者の回答を「不明」に訂正した。
- キ 回答時点において「収入になる仕事をしていない」場合の職歴の有無を尋ねる質問（問6（1））に対して「最終学歴卒業又は中退後、職についたことがない」または「不明」と回答した一方で、「最終学歴卒業又は中退後、職に就いた経験がある」場合にのみ回答を求めた質問（質問紙の問6（2））に回答していた場合は、後者の質問に対する回答は分析対象から除外した。
- ク 就業支援の状況を尋ねる質問（問7）に対して支援を「受けていない」と回答した一方で、受けた支援の種類を回答していた場合は、前者の回答を「受けている」に訂正した。
- ケ 課題の有無を尋ねる質問（問8）に対して課題が「特になし」と回答した一方で、課題の種類を回答していた場合は、前者の回答を「あり」に訂正した。

ホームページについて

本冊子のほか、障害者職業総合センターの研究成果物については、一部を除いて、下記のホームページからPDFファイルによりダウンロードできます。

【障害者職業総合センター研究部門ホームページ】

<http://www.nivr.jeed.go.jp/>

著作権等について

視覚障害その他の理由で活字のままこの本を利用できない方のために、営利を目的とする場合を除き、「録音図書」「点字図書」「拡大写本」等を作成することを認めております。その際は下記までご連絡ください。

なお、視覚障害者の方等で本冊子のテキストファイル（文章のみ）を希望されるときも、ご連絡ください。

【連絡先】

障害者職業総合センター研究企画部企画調整室

電話 043-297-9067

FAX 043-297-9057

資料シリーズ No. 97

専門的な雇用支援が必要な若年軽度知的障害者の実態把握に関する基礎調査

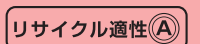
編集・発行 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
障害者職業総合センター
〒261-0014
千葉県美浜区若葉 3-1-3
電話 043-297-9067
FAX 043-297-9057

発行日 2017年4月
印刷・製本 情報印刷株式会社



NATIONAL INSTITUTE OF VOCATIONAL REHABILITATION

ISSN 0918-4570



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。